

環境省による事業

平成31年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業のうち

- ZEH支援事業
- 先進的再エネ熱等導入支援事業

経産省による事業

平成31年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業のうち

- ZEH+実証事業

平成31年度

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金

- ZEH+R強化事業

公募要領

2019年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1	事業趣旨	13
1-2	今年度の各省によるZEH支援一覧	15
1-3	補助事業要点比較表	16

2章 環境省による事業

2章-1. ZEH支援事業

1 事業概要

1-1	事業内容	21
(1)	補助金名	21
(2)	事業規模	21
(3)	補助対象となる事業者と住宅	21
(4)	交付要件	22
(5)	補助対象	23
(6)	補助金額および上限額	23
1-2	公募方法	24
(1)	公募の方法	24
(2)	一般公募	24
(3)	新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募	24
(4)	交付申請の受付方法	27
1-3	事業スケジュール	29
(1)	スケジュールの詳細	29
(2)	公募説明会	31
1-4	重要事項	31
(1)	重要事項の詳細	31

2 事業要件

2-1	設備等の要件及び補助対象設備等一覧	33
2-2	取得する省エネ性能表示の要件	35
(1)	省エネ性能表示取得に関する要件	35
(2)	注意事項	35
2-3	HEMS(エネルギー計測装置)の要件	36

INDEX

3 事業の実施

3-1	事業年間スケジュール	37
3-2	事業詳細スケジュール	38
3-3	公募～交付決定	39
(1)	事業の公募	39
(2)	新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け予約申請	39
(3)	交付申請	39
(4)	手続代行者について	39
(5)	審査	40
(6)	採択	40
(7)	交付決定	40
3-4	補助事業の開始～完了	41
(1)	補助事業の開始	41
(2)	中間報告書の提出	41
(3)	現地調査(中間検査)	42
(4)	補助事業の計画変更	42
(5)	事業完了日	42
3-5	実績報告～補助金支払	42
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	42
(2)	現地調査(完了検査)	42
(3)	補助金支払	42
(4)	事業成果の公表	42
(5)	使用状況の報告	42
(6)	取得財産の管理等	43
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	43
3-6	注意事項	44
3-7	よくあるご質問について	44

4 交付申請の方法

4-1	申請について	45
4-2	交付申請 提出書類一覧表	46

5 交付申請書及び添付書類の入力例

47

6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	56
(2)	発送の注意事項	56
(3)	問合せ先	56

INDEX

2章-2. 先進的再エネ熱等導入支援事業

1 事業概要

1-1	事業内容	61
(1)	補助金名	61
(2)	事業規模	61
(3)	補助事業者	61
(4)	補助対象となる建材・設備を導入する住宅	61
(5)	交付要件	61
(6)	補助対象となる建材・設備の要件	62
(7)	補助金額および上限額	69
(8)	他の補助事業との調整	70
(9)	補助事業に係る工事の支払い	70
1-2	公募方法	70
1-3	事業スケジュール	71
(1)	スケジュールの詳細	71
(2)	公募説明会	72
1-4	重要事項	72
(1)	重要事項の詳細	72

2 事業の実施

2-1	事業詳細スケジュール	73
2-2	公募～交付決定	74
(1)	事業の公募	74
(2)	着工写真	74
(3)	交付申請	74
(4)	手続代行者について	74
(5)	審査	74
(6)	採択	74
(7)	交付決定	75
2-3	補助事業の開始～完了	75
(1)	補助事業の開始	75
(2)	現地調査(中間検査)	75
(3)	補助事業の計画変更	75
(4)	事業完了	75
2-4	実績報告～補助金支払	75
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	75
(2)	現地調査(完了検査)	75
(3)	補助金支払	76
(4)	事業成果の公表	76
(5)	使用状況の報告	76
(6)	取得財産の管理等	76
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	76
2-5	注意事項	77
2-6	よくあるご質問について	77

3 交付申請の方法

3-1	申請について	78
3-2	交付申請 提出書類一覧表	79

INDEX

4	交付申請書及び添付書類の入力例	80
---	-----------------	----

5 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	89
(2)	発送の注意事項	89
(3)	問合せ先	89

3章 経済産業省による事業

3章-1. ZEH+実証事業

1 事業概要

1-1	はじめに (「平成31年度 ZEH支援事業」との要件比較)	93
1-2	事業内容	94
(1)	補助金名	94
(2)	事業規模	94
(3)	補助対象となる事業者と住宅	94
(4)	交付要件	95
(5)	選択要件	96
(6)	補助対象	97
(7)	補助金額および上限額	97
1-3	公募方法	98
(1)	提案応募	98
(2)	ポータルサイトへの情報入力	99
(3)	提案応募審査	99
(4)	戸数割当決定	100
(5)	戸数割当決定通知の発送	100
(6)	戸数割当決定番号の付与	100
(7)	交付申請	101
(8)	戸数割当の未使用について	101
1-4	事業スケジュール	103
(1)	スケジュールの詳細	103
(2)	公募説明会	104
1-5	重要事項	104
(1)	重要事項の詳細	104

2 事業要件

2-1	設備等の要件及び補助対象設備等一覧	105
2-2	選択要件の要件及び補助対象設備等一覧	107
2-3	取得する省エネ性能表示の要件	108
(1)	省エネ性能表示取得に関する要件	108
2-4	HEMS(エネルギー計測装置)の要件 (選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)	109
2-5	HEMS(エネルギー計測装置)の要件 (選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択の事業)	110

INDEX

3 事業の実施

3-1	事業年間スケジュール	113
3-2	事業詳細スケジュール	114
3-3	提案応募～交付決定	115
(1)	事業の公募	115
(2)	提案応募	115
(3)	交付申請	115
(4)	手続代行者について	115
(5)	審査	115
(6)	採択	115
(7)	交付決定	115
3-4	補助事業の開始～完了	116
(1)	補助事業の開始	116
(2)	中間報告書の提出	116
(3)	現地調査(中間検査)	117
(4)	補助事業の計画変更	117
(5)	事業完了日	117
3-5	実績報告～補助金支払	118
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	118
(2)	現地調査(完了検査)	118
(3)	補助金支払	118
(4)	事業成果の公表	118
(5)	使用状況の報告	118
(6)	取得財産の管理等	119
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	119
3-6	注意事項	120
3-7	よくあるご質問について	120

4 交付申請の方法

4-1	申請について	121
4-2	交付申請 提出書類一覧表	122

5 交付申請書及び添付書類の入力例

123

6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	130
(2)	発送の注意事項	130
(3)	問合せ先	130

INDEX

4章 経済産業省による事業

4章-1. ZEH+R強化事業

1 事業概要

1-1	はじめに	136
1-2	事業内容	136
(1)	補助金名	136
(2)	事業規模	136
(3)	補助対象となる事業者と住宅	136
(4)	交付要件	137
(5)	補助対象	140
(6)	補助金額および上限額	142
1-3	公募方法	143
1-4	事業スケジュール	145
(1)	スケジュールの詳細	145
(2)	公募説明会	146
1-5	重要事項	146
(1)	重要事項の詳細	146

2 事業の実施

2-1	事業年間スケジュール	147
2-2	事業詳細スケジュール	148
2-3	公募～交付決定	149
(1)	事業の公募	149
(2)	交付申請	149
(3)	手続代行者について	149
(4)	審査	149
(5)	採択	149
(6)	交付決定	149
2-4	補助事業の開始～完了	150
(1)	補助事業の開始	150
(2)	中間報告書の提出	150
(3)	現地調査(中間検査)	151
(4)	補助事業の計画変更	151
(5)	事業完了日	151
2-5	実績報告～補助金支払	152
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	152
(2)	現地調査(完了検査)	152
(3)	補助金支払	152
(4)	事業成果の公表	152
(5)	使用状況の報告	152
(6)	停電時の報告	152
(7)	取得財産の管理等	153
(8)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	153
2-6	注意事項	155
2-7	よくあるご質問について	155

INDEX

3	交付申請の方法	
3-1	申請について	 155
3-2	交付申請 提出書類一覧表	 156
4	交付申請書及び添付書類の入力例	 157
5	申請書提出先及び問合せ先	
(1)	提出先	 167
(2)	発送の注意事項	 167
(3)	問合せ先	 167

<はじめに>

本公募要領において、

- ◎ 平成28年度「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H28年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成28年度補正予算「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金」について「H28年度補正ZEH普及加速事業」
- ◎ 平成29年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H29年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成30年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)のうちZEH支援事業、先進的再エネ熱等導入支援事業、および、平成30年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうちZEH+実証事業、戸建分譲ZEH実証事業について「H30年度ZEH補助事業」と記載する。

1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 事業趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省 資源エネルギー庁は、この目標の達成に向けたZEHロードマップの検討を行い、そのとりまとめを2015年12月に公表しました。

また、経済産業省 資源エネルギー庁は、2017年7月に「ZEHロードマップフォローアップ委員会」を設置し、ZEHロードマップの見直し、2020年目標の着実な実現に向けた取り組み状況のフォローアップ、追加的な対策の検討や、2030年目標の実現に向けた課題と対策を検討するため、計4回の委員会とパブリックコメントを経てとりまとめを行い、2018年5月に公表しました。

これを受けて、平成31年度においては国土交通省、経済産業省、環境省が連携し、中小工務店が連携して建築するZEH(ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇)、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH(ZEH+、超高層集合住宅)、引き続き供給を促進すべきZEH(注文住宅、低層・中層・高層集合住宅)の促進支援を進めていくことになりました。

さらに、国土強靱化を目的として、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用し、停電時のレジリエンス強化を図った上で、蓄電システム又は自立制御電源を確保した太陽熱利用温水システムのいずれか、または両方を導入する住宅の支援を実施します。

本公募要領は、これら補助事業のうち、家庭内の大幅な低炭素化の実現を図ることを目的とした、環境省によるZEH支援事業、及び先進的再エネ熱等導入支援事業、並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的且つ適切なエネルギーの需給構造の構築を目的とした、経済産業省によるZEH+実証事業、及び、国土強靱化を目的としたZEH+R強化事業を対象とした補助金事業における公募情報をとりまとめたものです。

※「超高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業」、「高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業」、「ZEHデベロッパー登録」については、「超高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)実証事業公募要領」、「高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業公募要領」、「ZEHデベロッパー登録公募要領」を参照ください。

※「平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(集合住宅(低層・中層)における低炭素化(ZEH-M化)促進事業)」については、当該事業の執行団体に問合せください。

◆「ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/about-zeh/

【ご参考】 ZEHロードマップにおけるZEHの定義

【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。

また、計算方法は、平成28年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

●『ZEH』の定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、 U_A 値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

● Nearly ZEHの定義

以下の①～④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、 U_A 値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

● ZEH Orientedの定義

以下の①～②の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、 U_A 値 1、2地域:0.4[W/㎡K]以下、3地域:0.5[W/㎡K]以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]以下)
 - ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ※ 再生可能エネルギー未導入でも可。
- ※ 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く)に建築される場合に限る。

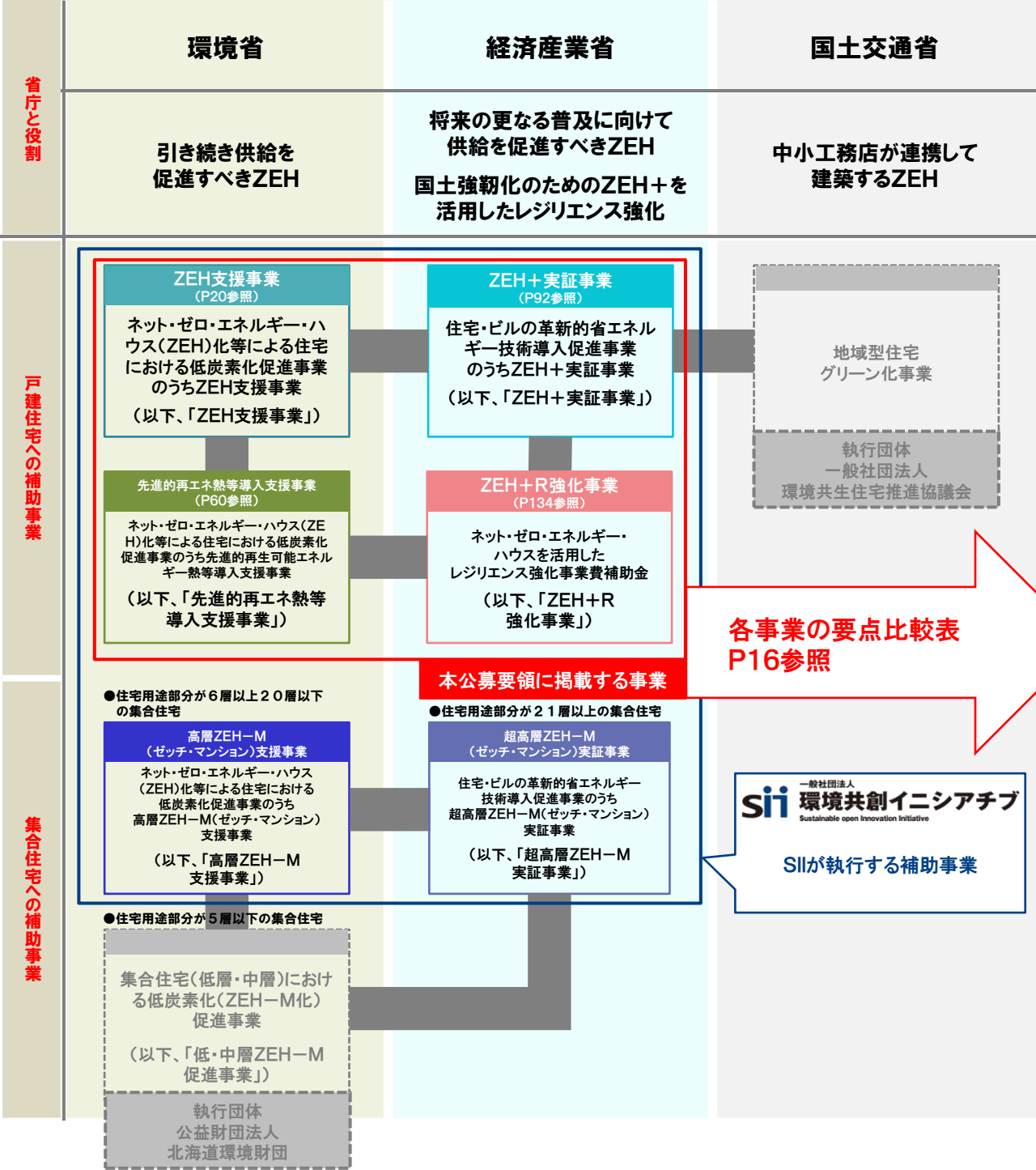
(注) 上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。

本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

1-2 今年度の各省によるZEHに対する支援一覧

環境省、経済産業省、国土交通省によるZEHに対する支援一覧

環境省・経済産業省・国土交通省は連携して、住宅の省エネ・省CO₂化に取り組み、ZEHのさらなる普及を目指しています。
SIIではこれらのうち、6つの補助事業を執行しています。



※「平成31年度 超高層ZEH-M実証事業」、「平成31年度 高層ZEH-M支援事業」については、SIIにて執行中です。別途配布しております公募要領をご確認ください。

※「平成31年度 低・中層ZEH-M促進事業」、「地域型住宅グリーン化事業」の事業詳細については当該事業の執行団体に問合せてください。

1-3 補助事業要点比較表

本公募要領に掲載する補助事業の要点は以下のとおりです。
(※事業の詳細については、各ページを必ずご確認ください)

環境省による補助事業		経済産業省による補助事業	
事業規模 (本公募要領掲載の公募毎)	ZEH支援事業 (P20～)	ZEH+実証事業 (P92～)	ZEH+R強化事業 (P134～)
	約20億円 (一 次公募及び新規取組のZEHビルダー／ プランナー向け公募分)	約2.3億円	約17億円
	新築戸建住宅の建築主、 新築戸建建売住宅の購入予定者、 既存戸建住宅の所有者	新築戸建住宅の建築主、 新築戸建建売住宅の購入予定者、 既存戸建住宅の所有者	新築戸建住宅の建築主、 新築戸建建売住宅の購入予定者、 既存戸建住宅の所有者
	専用住宅など5つの条件を満たすもの	専用住宅など5つの条件を満たすもの	専用住宅など5つの条件を満たすもの
	SIIに登録されたZEHビルダー／プランナー ※H28年度からH30年度に登録を受け たZEHビルダー／プランナーは、実績報告 書を提出すること	SIIに登録されたZEHビルダー／プランナー ※H28年度からH30年度に登録を受け たZEHビルダー／プランナーは、実績報告 書を提出すること	SIIに登録されたZEHビルダー／プランナー ※H28年度からH30年度に登録を受け たZEHビルダー／プランナーは、実績報告 書を提出すること
申請する住宅に 関与できる ZEHビルダー／プランナー	ZEHビルダー／プランナー における 「ZEHの定義」を満たしていること	・ZEHビルダー／プランナー における「ZEHの定義」を満たしていること 目次、 以下の①と②を満たすこと ① 更なる省エネの実現 (25%以上の一次エネルギー消費削減) ② 以下のうち2つ以上を導入 ・外皮性能の更なる強化 ・高度エネルギー・マネジメント ・電気自動車 (PHV車を含む) を活用した 自家消費の拡大措置のための充電設備	・ZEH+に係る要件を全て満たすこと ・停電時に、主たる居室で電源を確保できること ・レジリエンス強化のため下記①②のいずれか 又は両方を導入すること ① 蓄電システム ② 自立制御電源を確保した太陽熱利用 温水システム ・請負会社等から引渡しを受ける際にレジリエン ス機能の説明や訓練等を受けること
	上限90万円※ (※ 公募要領P69参照)	一戸あたり 定額 115万円	一戸あたり 定額 125万円
	追加設備の補助額	＜蓄電システム＞ 補助対象外 ※「平成31年度 先進的再エネ等導入 支援事業」において併願申請が可能	＜①蓄電システム＞ 初期実効容量 1kWhあたり2万円 (補助対象経費の1/3又は 30万円のいずれか低い額) ＜②太陽熱利用温水システム＞ ・液体式システム パネル面積4㎡以上：17万円 ・空気式システム パネル面積12㎡以上：60万円
事業年度	単年度事業	単年度事業	単年度事業
手続代行申請	可	可	可
公募方法	＜一般公募＞ 公募規模を超えた申請があった場合は公募期間 終了後抽選にて申請受付け者決定 ＜新規取組組みZEHビルダー／プランナー向け公募＞ 予約申請方式	ZEHビルダー／プランナーに対する 事前割当枠公募方式	公募規模を超えた申請があった場合は公募 期間終了後抽選にて申請受付け者決定

補助金事業の主要要素

2章 環境省による事業

2章-1. ZEH支援事業

1 事業概要

1-1 事業内容

(1) 補助金名

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)のうちZEH支援事業
略称: 平成31年度 ZEH支援事業 (以下、2章-1において「本事業」という)

(2) 事業規模

事業規模 約20億円 (一次公募および新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募分) (P24参照)

(3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅※¹の購入予定者、又は既存戸建住宅の所有者に限りません。

また、「暴力団排除に関する誓約事項」(P50参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限りません。

- ① 申請者が常時居住する住宅。
(住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります)
(注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P33参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。
(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築戸建建売住宅※¹の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
なお、交付決定日前に支払いや引渡しを終えている新築建売住宅には補助金を交付できません。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。※²

※¹ 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅。

※² 「平成31年度 超高層ZEH-M実証事業」、「平成31年度 高層ZEH-M支援事業」及び「平成31年度 低・中層ZEH-M促進事業」との併願は出来ません。

(4) 交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(P33参照)
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。※1
 - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。※4
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。＜全量買取方式は認めません＞
 - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※2 ※3 ※4
- ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー(「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照)が設計、建築、改修又は販売を行う住宅であること。なお、平成28年度から平成30年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を行っていること。(ZEHビルダー/プランナー実績報告については「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15参照)
(注) 住宅の種類とZEHビルダー/プランナー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。
例えば、建売住宅については、その住宅の地域において、建売住宅の区分でZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー/プランナー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限り)にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること。(P35参照) ※5
- ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。(P33～P34参照)
- ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。(P36参照)
- ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。

※1 エネルギー計算は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下、「建築物省エネ法」という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令 第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。
また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※2 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

※3 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHも補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。
なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量、及び多雪地域に該当するものとします。

※4 本事業では、北側斜線制限(2階建以上の住宅に影響が生じる場合)の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築されるもの(平屋建ての場合を除く)に限り、ZEH Oriented も補助対象とします。
この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されている必要があります。

※5 本事業では、「※3」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※4」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とします。

(5) 補助対象

① 補助対象

1) 住宅の設備等

補助金交付の対象は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P33～P34参照)に「該」と記載するものとなります。

補助対象設備等は新品を導入すること。

2) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

- ・本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- ・本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。
- ・導入価格が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。(P34参照)
- ・蓄電システムの導入目的と接続及び運用の要件を満たすものであること。(P34参照)
- ・導入する蓄電システムは新品であること。

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表します。

(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」をご確認ください。

② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度や、経済産業省が実施するキャッシュレス・消費者還元事業のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。

③ 補助事業に係る工事の支払い

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払方法や、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

(6) 補助金額および上限額

① 補助対象住宅

- ・交付要件を満たす住宅

一戸あたり 定額 70万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)

※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金額とする。

② 蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システム※1を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量※21kWhあたり2万円

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費※3の1/3又は20万円のいずれか低い金額

(注) 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとします。

※1 蓄電システムの要件は「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P34参照)をご確認ください。

※2 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。

※3 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

1-2 公募方法

(1) 公募の方法

本事業では、「一般公募」と「新たにZEH普及に取り組むZEHビルダー/プランナー向け公募」(以下、「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」という)を分けて公募を行います。

(2) 一般公募

SIIは、一次公募から三次公募まで公募期間を定め、受付けます。
各公募において公募規模を超えた申請があった場合は、公募期間終了後、抽選にて申請受付け者を決定の上、審査を実施します。

交付申請に際して、SIIが個々のZEHビルダー/プランナーに設定した「一公募あたりの採択目安数」(「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P23参照)を超えた事業については、申請を受付けできませんのでご注意ください。

■ 採択件数(予算規模より想定)

	一次公募	二次公募	三次公募
採択件数 (予算規模より想定)	約1,750件	二次公募開始までに SIIホームページで公表	三次公募開始までに SIIホームページで公表

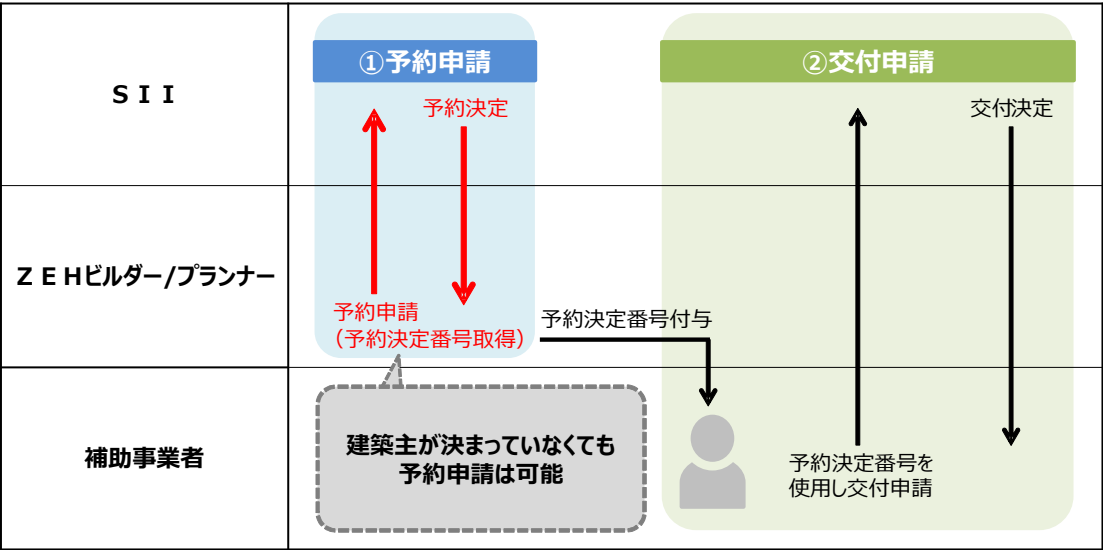
(3) 新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募

SIIは、本事業の趣旨及びZEH普及加速の観点から、一般公募とは別に新規取り組みZEHビルダー/プランナー向けの公募を行います。この公募は予約申請、交付申請の二段階申請とし、予約申請したZEHビルダー/プランナーに対して1件の予約枠を付与します。

■ 採択件数(予算規模より想定)

	新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募
採択件数 (予算規模より想定)	約1,000件

■ 新規取り組みZEHビルダー/プランナーが関与する申請の流れ



① 新規取り組み予約申請

本事業に交付申請を行う予定がある新規取り組みZEHビルダー/プランナーは、予約申請をSIIに提出してください。

1) 予約申請の要件

予約申請の対象となるZEHビルダー/プランナーは、以下の要件を全て満たしていること。

1. SIIに登録を受けたZEHビルダー/プランナーであること。
但し、ZEHビルダー/プランナー登録申請中であり、まだ登録を受けていないZEHビルダー/プランナーについても申請を可とします。
2. ZEHビルダー/プランナー登録を受けた後に、本事業又は「平成31年度 ZEH+実証事業」、「平成31年度 ZEH+R強化事業」、「平成30年度ZEH支援事業」、「平成30年度ZEH+実証事業」、「平成30年度戸建分譲ZEH実証事業」、「H29年度ZEH支援事業」、「H28年度補正ZEH普及加速事業」、「H28年度ZEH支援事業」において、自らがZEHビルダー/プランナーとして関わる交付決定を1件も受けていないこと。

2) 予約申請の方法

1. ポータルサイトにログイン

予約申請は、SIIがWEB上に設置する「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト」で行います。ZEHビルダー/プランナー登録申請を行った際に取得したポータルサイトのID、パスワードを利用して「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト」にログインして予約申請を行ってください。

(注) 先着順に予約申請を受付けます。

受付件数が採択件数に達した時点で受付を締切りますので、ご注意ください。

2. 予約申請書の送付

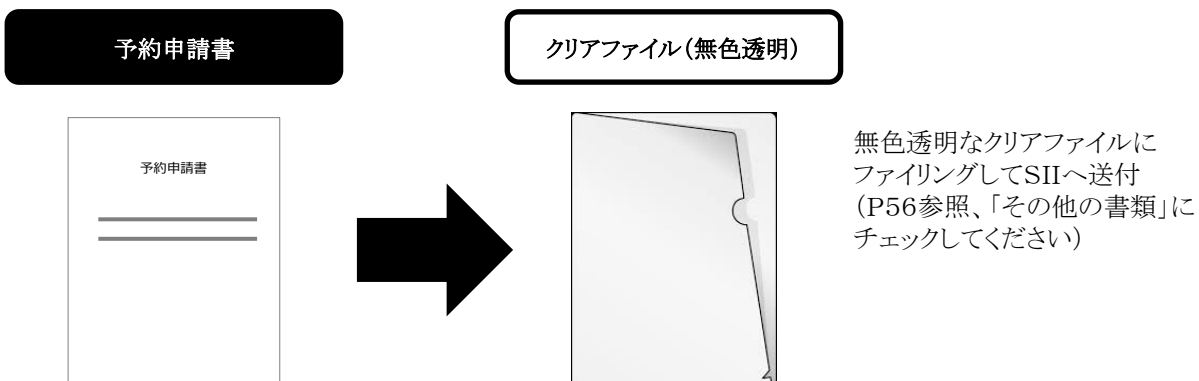
「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト」にて「予約申請」ボタンをクリックして、予約番号を取得してください。また、ポータルサイト上で生成されるPDF(予約申請書)を出力し、必要箇所に捺印の上、以下期日までにSIIへ送付してください。

【予約申請受付期間】

受付期間：2019年 5月 7日(火) ～ 2019年 6月14日(金) 17時必着

(注) 申請書の発送における注意事項(P56参照)を必ず確認の上、SIIへ発送してください。

<ファイリング方法>



3) 注意事項

予約決定番号を保有しているにも関わらず交付申請がない場合、個別にヒアリング等を実施する場合があります。

② 交付申請

新規取り組みZEHビルダー/プランナーは、取得した予約決定番号を**1件に限り**交付申請者に付与することができます。交付申請者は、付与された予約決定番号を使用し、以下期日までに交付申請を行ってください。

【公募期間】

公募期間：2019年 6月 3日(月) ～ 2019年 7月12日(金) 17時必着

- (注) 新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募期間終了時点(7月12日(金)17時)で、未使用の予約決定番号は失効となりますので、ご注意ください。
- (注) 新規取り組みZEHビルダー/プランナーは、補助事業の交付決定までにZEHビルダー/プランナー登録を受けていることが本事業の要件となります。
- (注) 付与された予約決定番号を他のZEHビルダー/プランナーに譲渡することはできません。

※ 取得した予約決定番号を活用した新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け交付申請以外にも申請を行う場合は、「一般公募」に申請してください。

(4) 交付申請の受付方法

- ・公募期間内にSIIが受付けた申請書を審査対象とします。(P29参照)
- ・申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行います。
(土日祝日は申請書の受付は行いません)

(注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。
申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。
特に、登録印の押印、印鑑登録証明書、建築図面、実施計画書が不足する申請については一切受理しません。
なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に返送します。
不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

(注) 申請書の発送における注意事項(P56参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。

(注) 各公募において公募規模を超えた申請があった場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、申請受付者を決定の上、審査を実施します。
抽選結果は、抽選実施後、1週間を目途に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。

(注) 抽選の結果、落選した申請書については、申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に着払いで申請書を返却します。

1-3 事業スケジュール

(1) スケジュールの詳細

① 一般公募

1) 公募期間

一次公募 2019年 6月 3日(月) 10時 ~ 2019年 6月 7日(金) 17時必着

二次公募 2019年 7月 1日(月) 10時 ~ 2019年 7月 5日(金) 17時必着

三次公募 2019年 8月 5日(月) 10時 ~ 2019年 8月 9日(金) 17時必着

※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。なお、公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので、ご注意ください。

2) 交付決定

一次公募 2019年 7月24日(水)

二次公募 2019年 8月28日(水)

三次公募 2019年 9月25日(水)

※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。(P40参照) なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

3) 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。

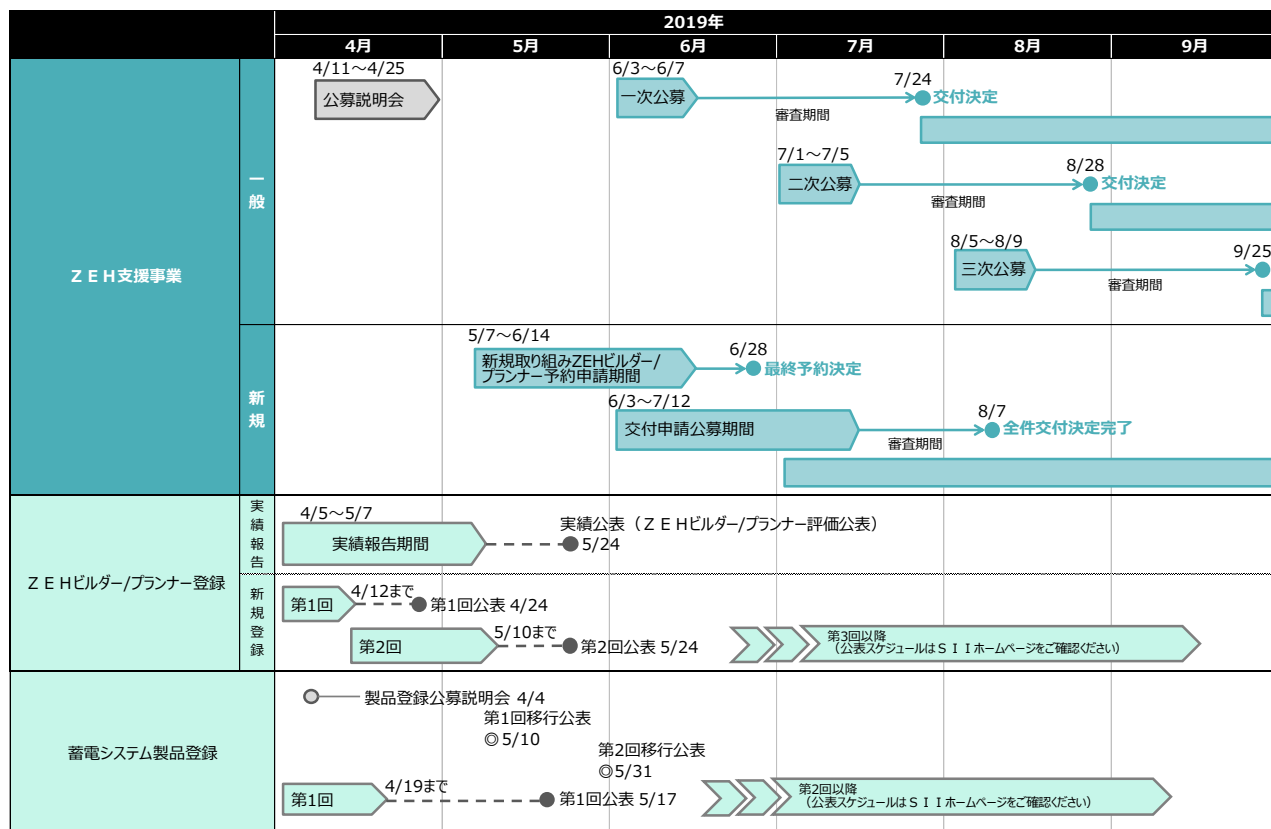
一次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ~ 2019年12月13日(金)

二次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ~ 2020年 1月17日(金)

三次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ~ 2020年 1月31日(金)

※ 木造伝統工法等の既存改修事業で指定の事業期間までに事業完了できない場合は、別途SIIに問合せください。

■ 本事業のスケジュール



- 4) 完了実績報告
事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とします。
一次公募の交付決定者 2019年12月20日(金) 17時必着
二次公募の交付決定者 2020年 1月24日(金) 17時必着
三次公募の交付決定者 2020年 2月 7日(金) 17時必着
※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。
新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

② 新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募

- 1) 予約申請受付期間
2019年 5月 7日(火) ～ 2019年 6月14日(金) 17時必着
※ 申請期間中であっても、予約決定数が採択件数に達した時点をもって予約受付を終了しますので、
ご注意ください。
- 2) 最終予約決定
2019年 6月28日(金)
- 3) 公募期間
2019年 6月 3日(月) 10時 ～ 2019年 7月12日(金) 17時必着
※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請を
お願いします。なお、公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。
- 4) 交付決定
申請書の到着日から約1ヶ月後までを目途に都度交付決定を行います。
なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。
2019年 8月7日(水)
※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、
「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する
前に必ずお読みください。(P40参照) なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱
説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。

2019年			2020年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
		完了実績報告書提出期限 12/20		審査完了(予定)	全件補助金支払完了(予定)
事業完了期限 12/13まで					
			完了実績報告書提出期限 1/24	審査完了(予定)	全件補助金支払完了(予定)
事業期間			事業完了期限 1/17まで		
交付決定			完了実績報告書提出期限 2/7	審査完了(予定)	全件補助金支払完了(予定)
事業期間			事業完了期限 1/31まで		
			完了実績報告書提出期限 1/24	審査完了(予定)	全件補助金支払完了(予定)
事業期間			事業完了期限 1/17まで		

5) 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。

交付決定通知を受領後 ～ 2020年 1月17日(金)

※ 木造伝統工法等の既存改修事業で指定の事業期間までに事業完了できない場合は、別途SIIに問合せください。

6) 完了実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とします。

2020年 1月24日(金) 17時必着

※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。
新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

(2) 公募説明会

全国10箇所(札幌・仙台・金沢・東京・名古屋・大阪・広島・高知・福岡・那覇を予定)にて公募説明会を実施いたします。

詳しくはSIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh31/)をご覧ください。

なお、「平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」、「平成31年度 ZEH+R強化事業」の説明会を合同開催します。

1-4 重要事項

(1) 重要事項の詳細

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。
その際、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された**指定のボード**と共に必ず撮影すること。
※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。
 - ② 交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。
変更する場合は、申請取下げの手続きを行い、申請可能な公募に改めて申請してください。
 - ③ 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。
完了実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助対象外となります。
 - ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P50参照)に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
 - ⑤ 交付申請書並びに完了実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
 - ⑥ 完了実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。
- ※ P44「注意事項」を必ず確認してください。

2 事業要件

2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

設備等の種類			必須要件	補助対象	要件となる基準										
全体共通			●	—	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく、「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠した評価方法により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。 ・寒冷地(地域区分1又は2地域)、低日射地域(日射区分A1又はA2地域)、多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に限り、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて基準一次エネルギー消費量から75%以上の削減(Nearly ZEH)であること。 ・都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域であって敷地面積が85㎡未満である土地)に建築されるもの(ZEH Oriented)であること。(但し、平屋建ての場合を除く)										
高断熱外皮			●	※4 該	地域区分		1	2	3	4	5	6	7	8	
					外皮平均熱貫流率(UA値)		0.40以下		0.50以下		0.60以下				—
					地域区分		1	2	3	4	5	6	7	8	
					冷房期の平均日射熱取得率(η _{AC} 値)		基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下	
空調設備	暖房冷房設備	高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	●	※5 該	・主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(イ)を満たす機種であること。 (https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_160401_v03_PVer02.pdf の 表A.4参照)										
	※1 暖房設備	パネルラジエーター		※5 該	・以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。										
		温水式床暖房		※2 ●	※5 該	・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。									
		ヒートポンプ式セントラル空調システム		※5 該	地域区分		1	2	3	4	5	6	7	8	
				※5 該	COP		3.0以上			3.3以上	3.7以上			基準値なし	
	冷房設備	ヒートポンプ式セントラル空調システム		※5 該	地域区分		1	2	3	4	5	6	7	8	
					COP		基準値なし			3.3以上					
※1 給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)		●	※6 該	・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。										
	潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)			※6 該	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。										
	潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等)			※6 該	・エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。										
	ガスエンジン給湯機(エコウィル等)			※6 該	・ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。										
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)			※6 該	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705-2016)が102%以上であること。										
	太陽熱利用システム			該	・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)										
	燃料電池(エネファーム等)			—	・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。										

設備等の種類			必須要件	補助対象	要件となる基準								
省エネルギー設備	換気設備(24時間換気に係るもの)		※7●	該	・設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。								
					換気方式				要件				
					熱交換型換気設備				温度(顕熱)交換効率65%以上				
					熱交換型以外の換気設備	ダクト式換気・第一種換気			比消費電力が0.4W/(m3/h)以下				
	上記以外			比消費電力が0.2W/(m3/h)以下									
	照明設備	LED照明	●	—	・LEDが光源であるもの。								
		蛍光灯		—	・インバータータイプで100(lm/W)以上のもの。								
	創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム		●	—	—							
蓄電システム		○	該	・以下の全てを満たす蓄電システムであること。 ・SIIが本事業の補助対象製品として登録、公表した蓄電システムであること。※8 ・蓄電システムの導入価格(工事費除く)が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。									
				保証年数 ※9	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上			
				目標価格 ※10 (蓄電容量1kWhあたり)	9.0万円	9.9万円	10.8万円	11.7万円	12.6万円	13.5万円			
				・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。 ＜導入目的＞ 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。 ＜接続及び運用の要件＞ 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。 (非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)									
エネルギー計測装置(HEMS)			●	—	【エネルギー計測装置】 ・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ・計測されたデータの表示ができること。 ・詳細はP36「HEMS(エネルギー計測装置)の要件」参照。								

●: 本事業で導入を必須とすること
○: 補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと
該: 本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

- ※1 「先進的再エネ熱等導入支援事業」(P60参照)と併せて導入する場合は、空調設備の暖房機器、給湯設備のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。
- ※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。
但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
- ※3 いずれかの設備を導入すること。
- ※4 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。
構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。
- ※5 <高効率個別エアコンの場合> 室内機、室外機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
<温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合> 専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※6 熱源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※8 本事業の補助対象機器(蓄電システム)一覧は、SIIホームページで随時公表する。
URL: <https://sii.or.jp/zeh/battery/search>
- ※9 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。
原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。但し、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。
- ※10 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり1万円を控除することができる。
(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

2-2 取得する省エネ性能表示の要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

本事業では、申請する住宅は建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)を原則として中間報告前に取得し、中間報告時にその写しを提出できることを交付要件としています。

(1) 省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』※1であることを示すものであること。
- ② 「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、原則として中間報告時にその写しを提出できること。

※1 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とします。

(2) 注意事項

- ① 完了実績報告書提出の期日までに省エネ性能表示を取得できない(又は取得しない)場合は、補助金の交付を受けることができませんので注意してください。
- ② 省エネ性能表示を受けた結果、本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ③ エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)は、例年4月と10月に改変が行われていますので、十分注意してください。

【参考】 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2019年4月1日)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

2-3 HEMS(エネルギー計測装置)の要件

補助対象住宅に設置するHEMS(エネルギー計測装置)は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMS(エネルギー計測装置)の機器要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
※APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	●
	売電量※1	●
電力量の計測・取得※2	系統からの買電量	●
	住宅全体の電力使用量	●
	暖冷房設備の電力使用量※3	○
	ヒートポンプ式給湯機の給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	○
	ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等)の発電量	○
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	○
	放電力量	○
電気自動車を活用した充電設備(プラグインハイブリット車を含む)	充電力量	○
使用電力計測・取得間隔※4	1時間以内	●
データ蓄積期間※5※6	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:計測対象設備設置の場合は必須

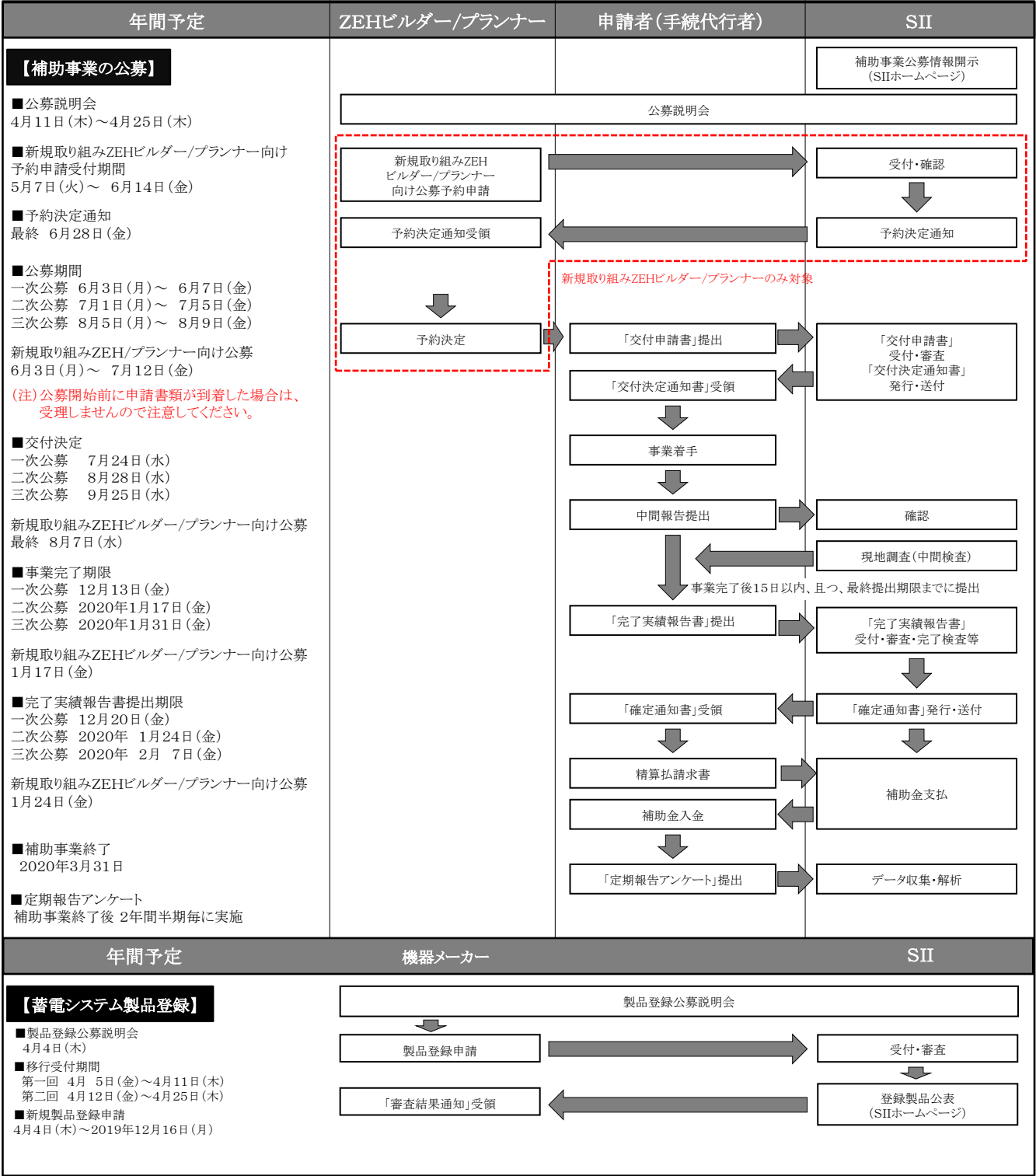
※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。
※2 積算消費電力量(Wh)。
※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。
※4 積算消費電力量(Wh)の計測又は取得間隔。
※5 HEMS(エネルギー計測装置)により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③ 運用時の要件

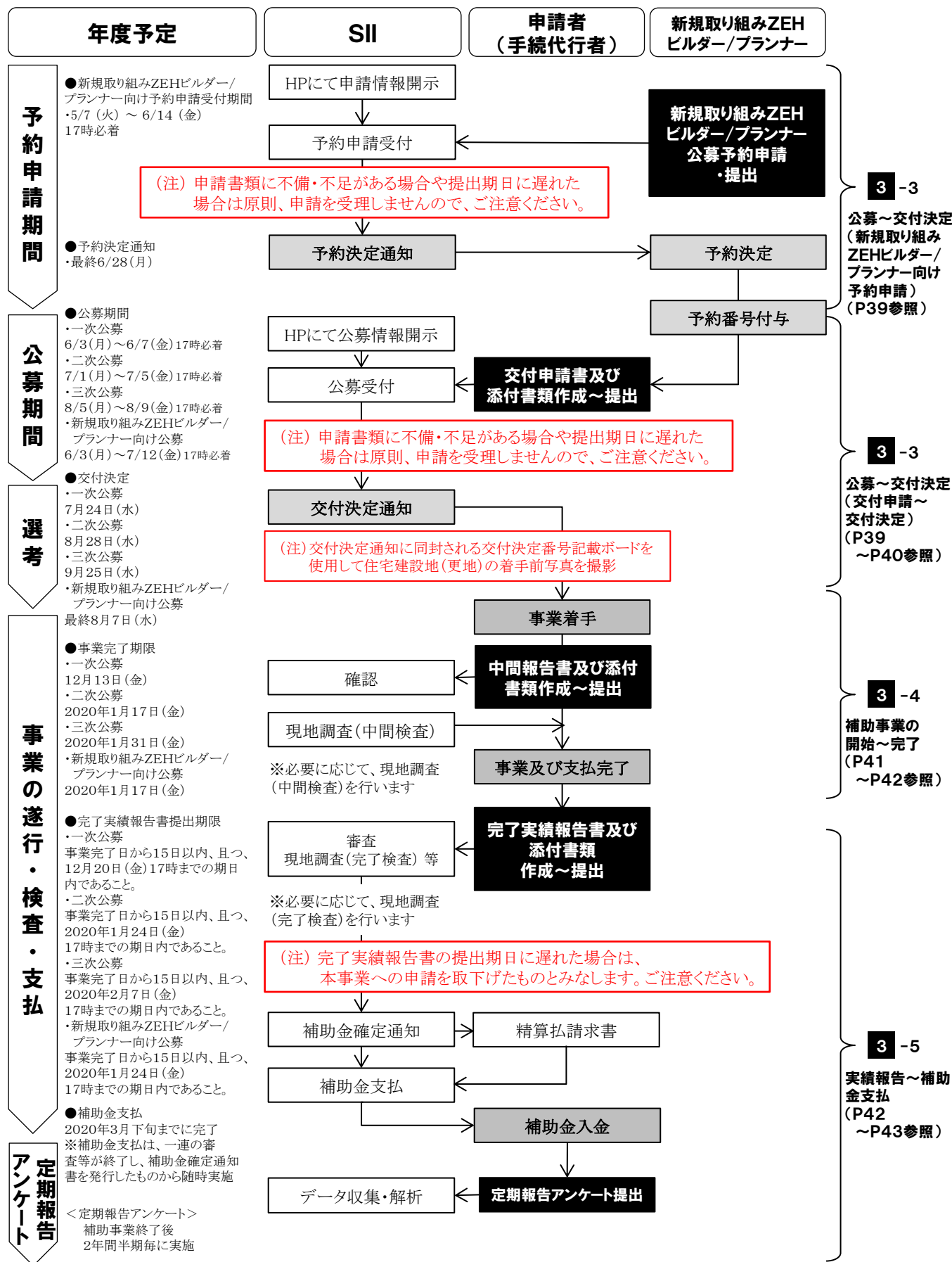
事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。(詳細はP42を参照)

3 事業の実施

3-1 事業年間スケジュール



3-2 事業詳細スケジュール



3-3 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行います。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh31/)に公募記事を掲載します。

(2) 新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け予約申請

新規取り組みZEHビルダー/プランナー(P24参照)は、公募予約枠を申請することができます。本事業に交付申請を行う予定がある新規取り組みZEHビルダー/プランナーは、予約申請をSIIに提出してください。

(3) 交付申請

本事業では、「一般公募」と新規取り組みZEHビルダー/プランナーが関与する事業を分けて公募を行います。

① 一般公募

申請者は、P47以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P46「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P56「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。
(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。

交付申請に際して、SIIが個々のZEHビルダー/プランナーに設定した一公募あたりの採択目安数を超えた事業については、申請を受付できません。注意してください。

※ 採択目安数については、「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P23参照

② 新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募

申請者は、新規取り組みZEHビルダー/プランナーより付与された予約番号を使用し、P47以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P46「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P56「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、交付申請書に記載された予約番号が、予約決定されたZEHビルダー/プランナーに交付された予約番号と異なる場合は、交付申請書を受付けませんので、ご注意ください。

(1件の予約番号で申請できる交付申請は1件のみです)

(新規取り組みZEHビルダー/プランナー交付申請公募期間終了時点で未使用の予約番号は、失効するため注意してください)

(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。

(4) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。

交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

※注意事項…事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

(5) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

(6) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助事業を採択します。

(7) 交付決定

SIIは、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定します。

3-4 補助事業の開始～完了

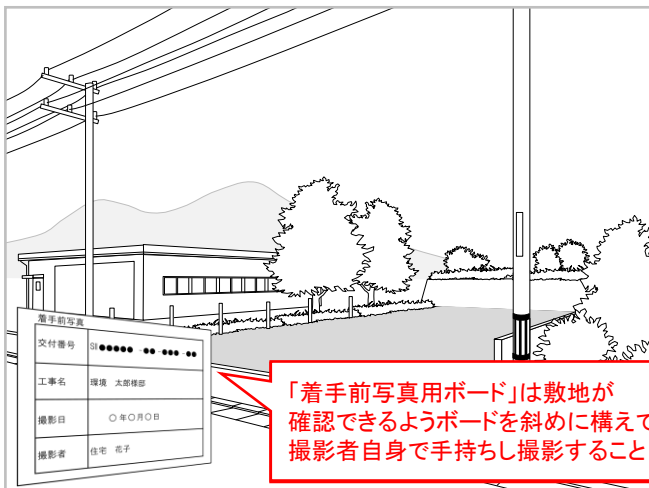
(1) 補助事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。

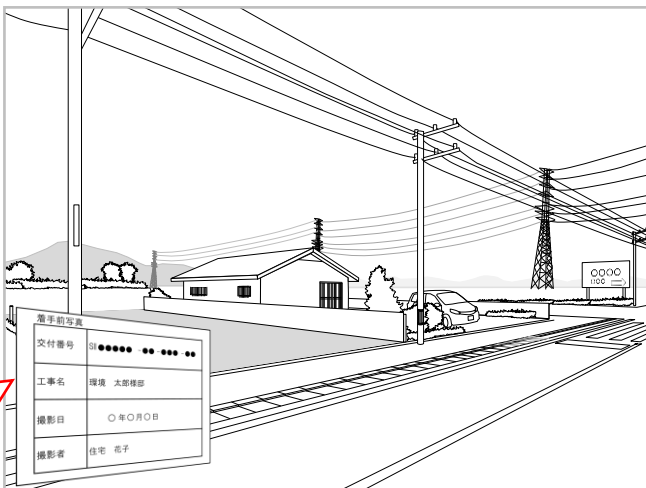
その際、「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地)にて着手前写真用ボードを写し込み、以下①、②のアングルで着手前写真を合計2枚撮影してください。

- ① 予定される完成写真のアングルで敷地と前面道路を写したもの
- ② ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真

<着手前写真①>



<着手前写真②>



※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 中間報告書の提出

補助事業着手後、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先(P56「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、中間報告書は補助事業の着手から1ヶ月以内の提出を目途にしてください。

- ① 着手前写真
(1) 補助事業の開始を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、**カラー**で出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し
確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ③ BELS評価書の写し
評価書には、『ZEH』※1※2であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)
国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)
交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 外皮仕様調書(U_A 値の記載がある建設住宅性能評価書を取得する場合は不要)
- ⑦ 平面図、立面図及び矩計図又は断面図
BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。

※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

※2 北側斜線制限の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築されるもの(平屋建ての場合を除く)に限り、ZEH Orientedであることも可とします。

(3) 現地調査(中間検査)

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(4) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(5) 事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。但し、新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

3-5 実績報告～補助金支払

(1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、完了実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。SIIは、完了実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者にその旨を通知します。完了実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、関連書類を作成してください。

※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。
※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 現地調査(完了検査)

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払ができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(3) 補助金支払

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5) 使用状況の報告

本事業は、省CO₂効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者による下記の報告が要件となります。報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消または返還を求める場合があります。※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国またはSIIから公表する場合があります。

【補助事業終了後(定期報告アンケート)】

補助事業者は、補助事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。報告方法は、PC等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施すること。また、別途、他のアンケート調査、省CO₂効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。※報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

- 第1回 定期報告アンケート提出期限：2020年10月末日(報告対象期間：2020年 4月～2020年9月分)
第2回 定期報告アンケート提出期限：2021年 4月末日(報告対象期間：2020年10月～2021年3月分)
第3回 定期報告アンケート提出期限：2021年10月末日(報告対象期間：2021年 4月～2021年9月分)
第4回 定期報告アンケート提出期限：2022年 4月末日(報告対象期間：2021年10月～2022年3月分)

(6) 取得財産の管理等

補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※ その他、平成20年5月15日大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

(7) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-6 注意事項

申請者、手続代行者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① **1つの住宅に対して、1件の申請のみ**受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。
但し、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合はその限りではありません。
- ② 申請者は、申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。
(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)
区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ⑥ 平日の日中(10:00~12:00、13:00~17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 原則として申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されていますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討いただきますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂) URL:http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行) URL:http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー(設計者・施工者)、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払を行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。

3-7 よくあるご質問について

SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

https://sii.or.jp/moe_zeh31/support/faq.html

4 交付申請の方法

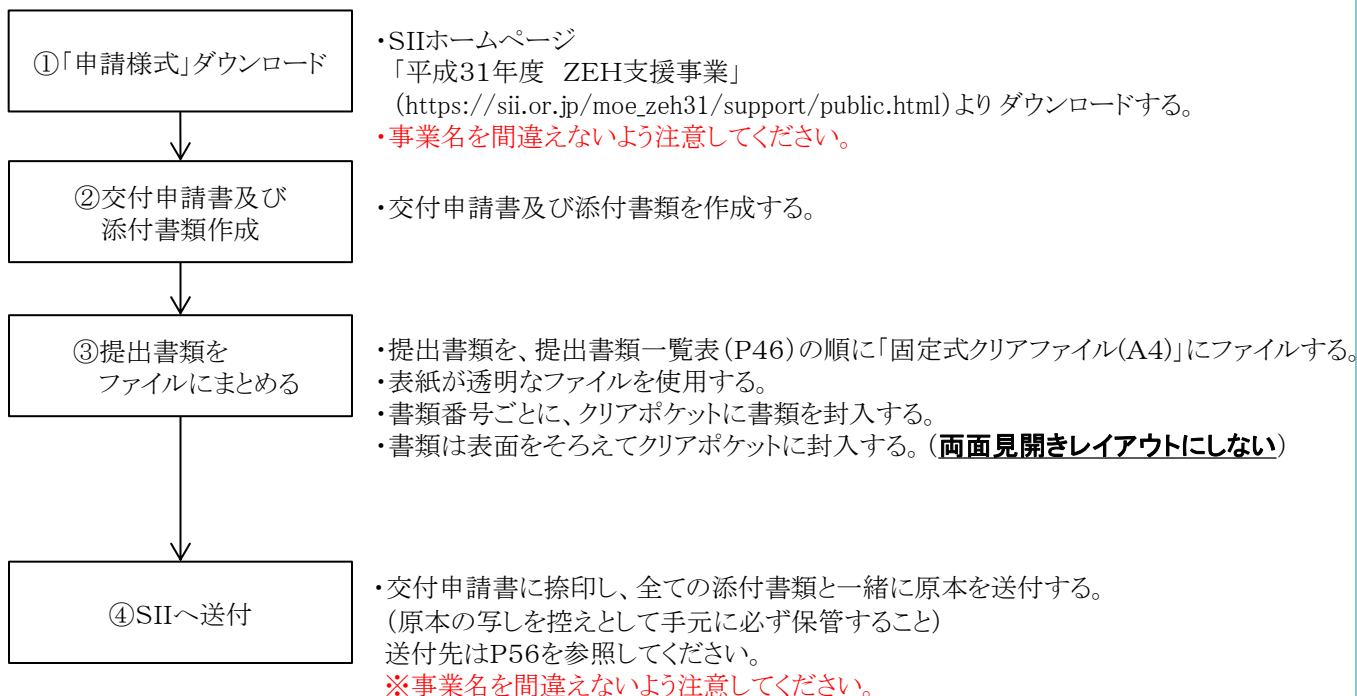
4-1 申請について

・SIIホームページから「平成31年度 ZEH支援事業」(https://sii.or.jp/moe_zeh31/support/public.html)を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。

(注1) 事業名を間違えないよう注意してください。

(注2) P46「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。

・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



<ファイリング方法>

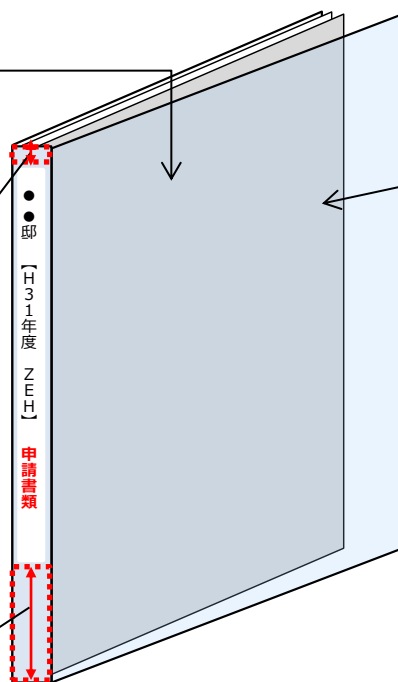
表紙が無色透明なクリアファイルを使用してください。

※固定式クリアポケット20ページのものを使用すること
※ポケットは上から入れるタイプに限る

背表紙の余白は1cm以内
(上部分をなるべくつめてください)

背表紙に
「(申請者氏名)邸【H31年度 ZEH】
申請書類」と必ず明記してください。
※背表紙は、書類管理上必要となります。

背表紙を上につめて下部分は空けてください。



提出書類一覧表(P46参照)の順に書類をファイリングしてください。

4-2 交付申請 提出書類一覧表

・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名		内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書		・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P48～51
②	実施計画書		・申請する住宅の概要及び導入する設備の情報を記入すること	●	定型様式1-1	P52～53
③	交付申請額算出表		・補助金交付申請予定額を算出すること	○	定型様式1-2	P54～55
④	建築図面	配置図	・真北と建物との方位角が記載されていること ・狭小住宅においては敷地の求積計算も記入し提出すること	●	様式自由 (A3用紙)	—
⑤		平面図 (兼設備設置図)	・各階毎に部屋名・寸法が記載されていること ・補助対象となる全ての設備について設置場所を記入すること			
⑥		立面図(四面)	・東西南北の四面が全て記載されていること ・断面図と同等に階高等が記載されていること (太陽光発電のパネルが記載されていること)			
⑦	狭小住宅に 申請する場合	登記事項証明書	・申請する住宅の敷地について法務局で登記事項証明書、 地積測量図、公図を取得し、その写しを提出すること	○	—	—
⑧		地積測量図、公図		○	—	—
⑨		都市計画図等	・建設地の用途地域、北側斜線の種別が表示された資料を提出すること	○	—	—
⑩		敷地写真(1枚)	・敷地の全景が確認できるように撮影すること	○	—	—
⑪	印鑑登録証明書(写し)		・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・共同申請者がいる場合は事前にSIIへ要相談とする	●	—	—
⑫	提出書類内容チェックリスト		・①～⑫の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式1-5	P47

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

5 交付申請書及び添付書類の入力例

定型様式1－5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 1－5

提出書類内容チェックリスト(平成31年度 ZEH支援事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P45参照)提出すること。
(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申 請 者 名			環 境 太 郎			
手続代行者名			□□□□ 株式会社 □□□□ 支店			
No	書 類 名		項 目		内 容	確認欄
①	交付申請書 (様式第1)		交付申請書		申請する様式は平成31年度 ZEH支援事業のものか。	☐
					必要事項が記入されているか。	☐
			別紙3 誓約書	申請者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
				共同申請者 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
				手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
②	実施計画書		実施計画書全般		申請する住宅の設備仕様等、交付申請時の必要事項が全て記入されているか。	☐
③	蓄電システム明細		交付申請額算出表		合計金額は正しく表示されているか。	☐
	蓄電システムを補助対象にする場合のみ		蓄電システム明細		申請する蓄電システムの設備情報、補助対象費用の算出、算出業者名の記入及び捺印等、必要事項が全て記入されているか。	☐
④	建築図面 (A3用紙で提出すること)		配置図		真北と建物との方位角が明記されているか。 また狭小住宅で申請する場合、敷地の求積計算は記入されているか。	☐
			平面図(兼設備設置図)		各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。 また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか。	☐
			立面図(四面)		東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか。	☐
					太陽光パネルの枚数、容量が明記されているか。	☐
⑤	狭小住宅関連書類 都市部狭小地で申請する場合		登記事項証明書		申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	☐
			地積測量図		申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	☐
			公図		申請する住宅の敷地について取得したものであるか。	☐
			都市計画図等		建設地の用途地域、北側斜線の種別が表示されたものであるか。	☐
			敷地写真		敷地の全景が確認できる写真であるか。	☐
⑥	印鑑登録証明書(写し)		発行日		交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内のものであるか。	☐
			登録者		申請者本人のものであるか。	☐
⑦	提出書類内容チェックリスト		申請書ファイルの背表紙		申請書ファイルに背表紙を付けているか。	☐
			チェックの確認		提出書類内容チェックリストに確認漏れはないか。	☐

様式第1(交付申請書) 1/5

ZEH支援事業

先進的再エネ熱等導入支援事業

ZEH+実証事業

ZEH+R強化事業

様式第1 交付申請書

2019 年 ○○ 月 ○○ 日

(1 / 5 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 赤池 学 殿

1
・申請者印は実印で捺印すること
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

〒 000 - 0000

申請者 住 所 ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号

法人名又は氏名 環境 太郎

2
・住所
・氏名
・生年月日
以上が印鑑登録証明書と一致していること

代表者名等

生年月日 昭和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

印

共同申請者 住 所

法人名又は氏名

代表者名等

3
共同申請者がいる場合は
SIIに連絡すること

印

〒 111 - 1111

手続代行者 住 所 □□県□□市□□町□□丁目□□番□□号

会社名等 □□□□ 株式会社 □□□□ 支店

代表者名等 支店長 □□ □□

代表者印

4
代表者等名は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業)

交付申請書

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 交付規程第4条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号) 及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1(交付申請書) 2/5

記 (2 / 5 枚)

1. 申請する補助事業

平成31年度 ZEH支援事業

2. 補助事業の名称

環境 太郎邸 ZEH支援事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成31年度 ZEH支援事業

補助金交付申請予定額	844,000 円
------------	-----------

1
交付申請額算出表と一致しているか
確認すること

5. 事業予定期間

着手予定日	2019 年 〇 月 〇〇 日
完了予定日	2019 年 〇〇 月 〇〇 日

2
西暦で入力すること

6. 役員名簿 (別紙1)

7. 暴力団排除に関する誓約事項 (別紙2)

8. 交付申請に関する誓約書 (別紙3)

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1(交付申請書) 4/5

別紙 2

1

(4 / 5 枚)

- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
- ・(1)～(4)に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第1(交付申請書) 5/5

別紙 3

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

1 (5 / 5 枚)
一枚目から自動表示

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

平成 3 1 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 化等による住宅における低炭素化促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Z E H) 化による住宅における低炭素化促進事業)
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 10. 免責
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

2 入力必須

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

3 実印を押印すること
印

申請者 法人名又は氏名 環境 太郎
代表者名等

共同申請者 法人名又は氏名
代表者名等

4 交付申請書（1/5枚）の
手続代行者記載情報と一致していること

5 代表者印を押印すること
（社印は不可）
印

手続代行者 法人名 □□□□ 株式会社 □□□□ 支店
代表者名等 支店長 □□ □□
代 表 者 印

定型様式1-1 実施計画書 1/2

定型様式1-1(1/2)
環境 太郎0000000

ZEH支援事業 実施計画書

1. 補助対象住宅の概要

募集区分	一次公募		交付申請者氏名	環境 太郎	
建設予定地	〒 000 - 0000 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇〇ー〇				
建築区分	新築	地域区分	6	年間日射地域区分	A4
都市部狭小地	☐	敷地面積	㎡	用途地域	
工法	木造 (軸組構法) ☐ 木造 (枠組壁工法) ☐ S造 ☐ RC造 ☐				

2. 床面積

(申請建物の建築基準法上の面積)

階数	1F	2F	3F	合計(㎡)
床面積(㎡)	78.66	60.15		138.81

3. 断熱性能

外皮平均熱貫流率(UA) (小数点第二位まで、三位以下切上げ)	0.51	再生可能エネルギー等を 除いた 、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点以下切捨て)	28	%削減
冷房期平均日射熱取得率(η_{AC}) (小数点第一位まで、二位以下切上げ)	1.5	再生可能エネルギー等を 加えた 、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点以下切捨て)	118	%削減

4. 他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

☐ 平成31年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
☐ 平成31年度 災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
☐ 平成30年度 補正予算 災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金
☐ 平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業 (☐ CLT ☐ 地中熱ヒートポンプ ☐ PVT ☐ 液体集熱式太陽熱利用)
☐ 平成31年度 「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」
☐ すまい給付金
☐ その他 ()

5. ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	ZEH28●●●●●●●●●●	グループ番号	●●●●
ビルダー/プランナー登録名称	●●●●ハウス	予約決定番号	

6. 手続代行者情報

手続代行担当者は申請内容に関する問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。

本人申請の場合も、問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること

手続代行会社名	〇〇〇〇 株式会社	支店名	〇〇〇〇 支店
所 属	〇〇部	担当者氏名	〇〇〇 〇〇
住 所	〒 111 - 1111 〇〇 県 〇〇 市 〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		

定型様式1-1 実施計画書 2/2

定型様式1-1 (2/2)
環境 太郎邸0000000

交付申請時	実績報告時			
	交付番号	SII-KH-	-d-	

7.住宅の設備仕様

設置する設備機器は全て記入すること

① 空調設備

I. 個別エアコン (事業完了時に住宅に設置するエネルギー消費効率の区分「い」の機器のみを記入すること)

※記入し
ないで下
さい

設置場所	エネルギー消費効率の区分	台数	1	メーカー名	型番	台数	SII チェック欄
主たる 居室	い	1					

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	暖房	冷房	メーカー名	型番	暖房	冷房	SII チェック欄
	COP	COP			COP	COP	

III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用 兼用	暖房 COP	暖房部 熱効率 (%)	メーカー名	型番	暖房 COP	暖房部 熱効率 (%)	SII チェック欄

2 "主たる居室", "その他の居室", "全ての居室"からプルダウンで選択
3 給湯設備と併用の場合は
入力不要
4 熱源機の情報のみを入力

② 換気設備 (24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	温度(顕熱) 交換効率(%)	比消費電力 [W/(m ³ /h)]	台数	メーカー名	型番	温度(顕熱) 交換効率(%)	消費電力 (W)	換気風量 (m ³ /h)	比消費電力 [W/(m ³ /h)]	台数	SII チェック欄
ダクト式第一種換気	65%以上	0.4以下	1								
比消費電力合計W/(m ³ /h)											

5 1台あたりの値に基づき、選択

③ 給湯設備 (セット型番があるものは、セット型番を記入すること)

種類	効率			メーカー名	型番	効率			SII チェック欄
	電気	ガス	ハイブリッド			電気	ガス	ハイブリッド	
	年間給湯 (保溫) 効率	エネルギー 消費効率(%)	年間給湯効率(%)			年間給湯 (保溫) 効率	エネルギー 消費効率(%)	年間給湯 効率(%)	
電気ヒートポンプ給湯機(一缶)	3.3以上								

④ 太陽光発電システム

公称最大出力の合計(kW)	メーカー名	型番	設置枚数	公称最大 出力(W)	合計(kW)	SII チェック欄
7.60						
合計(kW)						

⑤ エネルギー計測装置(HEMS本体)

HEMS	メーカー名	型番	SII チェック欄
要件を満たす機種の設置有り			

⑥ 蓄電システム(設置する場合は下記項目を記入すること)

蓄電システム	蓄電システム	SII チェック欄
設置有り(蓄電システム明細参照)		

定型様式1-2 交付申請額算出表

定型様式1-2
環境 太郎邸0000000

交付申請額算出表

[1]補助金交付申請予定額内訳

1. 戸建住宅の補助金申請額(一戸あたりの定額 ZEH:70万円)

戸建住宅の補助金申請額	700,000	円
-------------	---------	---

2. 蓄電システム導入補助金申請額
(算出表別紙1)蓄電システム明細

明細と一致しているか
確認すること

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円
----------------	---------	---

[2]補助金交付申請予定額

補助金交付申請予定合計金額 (1+2)

補助金交付申請予定額	844,000	円
------------	---------	---

蓄電システムを導入しない
場合はこのページは提出不要

定型様式1-2 交付申請額算出表 別紙1 蓄電システム明細

算出表別紙1

環境 太郎邸0000000

(算出表別紙1) 蓄電システム明細

[1]補助対象蓄電システム

1. 設備情報

メーカー名	〇〇〇	
パッケージ型番	〇〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh (Ⅰ)
蓄電容量	8.0	kWh
保証年数	12	年
PCSのタイプ	ハイブリッド	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格の上限額	936,000	円
蓄電システム導入価格※1 (補助対象費用)	880,000	円 (Ⅱ)
※1 蓄電システム1台あたりの導入価格(見積金額)を記入してください。		
導入台数	1	台 (Ⅲ)
補助金の算出額(1kWhあたり)	20,000	円 (Ⅳ)

1
のセルは入力項目
それ以外のセルは自動で表示

2. 補助金の算出

初期実効容量(合計)	7.2	kWh	144,000	円 ①=(Ⅰ)×(Ⅲ)×(Ⅳ)
------------	-----	-----	---------	-----------------

3. 蓄電システムの導入価格

蓄電システムの合計金額 (補助対象費用)	880,000	円 ②=(Ⅱ)×(Ⅲ)
-------------------------	---------	-------------

補助対象費用の1/3	293,000	円 ③=②の1/3 千円未満切捨自動表示
------------	---------	-------------------------

4. ①、③のいずれか低い金額

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 ④=①、③のいずれか低い金額
----------------	---------	------------------

5. 補助対象費用 算出業者名

(②の金額を算出した業者の名前を記入し、社印を捺印すること)

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇 〇〇〇〇株式会社	2 会社名・住所を 入力すること	3 社印を押印すること
-------------------------	------------------------	----------------

6. (複数種設置した場合のみ)別機種の蓄電システム補助金申請額

蓄電システム導入補助金申請額※2		円 ⑤ 千円未満切捨
------------------	--	---------------

※2 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、[1]1. ~5. まで入力し、自動表示された④蓄電システム導入補助金申請額を当欄に記入してください。

4
別機種の2台目がある場合は、
金額を直接入力する

7. 蓄電システム導入補助金合計申請予定額

補助金合計申請予定額	144,000	円 ⑥=④+⑤
------------	---------	---------

[2]補助額上限

補助額上限	200,000	円 ⑦
-------	---------	-----

[3]合計

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 =⑥、⑦のいずれか低い金額
----------------	---------	-----------------

6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

※「一般公募」と「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」を分けて公募を行います。
間違えないよう注意してください。

【新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募の提出先】

申請書提出先シート

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内

『平成31年度 ZEH支援事業』

※あてはまる内容物にチェックをしてください

☐ 交付申請書
☐ その他の書類

新規取り組みZEHビルダー/プランナー 申請係

会社名 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____

使用例



【一般公募の提出先】

申請書提出先シート

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内

『平成31年度 ZEH支援事業』

申請係

※あてはまる内容物にチェックをしてください

☐ 交付申請書
☐ その他の書類

複数申請書を同封の場合

申請書数 件

会社名 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____

上記は、平成31年度 ZEH支援事業 の提出先を示したものです。

提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

2章 環境省による事業

2章-2. 先進的再エネ熱等導入支援事業

1 事業概要

1-1 事業内容

(1) 補助金名

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)のうち
先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業
略称: 平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業 (以下、2章-2において「本事業」という)

(2) 事業規模

事業規模 約1億円

(3) 補助事業者

補助対象となる事業者(以下、「申請者」という)は、「平成31年度 ZEH支援事業」(P20参照)又は、「平成31年度 ZEH+実証事業」(P92参照)のいずれかにおいて、交付決定を受けている者に限ります。
但し、「平成31年度 ZEH支援事業」又は「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかにおいて交付申請中であり、まだ交付決定を受けていない者についても申請を可とします。
なお、「暴力団排除に関する誓約事項」(P83参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

(4) 補助対象となる建材・設備を導入する住宅

「平成31年度 ZEH支援事業」又は「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかの交付決定を受けた補助対象住宅であること。

(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 導入する建材・設備は本事業の要件を満たすものであること。(P62～P68参照)
- ② 「平成31年度 ZEH支援事業」又は「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかの交付決定を受けていること。
- ③ 補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入した場合は、ボーリング着工写真を提出できること。

(6) 補助対象となる建材・設備の要件

補助金交付の対象は、補助対象住宅に導入する下記①～③に記載するものとなります。
但し、「③ 蓄電システム」を導入する場合は、「平成31年度 ZEH+実証事業」の交付決定を受けている、又は申請中の住宅であること。
補助対象となる建材・設備は、新品を導入すること。

■ 補助対象となる建材・設備一覧

番号	補助対象となる建材・設備
①	直交集成板 (CLT)
②	先進的再生可能エネルギー熱利用設備
	1) 地中熱ヒートポンプ・システム
	2) PVTシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)
	3) 液体集熱式太陽熱利用システム
③	蓄電システム※

※「平成31年度 ZEH+実証事業」の交付決定を受けている、又は申請中の住宅に導入する蓄電システムであること。

① 直交集成板 (CLT)

補助対象となる直交集成板 (以下、「CLT」という)※1は、以下の全ての要件を満たすこと。
国内製品においては、JAS認定工場で製造されたJAS製品であること。

補助対象住宅への導入箇所	補助対象住宅における使用量	施工方法
構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。	CLT総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該CLTの使用量が0.1㎡／㎡以上であること。	工法は問いません。 但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組工法又は木質プレハブ法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件 (国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行)」に準拠すること。

※1 CLT (直交集成板) とは、Cross Laminated Timber (クロス・ラミネイテッド・ティンバー) の略で、板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネルのこと。

(注) CLTの導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。

② 先進的再生可能エネルギー熱利用設備

1) 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- 1. 表1に記載する要件を全て満たすこと。
- 2. 地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。
- 3. 補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、交付申請時に販売※されているシステムであること。

※ 原則、市場流通されていること。

■表1

区分	対象範囲	補助要件		
工法	クローズドループ 垂直埋設型		・「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」(P64、図1)のいずれかの工法であること ・地中熱交換器の総長が30m以上であること (Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)	
	クローズドループ 水平埋設型	採熱深度が30m 以浅であること	「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」(P64、図2)のいずれかの工法であること	「水平埋設型の採熱工法一覧」(P64、図2)で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」の採熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用いるパイプの総長は150m以上であること
				「水平埋設型の採熱工法一覧」(P64、図2)で示す「シート型」の採熱工法を採用する場合、施設面積は30㎡以上であること
	オープンループ 放流型	揚水深度が50m 以浅であること	「オープンループの採熱工法一覧」(P65、図3)のいずれかの工法であること	—
	オープンループ 還元井型			還元深度が50m以浅であること
	オープンループ 浸透柵型			—
設備機器	地中熱ヒート ポンプ熱源機	暖房時COP3.7以上であること		
	附随設備	システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器※1、井水槽※1 等		
	放熱機器等	システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等		
工事費	工事費	システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用		

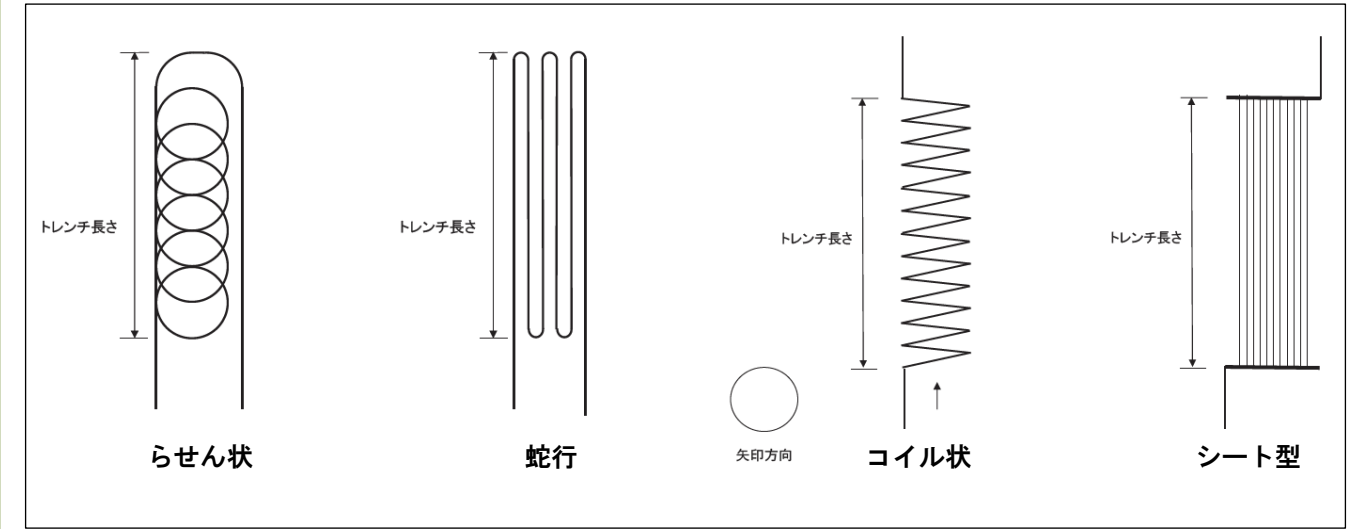
※1 オープンループの採熱工法(P65、図3)により必要な場合

■ 図1 クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

工法	ボアホール工法			杭工法			
名称	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリートH杭
水平断面 (例)							
垂直断面図 (例)							
口径(mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種(例)	—	—	—	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭
熱交換器(例)	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・銅管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・銅管	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 鋼管、ステンレス管)	・高密度ポリエチレン管
充填材(例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒(例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考		・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。			・複数(ダブル以上)の Uチューブを挿入した ものを含む。		

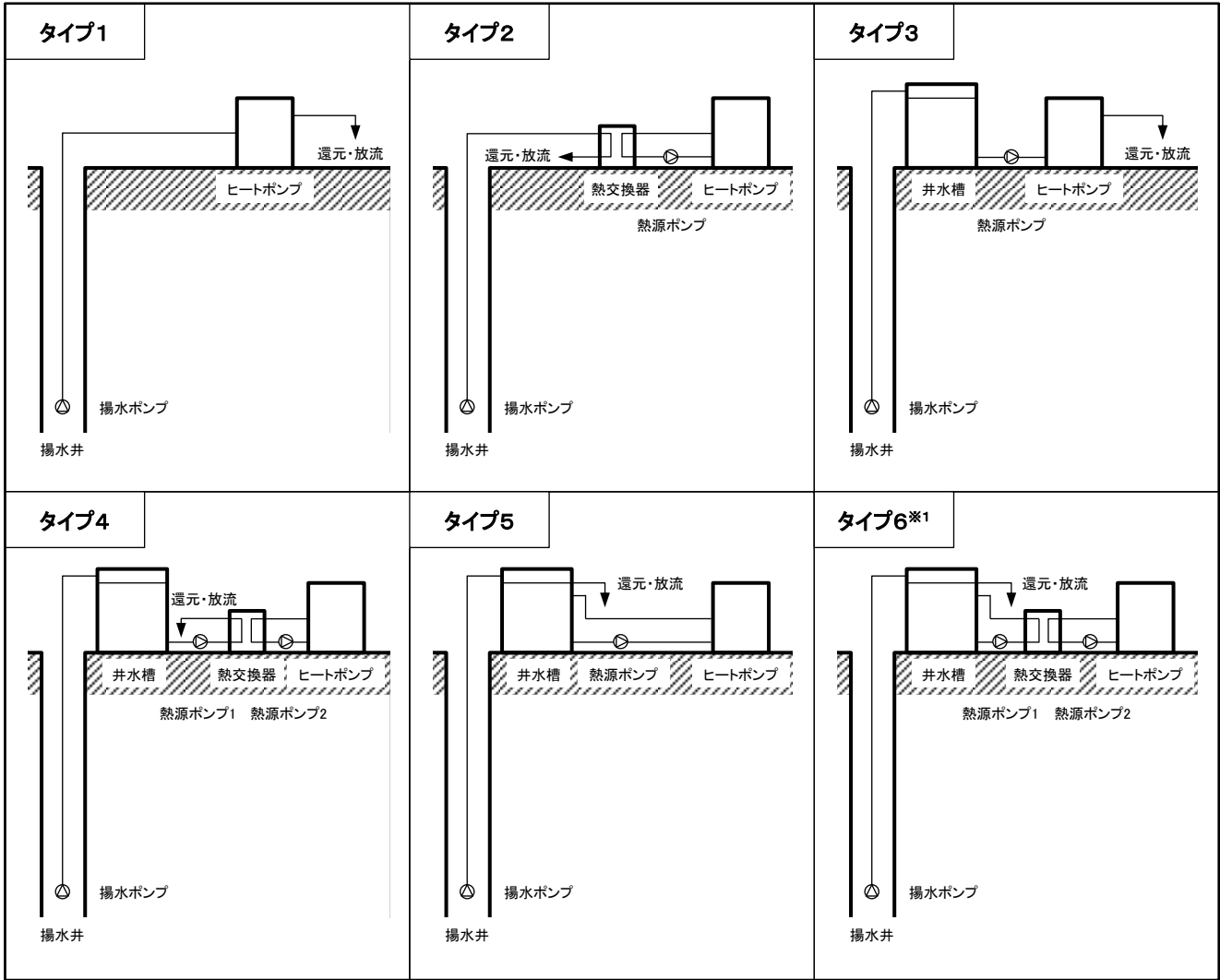
出典： 特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

■ 図2 クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧



出典： 国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所 「平成28年度 省エネルギー基準
(非住宅建築物) 地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」 P4 「図3 クローズドループ
水平埋設型の4方式」より抜粋

■図3 オープンループの採熱工法一覧



出典： 特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「オープンループ採熱工法の一覧」より抜粋

※1 タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ1及びそれに付随する配管はない。

2) PVTシステム(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

補助対象となるPVTシステムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- 1. 表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
(PVTシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない)
- 2. 補助対象となるPVTシステムは、交付申請時に販売*されているシステムであること。
※ 原則、市場流通されていること。

■表2 PVTシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目		補助要件
空気集熱式	太陽光発電機能付き集熱器 (PVT) ※1		・日集熱効率10%以上であること※3 ・設置するPVTパネル面積が22㎡以上あること
	付帯設備・部材費※2	エアーハンドリングユニット (集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等)	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用
液体集熱式	太陽光発電機能付き集熱器 (PVT) ※1		・日集熱効率10%以上であること※3 ・設置するPVTパネル面積が5㎡以上あること
	付帯設備・部材費※2	熱媒配管 (配管、継手、バルブ等)	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用

※1 PVTパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする。(発電部分、PVT以外の集熱器は補助対象外)

※2 補助対象となるPVTシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

※3 JIS A 4112に準拠した試験方法であること。

3) 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- 1. 循環方式は、強制循環に限る。
- 2. 表3に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
- 3. 補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、交付申請時に販売*されているシステムであること。
※ 原則、市場流通されていること。

■表3 液体集熱式太陽熱利用システムの機器要件

補助対象となる設備項目		補助要件
高効率集熱器		・屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること ・設置する集熱器の面積が4㎡以上あること ・日集熱効率について下記要件を満たすこと 平板形 60%以上 真空ガラス管形 50%以上
付帯設備・部材費※1	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること
	集熱配管	—
	その他付属部材	—
	補助熱源給湯器	—
工事費		補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用

※1 補助対象となる集熱システムに付帯するものに限る。

③ 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全ての要件を満たすこと。

- 1) 導入する蓄電システムは、創蓄連携に限る。
- 2) 本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであること。
(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)
- 3) 事業期間中に、蓄電システムの据え付け設置工事を完了すること。
- 4) 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。
 <導入目的>
 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。
 <接続及び運用の要件>
 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。
 (非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)
- 5) 蓄電システムの導入価格(工事費除く)が保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。

保証年数※1	10年	11年	12年	13年	14年	15年 以上
目標価格※2 (蓄電容量1kWhあたり)	9.0万円	9.9万円	10.8万円	11.7万円	12.6万円	13.5万円

- ※1 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。
原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保等)は含めない。但し、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。
- ※2 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり1万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表します。
(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)
蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」をご確認ください。

(7) 補助金額および上限額

① 補助対象建材・設備

1) 直交集成板(CLT)

補助対象住宅に直交集成板(CLT)を導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

定額 90万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)

2) 先進的再生可能エネルギー熱利用設備

補助対象住宅に先進的再生可能エネルギー熱利用設備を導入する場合は、補助額を以下のとおり交付します。

1. 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

定額 90万円 (クローズドループ・オープンループによらず一律)

2. PVTシステム

補助対象住宅にPVTシステムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

	液体式		空気式
パネル面積	5㎡以上 8㎡未満	8㎡以上	22㎡以上
補助額	65万円	80万円	90万円

3. 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象住宅に液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は、補助金額を以下のとおり交付します。

パネル面積	4㎡以上 6㎡未満	6㎡以上
補助額	12万円	15万円

3) 蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システムを導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量※11kWhあたり2万円

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費※2の1/3又は20万円のいずれか低い金額

(注) 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとします。

※1 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。

※2 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

② 補助金額の上限

「1) 直交集成板(CLT)」、「2) 先進的再生可能エネルギー熱利用設備」のうち複数の補助対象建材・設備を導入した場合、補助対象住宅1戸あたりの補助額上限は90万円となります。

これに加え、「3) 蓄電システム」を補助対象住宅に導入する場合は、蓄電システムの補助金額を加算した額を補助額上限とします。

(8) 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。*

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度や、経済産業省が実施するキャッシュレス・消費者還元事業のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。

※ 併願申請する「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」は重複受給を容認します。
上記には該当しません。

(9) 補助事業に係る工事の支払い

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払方法や、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

1-2 公募方法

SIIは、公募期間を定め、先着順に受け付けます。

また、公募期間中であっても補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。

SIIでは、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

なお、「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかに申請中であり、まだ交付決定を受けていない事業についても申請を可とします。

この場合、「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかの申請と同時申請も可とします。

(注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注) 申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行います。
(土日祝日は申請書の受付は行いません)

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。

申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんので、ご注意ください。

特に、登録印の押印、印鑑登録証明書、平面図、実施計画書が不足する申請については、一切受理しません。

なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に返送します。

不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

(注) 申請書の発送における注意事項(P89参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。

(注) 予算に達した日及びその翌営業日以降に到着した申請書については、申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に着払いで申請書を返却します。

尚、公募初日に申請金額の合計が予算に達した場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。

抽選結果は、申請書受領日から1週間以内に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。

1-3 事業スケジュール

(1) スケジュールの詳細

① 公募期間

一次公募 2019年 6月 3日(月) 10時 ~ 2019年 8月 2日(金) 17時必着
但し、「③ 蓄電システム」の申請に限り、2019年 9月 30日(月) (17時必着)まで公募期間を延長します。

(注)「③ 蓄電システム」の公募は、「平成31年度 ZEH+実証事業」の交付決定を受けている
(又は申請中の)住宅に導入する事業のみとなります。(P62参照)

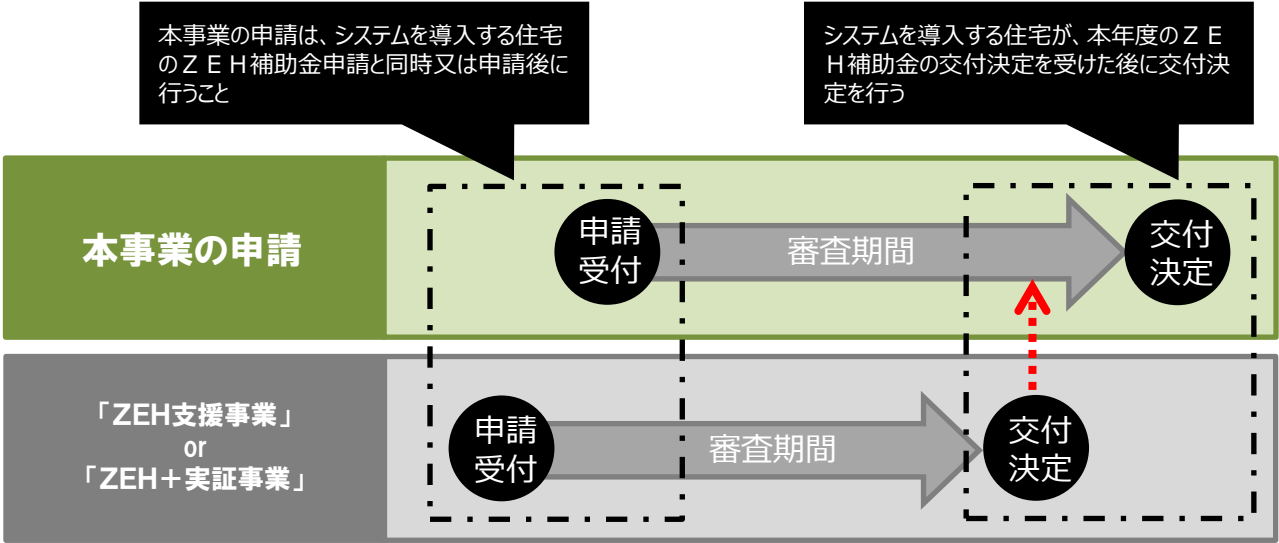
- ※ 二次公募の実施については、一次公募の申請状況を鑑みて後日決定します。
- ※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。
- ※ 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。
- ※ 公募期間中であっても補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は原則受理しませんので、十分注意ください。

② 交付決定

併願申請した「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかの交付決定後、本事業の交付決定を行います。

※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。(P75参照)

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)



- ◎ 本事業の申請は、併願申請する「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかの交付申請書と同時、又は申請後に行うこと。
- ◎ 本事業の交付決定は、併願申請する「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかの交付決定の後に行う。

■ 本事業のスケジュール

	2019年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
先進的再エネ熱等導入支援事業	4/11~4/25 公募説明会		6/3~8/2		蓄電システムの申請に限り：~9/30	
					審査期間	

③ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。
一次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 2020年 1月31日(金)

④ 完了実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とします。
一次公募の交付決定者 2020年 2月 7日(金) 17時必着
※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。

(2) 公募説明会

本事業の公募説明会は、「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」、「平成31年度 ZEH+R強化事業」の公募説明会(全国10箇所)と同日、合同で実施いたします。
詳しくはSIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh31/)をご覧ください。

1-4 重要事項

(1) 重要事項の詳細

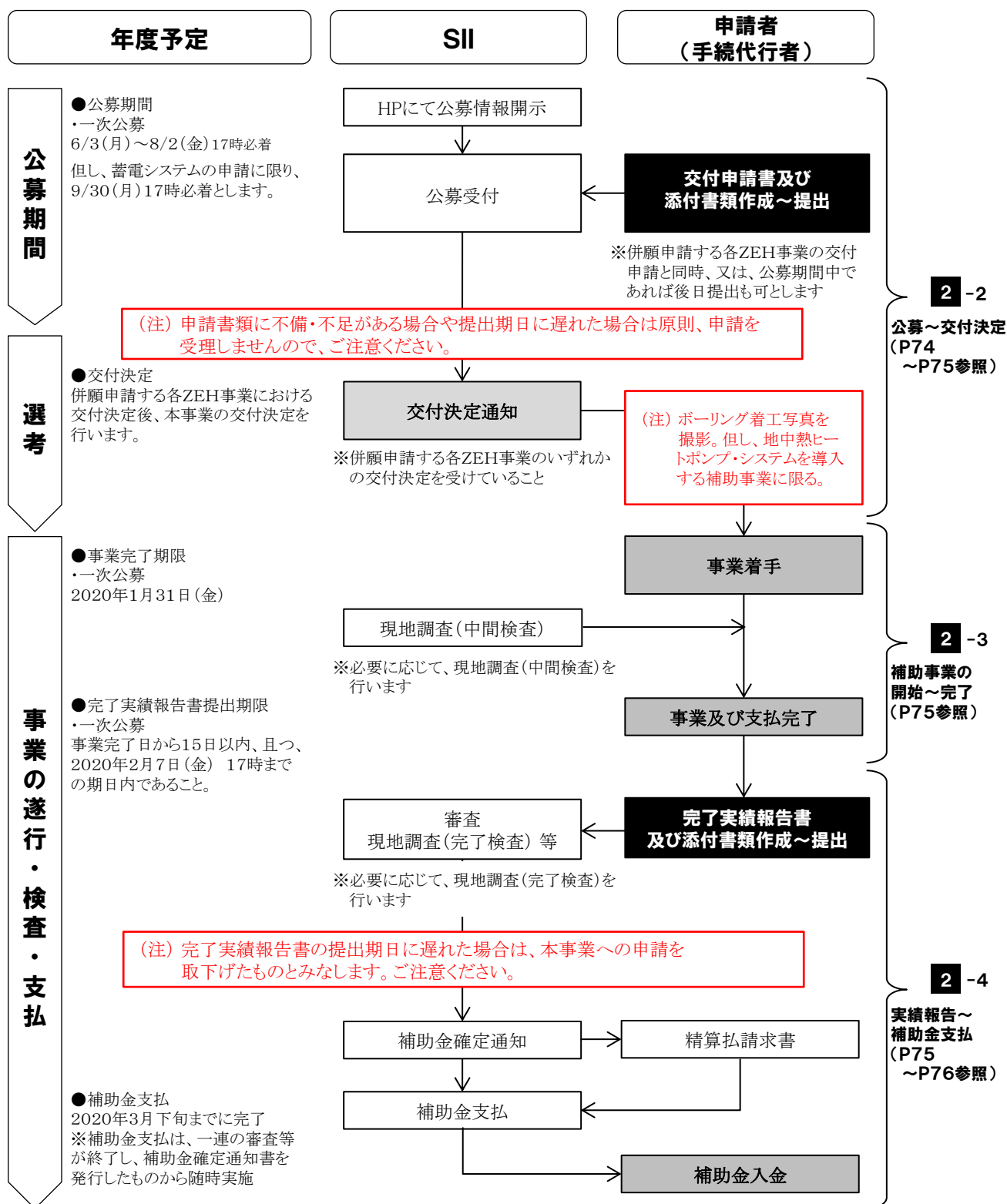
- ① 交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。
変更する場合は、申請取下げの手続きを行い、申請可能な公募に改めて申請してください。
- ② 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P83参照)に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ③ 交付申請書並びに完了実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
- ④ 完了実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。
※ P77「注意事項」を必ず確認してください。
- ⑤ 併願申請した「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」を取下げた場合は、本事業の要件を満たさなくなるので本事業の取下げも行うこと。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



2 事業の実施

2-1 事業詳細スケジュール



2-2 公募～交付決定

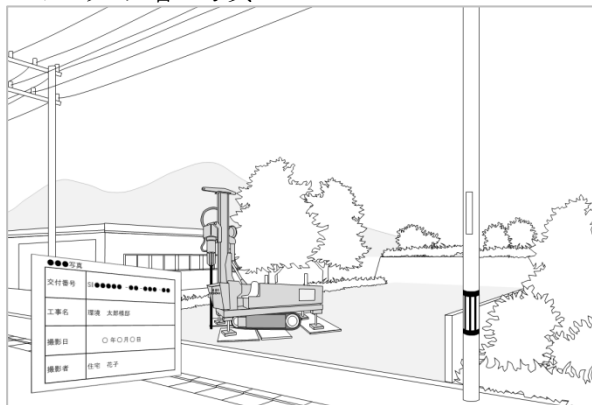
(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh31/clt/)に公募記事を掲載します。

(2) 着工写真

- ① 補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入する補助事業に限り、ボーリング着工写真を撮影すること。
- ② 完了実績報告書の提出時にボーリング着工写真を併せて提出すること。

＜ボーリング着工写真＞



(3) 交付申請

申請者は、P80以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P79「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P89「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

受付は先着順とします。**申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。**

また、公募期間中であっても補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので注意してください。

なお、SIIでは申請状況をみて必要に応じて補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

(注1) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注2) 「平成31年度 ZEH支援事業」又は、「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかに申請中であり、まだ交付決定を受けていない事業についても、申請を可とします。

この場合、「平成31年度 ZEH支援事業」又は、「平成31年度 ZEH+実証事業」のいずれかの申請と同時申請も可とします。

但し、本事業のみの申請は受理しませんので、注意してください。

(4) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。

交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

(注1) 本事業の手続代行者は、補助対象住宅の交付申請手続きを代行する手続代行者が必ず兼務すること。

(注2) 事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

(5) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、応募のあった申請書に対し審査を行います。

(6) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認できた事業から順に補助事業として採択します。

(7) 交付決定

SIIは、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」を送付しますので「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げること条件に交付決定します。

2-3 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。

但し、申請者は特に以下の点に注意してください。

※ 交付決定通知書と一緒に送付される事務取扱説明書を熟読し、十分理解した上で事業開始すること。

また、交付決定通知書に記載される交付決定通知日以降に工事着工すること。

※ 事前着手等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 現地調査(中間検査)

① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。

SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行いますので、必ずご協力ください。

② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。

③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(3) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(4) 事業完了

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。

2-4 実績報告～補助金支払

(1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、完了実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。

SIIは、完了実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた上で、併願する「平成31年度 ZEH支援事業」又は、「平成31年度 ZEH+実証事業」の補助対象住宅の事業内容が適正であると認められた補助事業について、補助金の交付を確定し、補助事業者にその旨を通知します。

なお、完了実績報告書の提出書類については、併願する「平成31年度 ZEH支援事業」又は、「平成31年度 ZEH+実証事業」の完了実績報告書と、原則同時に提出してください。また、作成にあたっては、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照してください。

※ 提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。

※ 虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 現地調査(完了検査)

① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行いますので、必ずご協力ください。

② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払ができない場合があります。

③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(3) 補助金支払

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

※ 併願申請した「平成31年度 ZEH支援事業」又は「平成31年度 ZEH+実証事業」の交付申請を取下げた場合は、本事業の要件を満たさなくなるので、本事業の取下げも行うこと。
その場合、本事業における補助金の支払は行いません。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5) 使用状況の報告

本事業は、省CO₂効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者は、併願した「平成31年度 ZEH支援事業」又は、「平成31年度 ZEH+実証事業」の要件となるアンケートに本事業に関する質問がある場合は、これに回答してください。

なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国またはSIIから公表する場合があります。

また、別途、他のアンケート調査、省CO₂効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。

(6) 取得財産の管理等

補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成20年5月15日大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分)の財産処分においても同様とする。

(7) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

2-5 注意事項

申請者及び手続代行者は、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① **1つの住宅に対して、1件の申請のみ**受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。
但し、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合はその限りではありません。
- ② 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。
- ③ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ④ 平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑤ 申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、本事業で導入した設備等が、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう十分な配慮をお願いします。

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者及び手続代行者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払を行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。

2-6 よくあるご質問について

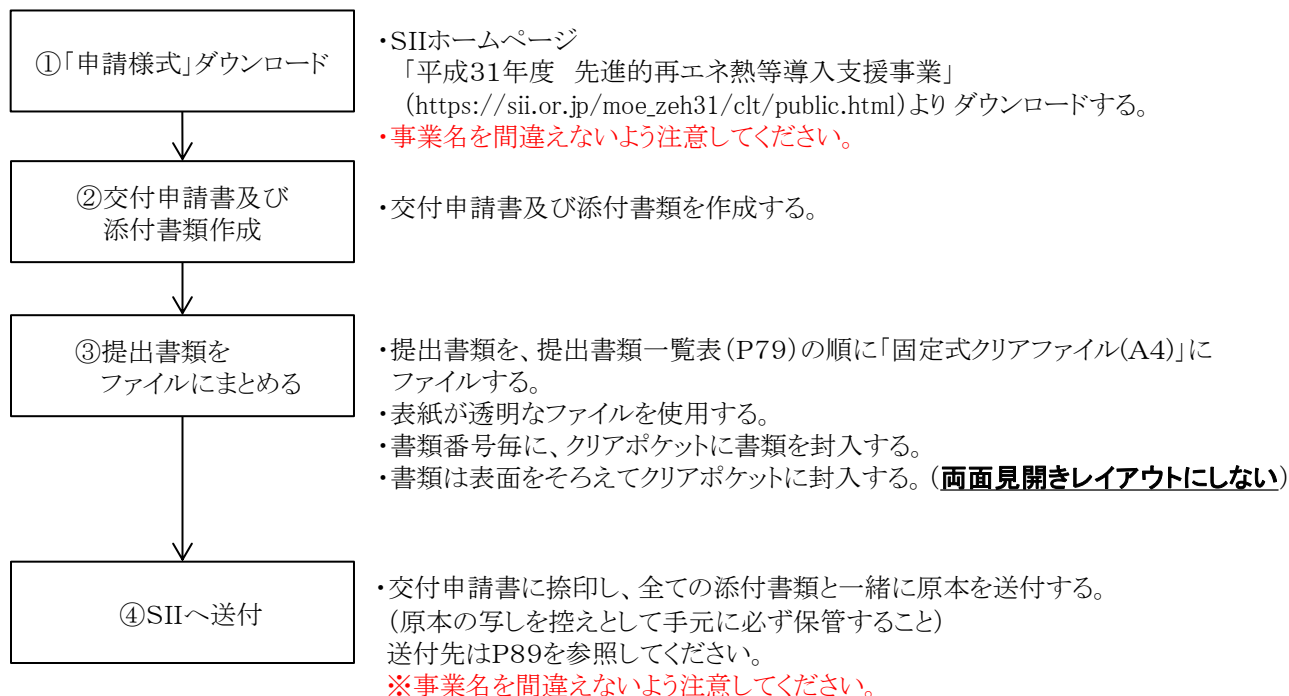
SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

https://sii.or.jp/moe_zeh31/clt/faq.html

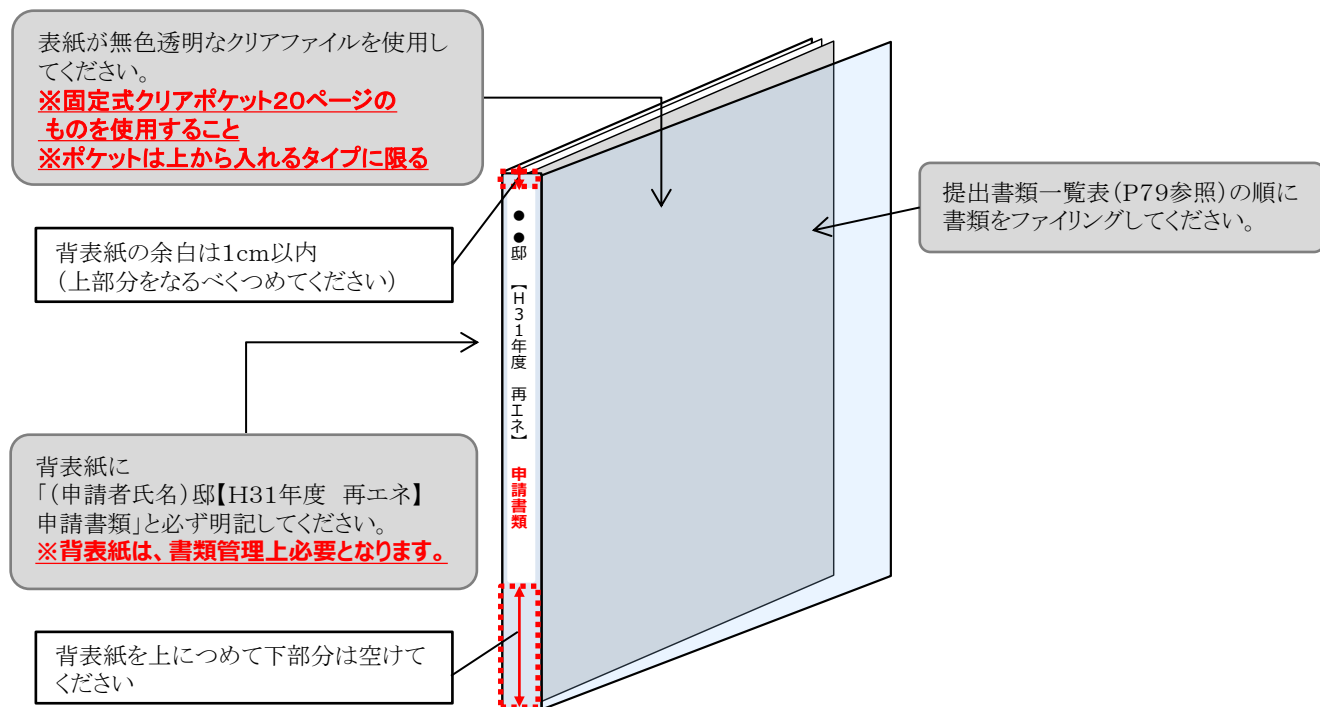
3 交付申請の方法

3-1 申請について

- ・SIIホームページから「平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」
(https://sii.or.jp/moe_zeh31/clt/public.html)を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、
交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。
(注1) 事業名を間違えないよう注意してください。
(注2) P79「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- ・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



<ファイリング方法>



3-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
・平面図はA3で作成して提出してください。

No.	書類名		内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書		・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P81～84
②	実施計画書		・申請する住宅の概要及び導入する建材・設備の仕様、システム概要図を記入すること	●	定型様式2-1	P85～88
③	平面図 (兼設備設置図)		・補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること	●	様式自由 (A3用紙)	—
④	蓄電システム 以外申請する場合	補助対象となる建材・設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当建材・設備が記載されているページ	・カタログには、該当建材又は設備が記載されたページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等でマークを入れること	○	—	—
⑤	印鑑登録証明書(写し)		・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・共同申請者がいる場合は事前にSIIへ要相談とする	●	—	—
⑥	提出書類内容チェックリスト		・①～⑥の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること (手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式2-5	P80

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

4 交付申請書及び添付書類の入力例

定型様式2-5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 2-5

提出書類内容チェックリスト(平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P78参照)提出すること。
(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申 請 者 名			環境 太郎			
手続代行者名			□□□□ 株式会社 □□□□ 支店			
No	書 類 名		項 目		内 容	確認欄
①	交付申請書 (様式第1)		交付申請書		申請する様式は平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業のものか。	☐
					必要事項が記入されているか。	☐
			別紙3 誓約書	申請者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
				共同申請者 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
				手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
②	実施計画書		実施計画書全般		導入する建材・設備の仕様、システム構成図等、必要事項は記入されているか。	☐
			交付申請額算出表		合計金額は正しく表示されているか。	☐
			蓄電システム明細 蓄電システムを補助対象にする場合のみ		申請する蓄電システムの設備情報、補助対象費用の算出、算出業者名の記入及び捺印等、必要事項が全て記入されているか。	☐
			導入する建材・設備情報 CLT、地中熱ヒートポンプ、PVT、液体集熱式太陽熱利用を補助対象にする場合のみ		導入する建材、設備情報等、必要事項が全て記入されているか。	☐
③	建築図面 (A3用紙で提出すること)		平面図(兼設備設置図)		補助対象となる建材・設備について配置が明記されているか。	☐
④	蓄電システム以外の設備を申請する場合	補助対象設備となる建材・設備のカタログ (Webカタログの印刷でも可)	付箋		該当の建材・設備が記載されたページに付箋が貼ってあるか。	☐
			記載箇所の明記		該当の建材・設備が記載された箇所に蛍光ペン等でマークは入れているか。	☐
⑤	印鑑登録証明書(写し)		発行日		交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内のものであるか。	☐
			登録者		申請者本人のものであるか。	☐
⑥	提出書類内容チェックリスト		申請書ファイルの背表紙		申請書ファイルに背表紙を付けているか。	☐
			チェックの確認		提出書類内容チェックリストに確認漏れはないか。	☐

ZEH支援事業

先進的再エネ熱等導入支援事業

ZEH+実証事業

ZEH+R強化事業

様式第1(交付申請書) 1/5

様式第1 交付申請書

2019 年 ○○ 月 ○○ 日

(1 / 5 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 赤池 学 殿

〒 000 - 0000

○○県○○市○○町○丁目○○番○○号

申請者

住 所

法人名又は氏名

環境 太郎

代表者名等

生年月日

昭和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

・住所

・氏名

・生年月日

以上が印鑑登録証明書と一致していること

1

・申請者印は実印で捺印すること
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

印

共同申請者

住 所

法人名又は氏名

代表者名等

〒 111 - 1111

□□県□□市□□町□□丁目□□番□□号

手続代行者

住 所

会社名等

□□□□ 株式会社 □□□□ 支店

代表者名等

支店長 □□ □□

3

共同申請者がいる場合は
SIIに連絡すること

印

4

代表者等名は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

代
理
者
印

平成 3 1 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業)

交付申請書

平成 3 1 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 交付規程第 4 条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号) 及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

様式第1(交付申請書) 2/5

記 (2 / 5 枚)

1. 申請する補助事業

平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業

2. 補助事業の名称

環境 太郎邸 先進的再エネ熱等導入支援事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業

補助金交付申請予定額	1,044,000 円
------------	-------------

1
交付申請額算出表と一致しているか
確認すること

5. 事業予定期間

着手予定日	2019 年 〇 月 〇〇 日
完了予定日	2019 年 〇〇 月 〇〇 日

2
西暦で入力すること

6. 役員名簿 (別紙1)

7. 暴力団排除に関する誓約事項 (別紙2)

8. 交付申請に関する誓約書 (別紙3)

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1(交付申請書) 4/5

別紙 2

1

・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい

・(1)～(4)に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

(4 / 5 枚)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第1(交付申請書) 5/5

別紙 3

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

1 (5 / 5 枚)
一枚目から自動表示

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

平成 3 1 年 度 二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 対 策 事 業 費 等 補 助 金
(ネット ・ ゼ ロ ・ エ ネ ル ギ ー ・ ハ ウ ス (Z E H) 化 等 に よ る 住 宅 に お け る 低 炭 素 化 促 進 事 業)
(ネット ・ ゼ ロ ・ エ ネ ル ギ ー ・ ハ ウ ス (Z E H) 化 に よ る 住 宅 に お け る 低 炭 素 化 促 進 事 業)
誓 約 書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 10. 免責
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

2 入力必須

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

3 実印を押印すること

印

申請者 法人名又は氏名
代表者名等

環境 太郎

共同申請者 法人名又は氏名
代表者名等

4 交付申請書 (1/5枚) の
手続代行者記載情報と一致していること

手続代行者 法人名
代表者名等

5 代表者印を押印すること
(社印は不可)

印

〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 支店
支店長 〇〇 〇〇

代表者印

定型様式2-1 実施計画書 1/4

定型様式2-1(1/4)
環境 太郎邸0000000

実施計画書

1.補助対象住宅の概要

交付申請者氏名	環境 太郎			
建設予定地	〒 000 - 0000 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇〇-〇			
併願する補助事業名 該当する事業名に ■をつける	☐ 平成31年度 ZEH支援事業			
	☒ 平成31年度 ZEH+実証事業			
補助対象の種類 該当するものに ■をつける	☐ CLT(直交集成板)	☒ 地中熱ヒートポンプ	☐ PVT (太陽光発電パネルと太陽熱 集熱器が一体となったもの)	☐ 液体集熱式 太陽熱利用システム
	☒ 蓄電システム			

2.他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

☐ 平成31年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
☐ 平成31年度 災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
☐ 平成30年度 補正予算 災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金
☐ 平成31年度 「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」
☐ すまい給付金
☐ その他 ()

3.手続代行者情報

本人申請の場合も、問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること
(注)併願申請をする補助事業の交付申請手続きを代行する手続代行者が必ず兼務すること。

手続代行者社名	〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 支店	担当者氏名	〇〇〇 〇〇
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	携帯電話	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		

4. 交付申請額算出表

① CLT(直交集成板)	(定額90万円)		円
② 地中熱ヒートポンプ	(定額90万円)	900,000	円
② PVTシステム	空気式 (パネル面積22㎡以上 定額90万円)		円
	液体式 (パネル面積5㎡以上8㎡未満 定額65万円) (パネル面積8㎡以上 定額80万円)		円
	液体集熱式太陽熱利用システム (パネル面積4㎡以上6㎡未満 12万円) (パネル面積6㎡以上 15万円)		円
①、②の交付申請金額		900,000	円
①、②の補助額上限		900,000	円
①、②の補助金交付申請予定額(a)		900,000	円
③ 蓄電システム導入補助金申請額(b)		144,000	円
補助金交付申請予定額(a+b)		1,044,000	円

定型様式2-1 実施計画書 2/4

定型様式2-1(2/4)
環境 太郎邸0000000

蓄電システム明細

[1]補助対象蓄電システム

1. 設備情報

メーカー名	〇〇〇	
パッケージ型番	〇〇〇〇〇〇	
初期実効容量	7.2	kWh (Ⅰ)
蓄電容量	8.0	kWh
保証年数	12	年
PCSのタイプ	ハイブリッド	
PCSの定格出力	7.2	kW
申請可能な導入価格の上限額	936,000	円
蓄電システム導入価格※1 (補助対象費用)	880,000	円 (Ⅱ)

※1 蓄電システム1台あたりの導入価格(見積金額)を記入してください。

導入台数	1	台 (Ⅲ)
補助金の算出額(1kWhあたり)	20,000	円 (Ⅳ)

2. 補助金の算出

初期実効容量(合計)	7.2	kWh	144,000	円 ①=(Ⅰ)×(Ⅲ)×(Ⅳ)
------------	-----	-----	---------	-----------------

3. 蓄電システムの導入価格

蓄電システムの合計金額 (補助対象費用)	880,000	円 ②=(Ⅱ)×(Ⅲ)
-------------------------	---------	-------------

補助対象費用の1/3	293,000	円 ③=②の1/3 千円未満切捨自動表示
------------	---------	-------------------------

4. ①、③のいずれか低い金額

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 ④=①、③のいずれか低い金額
----------------	---------	------------------

5. 補助対象費用 算出業者名

(②の金額を算出した業者の名前を記入し、社印を捺印すること)

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇
〇〇〇〇株式会社

2
会社名・住所を
入力すること

3
社印を押印すること

印

6. (複数種設置した場合のみ)別機種の蓄電システム補助金申請額

蓄電システム導入補助金申請額※2		円 ⑤ 千円未満切捨
------------------	--	---------------

※2 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、[1]1. ~5. まで入力し、自動表示された④蓄電システム導入補助金申請額を当欄に記入してください。

4
別機種の2台目がある場合は、
金額を直接入力する

7. 蓄電システム導入補助金合計申請予定額

補助金合計申請予定額	144,000	円 ⑥=④+⑤
------------	---------	---------

[2]補助額上限

補助額上限	200,000	円 ⑦
-------	---------	-----

[3]合計

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円 =⑥、⑦のいずれか低い金額
----------------	---------	-----------------

定型様式2-1 実施計画書 3/4

定型様式2-1 (3/4)
環境 太郎邸0000000

CLT、地中熱ヒートポンプ、PVT、液体集熱式太陽熱利用明細

1. 導入する建材・設備情報

① CLT(直交集成板)情報

使用する部位	☐ 壁	☐ 床	☐ 屋根	メーカー名 (工場名)		使用量	m ²
--------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------	--	-----	----------------

② 地中熱ヒートポンプ

熱交換器埋設方法	地上	☒ 垂直埋設型	工法・名称	ボアホールーダブルリチューブ	採熱深度	30	m	地中熱交換器の総長	60	m
		☐ 水平埋設型	工法・名称		地中熱交換器の総長		m	施設面積		m ²
	地下	☐ 放流型	工法・名称							
		☐ 還元井型	工法・名称		還元深度					m
		☐ 浸透槽型	工法・名称							

熱源機

定格能力(暖房)	5	kW	消費電力(暖房)	1,300	W	暖房時COP	3.85
----------	---	----	----------	-------	---	--------	------

③ PVTシステム(太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

メーカー名		優良ソーラーシステム認証番号 ※番号取得していれば記載					
集熱方式	☐ 空気集熱式	集熱パネル①品番		集熱パネル①枚数	枚	集熱パネル 総面積	m ²
		集熱パネル②品番		集熱パネル②枚数	枚		
		集熱パネル③品番		集熱パネル③枚数	枚		
	☐ 液体集熱式	蓄熱槽品番					

④ 液体集熱式太陽熱利用システム

メーカー名			優良ソーラーシステム認証番号 ※番号取得していれば記載				
集熱方式	集熱パネル①品番		集熱パネル①枚数	枚	集熱パネル 総面積	m ²	
	集熱パネル②品番		集熱パネル②枚数	枚			
	集熱パネル③品番		集熱パネル③枚数	枚			
	蓄熱槽品番						

定型様式2-1 実施計画書 4/4

定型様式2-1 (4/4)
環境 太郎邸0000000

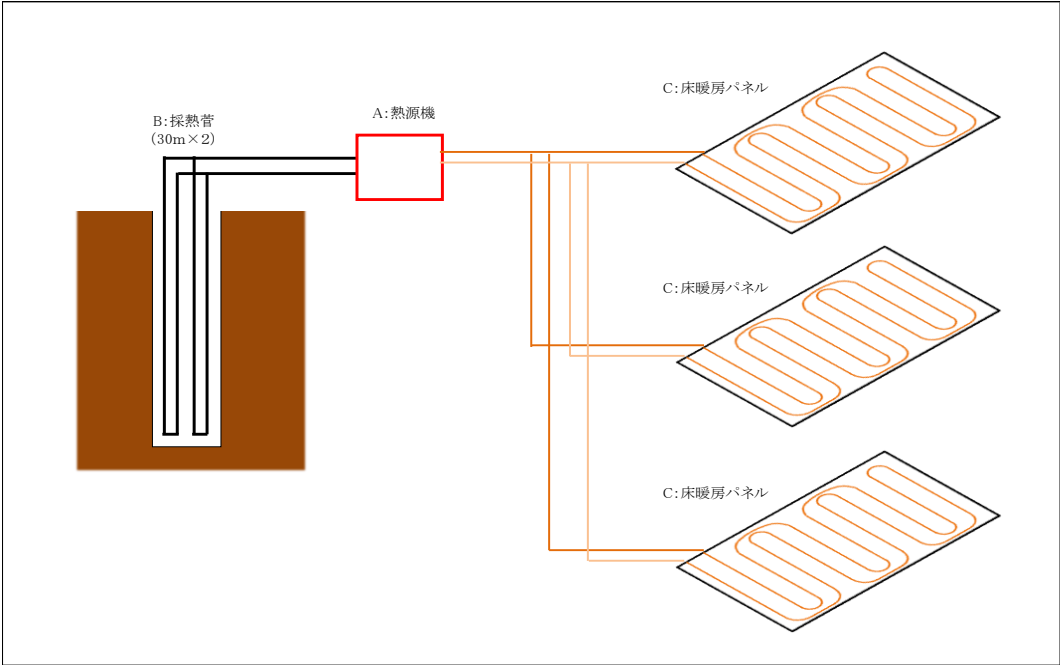
2. 補助事業概要 (イラスト、システム図等を用いて仕様全般を表現する)

システム構成部材一覧

記号	部材名	メーカー	数量	単位	備考
A	熱源機	〇〇株式会社	1	台	PQ-●●●●●
B	採熱管	〇〇株式会社	60	m	ダブルUチューブ、30m×2本
C	床暖房パネル	▲▲株式会社	3	台	リビング・ダイニング・キッチンに設置
D					
E					
F					
G					
H					
I					
J					
K					
L					
M					
N					
O					
P					
Q					
R					

システム構成図 (別紙でも可)

イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現する。上表「システム構成部材一覧」で設定した記号を図中に明記し、部材同士の関係が分かるようにすること



※複数の設備を導入する場合はこのページを複写して使用すること

5 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、併願する「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 ZEH+実証事業」
いずれかの申請の封筒等に、本事業の申請書を同封することはできません。

申請書の提出先は、事業によって異なりますので、必ず事業毎の申請としてください。

申請書提出先シート		使用例
〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階 一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内 『平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業』 申請係 会社名 _____ 担当者氏名 _____ 電話番号 _____		※あてはまる内容物に チェックをしてください ☐ 交付申請書 ☐ その他の書類 複数申請書を同封の場合 申請書数 件

上記は、平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業 の提出先を示したものです。
提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

3章 経済産業省による事業

3章-1. ZEH+実証事業

1 事業概要

1-1 はじめに（「平成31年度 ZEH支援事業」との要件比較）

ZEH+実証事業は、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEHとして、現行の『ZEH』より省エネルギーを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEHの実証を支援するものです。

環境省による「平成31年度 ZEH支援事業」との要件比較は以下のとおりです。

		ZEH支援事業	ZEH+実証事業
補助金事業の主要要素	事業規模 （本公募要領掲載の公募毎）	約20億円 （一次公募及び新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募分）	約23億円
	補助事業者	新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅の購入者予定者、又は既存戸建住宅の所有者	
	補助対象となる住宅	専用住宅など5つの条件を満たすもの	
	申請する住宅に関与できるZEHビルダー/プランナー	SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー ※平成28年度から平成30年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、実績報告書を提出すること。	
	交付要件の主なポイント	ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること	ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること ● 以下の要件を全て満たしていること ① 更なる省エネルギーの実現 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。 <選択要件> ② 以下のうち2つ以上を導入 1) 外皮性能の更なる強化 2) 高度エネルギーマネジメント 3) 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備
	補助対象住宅の補助額	一戸あたり 定額70万円	一戸あたり 定額115万円
	蓄電システムの補助額	初期実効容量 1kWhあたり2万円（補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額）	補助対象外 ※環境省による「平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」において、蓄電システムの併願申請が可能。
	事業年度	単年度事業	
	手続代行者の関与	補助事業者と連携可能	
	公募方法	「一般公募」と「新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募」を分けて公募を行います。	事前割当枠公募方式 ※ZEHビルダー/プランナー毎の提案応募を鑑みた、事前戸数割当方式です。

1-2 事業内容

(1) 補助金名

平成31年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
 (住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうちZEH+実証事業
 略称:平成31年度 ZEH+実証事業 (以下、3章-1において「本事業」という)

(2) 事業規模

事業規模 約23億円

(3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅※¹の購入予定者、又は既存戸建住宅の所有者に限りです。

但し、「暴力団排除に関する誓約事項」(P126参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限りです。

- ① 申請者が常時居住する住宅。
 (住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります)
 (注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
 但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P105参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。
 (登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築戸建建売住宅※¹の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
 なお、交付決定日前に支払いや引渡しを終えている新築建売住宅には補助金を交付できません。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
 但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。※²

※¹ 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅。

※² 「平成31年度 超高層ZEH-M実証事業」、「平成31年度 高層ZEH-M支援事業」及び「平成31年度 低・中層ZEH-M促進事業」との併願は出来ません。

（４）交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(P105参照)
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。※1
 - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。＜全量買取方式は認めません＞
 - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※2 ※3
- ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー（「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照）が設計、建築、改修又は販売を行う住宅であること。なお、平成28年度から平成30年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を行っていること。（ZEHビルダー/プランナー実績報告については「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15参照）
 （注）住宅の種類とZEHビルダー/プランナー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。
 例えば、建売住宅については、その住宅の地域において、建売住宅の区分でZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー/プランナー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること。(P108参照) ※4
- ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。(P105～P106参照)
- ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。(P106参照)
- ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。
- ⑦ 以下のうち2つ以上を選択し導入すること。(選択要件) (P96参照) ※5
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。※6
 1・2地域：0.30、3～5地域：0.40、6・7地域：0.50
 - 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
 - 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。※7

上記「①-4)」を除く要件を全て満たすNearly ZEHを本公募要領では「Nearly ZEH+」と記します。

- ※1 エネルギー計算は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下、「建築物省エネ法」という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。
 また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。
- ※2 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※3 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEH+も補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。
 なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量、及び多雪地域に該当するものとします。
- ※4 本事業では、「※3」に該当する場合に限り、Nearly ZEH であることも可とします。
- ※5 8地域については、選択要件「外皮性能の更なる強化」(P96参照)は選択できません。
- ※6 本事業における暫定措置として、地域区分4及び5については、UA値が0.50以下であっても、要件を満たすものとみなします。
- ※7 電気自動車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要があります。

（５）選択要件

売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として以下の

①～③の要件のうち2つ以上を導入することが選択要件となります。

但し、8地域については、以下の「②及び③の組合せ」を必須とします。

① 外皮性能の更なる強化

申請する外皮平均熱貫流率(UA値)がP107に示す基準を満たすこと。

注1： 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であっても、上記の要件を満たすものとします。

② 高度エネルギーマネジメント

HEMS(Home Energy Management System)により、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

1) 「HEMS、暖冷房設備及び給湯設備」、並びに、「蓄電システム及び燃料電池システム(設置する場合)」について、いずれもECHONET Lite AIF仕様に適合し、認証を取得しているもの※1※2を設置してください。

※1 ECHONET Lite AIF認証の取得を基本とするが、ECHONET Lite認証を取得した上で、相互接続性については自己確認^(注)での対応を可能とすることを含めて判断します。

※2 全館空調システム等の住宅に一体化した空気調和システムであって、且つ、ハウスメーカー、工務店等の独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムの場合、当該システムについては、HEMSとの相互接続性の自己確認^(注)での対応を可能とします。

(注) 自己確認は、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能について通信制御が可能であることを事業者(ハウスメーカー・工務店又は設備機器メーカー等)が確認し、そのエビデンスを交付申請時まで提出できることを条件とします。(詳細はP112参照)

2) HEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該のアダプターの設置を必須とします。

なお、ECHONET Lite AIF認証の取得を予定しているが、交付申請時に取得が完了していない場合においては、取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による、「事業完了時までの取得に係る意思決定を示す文書」を交付申請書に添付するとともに、事業完了までに補助対象住宅に導入された機器等の認証取得の対応を完了することを要件とします。

③ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備

太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車※1(プラグインハイブリッド車を含む)に充電することを可能とする設備、または電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。

- 1) 分電盤に専用の分岐回路(＝専用回路)を設置すること。
- 2) 設置する専用回路は単相200V 20A以上とし、且つ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置すること。
- 3) EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。

※1 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の所有については要件に含まれません。

（6）補助対象

① 補助対象

住宅の設備等

補助の対象は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」（P105～P106参照）に「該」と記載するものとなります。

補助対象設備等は新品を導入すること。

蓄電システムは、本事業の補助対象外設備となりますが、環境省による「平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」において、蓄電システムを併願して申請することができます。（P60参照）

② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度や、経済産業省が実施するキャッシュレス・消費者還元事業のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。

③ 補助事業に係る工事の支払い

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払方法や、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

（7）補助金額および上限額

補助対象住宅

・交付要件を満たす住宅

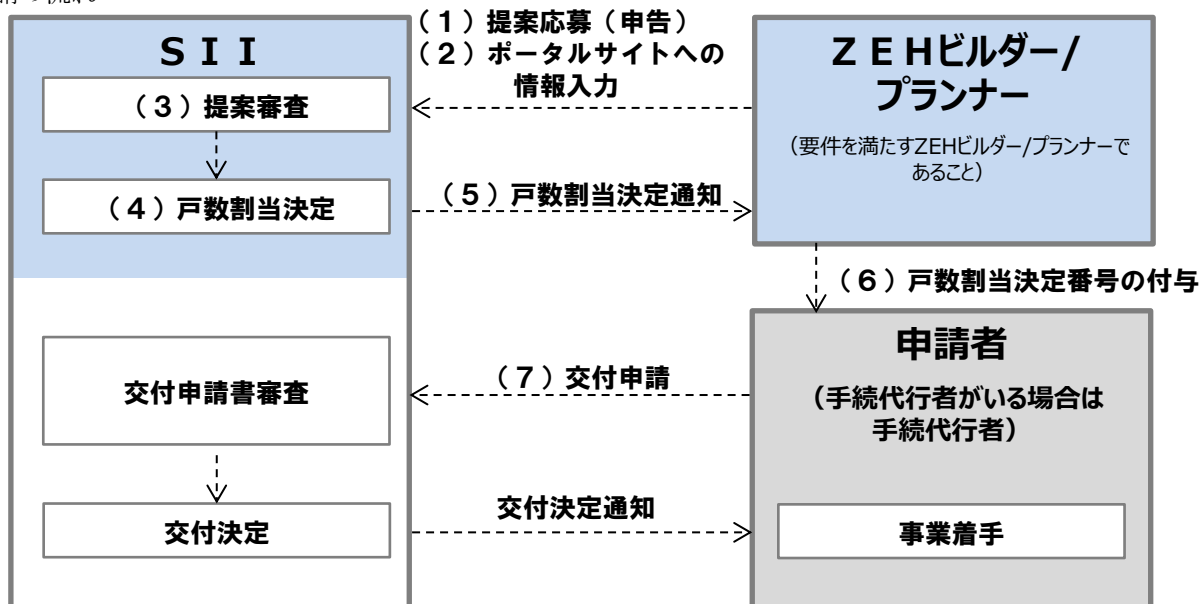
一戸あたり 定額 115万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）

※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。

1-3 公募方法

本事業に交付申請を行う事業に参与する予定があるZEHビルダー/プランナーは、交付申請の前に本事業の取り組みに関する提案応募を行い、希望する交付申請件数等をSIIに申告してください。

■申請の流れ



(1) 提案応募

本事業に交付申請を行う予定があるZEHビルダー/プランナーは、提案応募を通して本事業の取り組みに関する提案をSIIに提出してください。

① 提案応募の要件

提案応募の対象となるZEHビルダー/プランナーは、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告書」を提出済のZEHビルダー/プランナーであること。
- 2) 2017年度及び2018年度の各年度において、ZEH受注件数1件以上の実績があること。

※「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」の詳細については、
「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15～P21参照

※ ZEHビルダー/プランナーの登録は、北海道の区分(A登録)と、北海道以外の都府県の区分(B登録)に分かれています。提案応募は1事業者がA登録、B登録の両方で応募することが可能です。

② 提案応募の内容

提案応募の内容は以下のとおりとする。

■定量目標

- 1) 2019年度の新築注文戸建住宅におけるZEH+受注目標戸数
- 2) 2020年度の新築注文戸建住宅全体の受注目標戸数、ZEH+の受注目標戸数
- 3) 2021年度以降のZEH+の普及目標(%) (2025年度及び2030年度の普及目標は必須)

■定性目標

- 1) ZEH+の実現の具体的計画
- 2) ZEH+の普及に向けた2020年度までの取り組み計画
- 3) 経営計画等におけるZEH+の位置づけ
- 4) 補助事業を有効活用して波及効果を高める工夫

③ 公募期間

提案応募の公募期間は以下のとおり。

公 募 期 間： 2019年 5月20日(月) ～ 2019年 6月 3日(月) 17時締切

戸数割当決定： 2019年 6月17日(月) (予定)

(2) ポータルサイトへの情報入力

提案応募は、「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト」で行います。SIIへの書類の提出は必要ありません。
なお、提案応募の申請は「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を完了していないと行うことができません。

(3) 提案応募審査

SIIは、公募期間中に申請された提案応募及び「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」に基づき、以下の審査項目を総合的に審査します。

① 過去の実績（ZEHビルダー評価結果等）

「ZEHビルダー/プランナー評価制度」及び「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」の内容を加味し、審査します。審査に影響するのは下記の項目となります。

- ・ ZEH関連実績（普及目標、普及実績、普及目標達成率等）
- ・ 2018年度におけるZEH（Nearly ZEH を含む）のBELS取得件数、外皮性能、エネルギー消費削減率分布

② 本事業に関する計画の内容

以下の「1. 」及び「2. 」の項目について、内容を審査します。
なお、「1. 」については、ZEH+全体の受注目標戸数を、以下の「A数字」と「B数字」に分解した戸数を申請することとし、審査においては「A数字」を「B数字」よりも優先します。

1. 2019年度の新築注文戸建住宅におけるZEH+受注目標戸数

- A数字：確実に本事業に申請し得るZEH+の戸数
※ 2019年度のZEH普及目標等を踏まえ下記の算出方法により上限（A数字上限数）を設定します。
B数字：今年度のZEH+全体の受注目標戸数からA数字を除いた戸数

【A数字上限数の算出方法】

「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告書」に基づき、ZEHビルダー/プランナー毎にA数字の上限を以下の算出方法により設定します。

- 1) 2019年度のZEH普及目標等に応じた算出値
A数字の上限設定にあたり、以下の要素により算出値を求めます。
なお、住宅種別区分に「注文住宅」を含み登録されているZEHビルダー/プランナーの場合、要素となる数値は「注文住宅」として報告した数値とします。

■算出値の算出方法

$$\begin{aligned} & (2018年度における年間実績数)^{\ast 1} \times (2019年度 ZEH普及目標 [\%]) \\ & \times (2018年度 ZEH実績 [\%]) \div (2018年度 ZEH普及目標 [\%])^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1 ZEHビルダー/プランナー実績報告時に提出する年間の建築総数
※2 (2018年度 ZEH実績[%]) ÷ (2018年度 ZEH普及目標[%])の上限は「1」とする。
(注) 2018年度 ZEH普及目標を「0%」としていた場合、算出値は「0」となります。

- 2) A数字の上限設定
1) で算出した値に応じ、下表のとおり、A数字の上限を設定します。

算出値	A数字の上限
0	0
0超 1未満	1
1以上 1, 000未満	50
1, 000以上 2, 500未満	125
2, 500以上 5, 000未満	250
5, 000以上	500

(注) A数字の上限は、当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

2. ZEH+の実現の具体的計画

- ・ 本事業の要件となる選択要件①～③の実装方法
- ・ 確度を補足する情報（過去の高断熱化、高度エネマネ、EV等連携等に係る実績等）

- ① 外皮性能の更なる強化
- ② 高度エネルギーマネジメント
- ③ 電気自動車（プラグインハイブリット車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備

■ 本事業において採用する各要素の実装方法と、その補足について（記入例）

選択要件	具体的アプローチ
① 外皮性能の更なる強化	主要商圏である6地域の住宅外皮仕様について、選択要件①に適合する値に強化した外皮性能を標準仕様として展開する。
② 高度エネルギーマネジメント	ECHONET Lite AIF認証機器の導入による住宅設備のコントロールや節電サポートの拡大など、顧客メリットを営業トーク集としてまとめ、営業スタッフの質的向上を図る。
③ 電気自動車（プラグインハイブリット車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備	設置した太陽光発電システムによる創エネルギーの有効活用先としてEV/PHVメーカーとの連携を図り、トータルコストの低減を訴求していく。

③ 将来に向けた普及計画等

以下の項目について、内容を審査します。

- ・ 2021年度の新築注文戸建住宅全体の受注目標戸数、ZEH+の受注目標戸数
- ・ 2022年度以降のZEH+の普及目標（%）
※ 2025年度及び2030年度の普及目標は必須とします。
- ・ ZEH+の普及に向けた2021年度までの取り組み計画
- ・ 経営計画等におけるZEH+の位置づけ（ラインナップへの採用拡大に係る計画等）
※ 応募時点で位置づけられていない場合は、方針や計画を含みます。
- ・ 補助事業を有効活用して波及効果を高める工夫（広報、営業ツール整備等）

(4) 戸数割当決定

SIIは、応募のあった内容とZEHビルダー/プランナー実績報告書の報告内容を併せて審査し、予算状況に応じて提案応募者であるZEHビルダー/プランナーに対して戸数割当を決定し通知します。

但し、「ZEHビルダー/プランナー評価制度」において、4つ星以上の評価を得ているZEHビルダー/プランナーには、戸数割当を必ず1枠以上付与します。

◎提案応募を行っても、申請状況並びに審査の結果により、戸数割当決定を得られない場合があります。

戸数割当決定： 2019年 6月17日(月)（予定）

(5) 戸数割当決定通知の発送

SIIは、戸数割当決定を受けたZEHビルダー/プランナーに対して、戸数割当決定分の固有の戸数割当決定番号を郵送にて通知します。

(6) 戸数割当決定番号の付与

戸数割当決定を受けたZEHビルダー/プランナーは、本事業の申請1件に対し1つの戸数割当決定番号を付与してください。

（注） 付与された戸数割当決定番号を他のZEHビルダー/プランナーに譲渡することはできません。

（7）交付申請

交付申請の受付方法

- ・申請者は、ZEHビルダー/プランナーより付与された戸数割当決定番号を使用し、交付申請を行ってください。（1件の戸数割当決定番号で申請できる交付申請は1件のみです）
- ・公募期間内にSIIが受付けた申請書を審査対象とします。（P103参照）
- ・申請書の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行います。（土日祝日は申請書の受付は行いません）

（注）同一の戸数割当決定番号が記載された複数の申請書が到着した場合は、一切受理しません。

（注）不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。

申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんのでご注意ください。

特に、登録印の押印、印鑑登録証明書、建築図面、実施計画書が不足する申請については、一切受理しません。

なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者

（手続代行者がいる事業は手続代行者）に返送します。

不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

（注）申請書の発送における注意事項（P130参照）を必ず確認の上、SIIに発送してください。

（8）戸数割当の未使用について

交付申請状況や予算の執行状況等を総合的に勘案し、戸数割当決定件数の活用状況に応じて、ZEHビルダー/プランナー毎に次年度以降の補助事業において制約を設けることがあります。

1-4 事業スケジュール

(1) スケジュールの詳細

① 提案応募公募期間

2019年 5月20日(月) ～ 2019年 6月 3日(月) 17時締切
※ 提案応募は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが行います。(P115参照)

② 戸数割当決定

2019年 6月17日(月) (予定)

③ 交付申請公募期間

2019年 7月 1日(月) ～ 2019年 9月30日(月) 17時締切
※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。

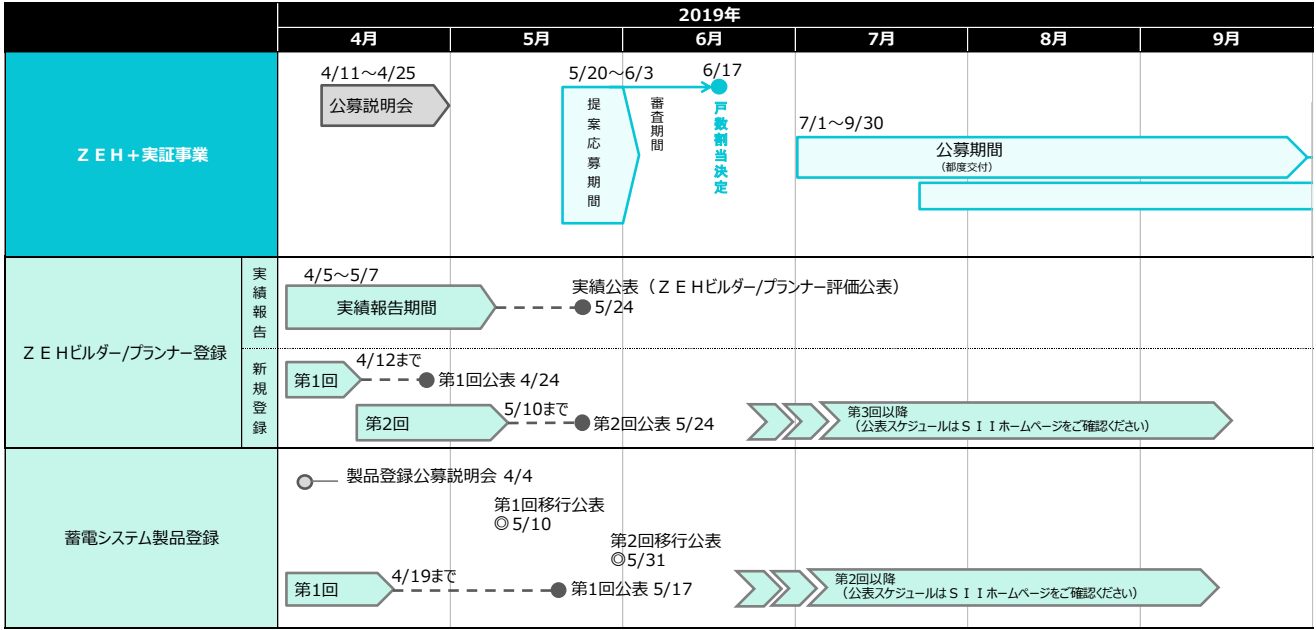
④ 交付決定

申請書の到着から約1ヶ月を目途に都度交付決定を行います。
なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。
2019年10月24日(木) (予定)
※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、
「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。(P115参照) なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。
(本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

⑤ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。
交付決定通知を受領後 ～ 2020年 1月24日(金)

■ 本事業のスケジュール



⑥ 補助事業実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とします。
2020年 1月31日（金） 17時必着
※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。
新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

(2) 公募説明会

本事業の公募説明会は、「平成31年度 ZEH支援事業」、「平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業」、「平成31年度 ZEH+R強化事業」の公募説明会（全国10箇所）と同日、合同で開催いたします。詳しくはSIIホームページ
(https://sii.or.jp/meti_zeh31/)をご覧ください。

1-5 重要事項

(1) 重要事項の詳細

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。
その際、着手前の住宅建設地（更地）を交付決定番号が記載された**指定のボード**と共に必ず撮影すること。
※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。
- ② **交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。**
- ③ 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。
補助事業実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則として補助対象外となります。
- ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（P126参照）に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ⑤ **交付申請書並びに補助事業実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。**
- ⑥ **補助事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。**

※ P120「注意事項」を必ず確認してください。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



2 事業要件

2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

- ・選択要件で①外皮性能の更なる強化を選択する場合は、 で表示する項目についてP107に記載する追加要件があるので注意すること。
- ・選択要件で②高度エネルギーマネジメントを選択する場合は、 で表示する項目についてP107に記載する追加要件があるので注意すること。

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準									
全体共通		●	—	・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく、「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠した評価方法により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上 削減されていること。 ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。 ・寒冷地(地域区分1又は2地域)、低日射地域(日射区分A1又はA2地域)、多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に限り、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて基準一次エネルギー消費量から75%以上の削減(Nearly ZEH+)であること。									
①高断熱外皮		●	※4該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				—	
				地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
				冷房期の平均日射熱取得率(η _{AC} 値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下	
空調設備	暖房冷房設備	②高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	※5該	・主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(イ)を満たす機種であること。 (https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_160401_v03_PVer02.pdf の表A.4参照)									
	※1暖房設備	パネルラジエーター	※5該	・以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。									
		温水式床暖房	※5該	・主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。									
		②ヒートポンプ式セントラル空調システム	※5該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
			COP	3.0以上		3.3以上	3.7以上			基準値なし			
	冷房設備	②ヒートポンプ式セントラル空調システム	※5該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	
COP				基準値なし			3.3以上						
※1給湯設備	②電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)	※6該	・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率率が2.7以上であること。										
	②潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)	※6該	・エネルギー消費効率率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。										
	潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等)	※6該	・エネルギー消費効率率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。										
	ガスエンジン給湯機(エコウィル等)	※3●	※6該	・ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。									
	②ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	※6該	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705-2016)が102%以上であること。										
	太陽熱利用システム	該	・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)										
	②燃料電池(エネファーム等)	—	・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。										

設備等の種類			必須要件	補助対象	要件となる基準	
省エネルギー設備	換気設備（24時間換気に係るもの）		※7●	該	・設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。	
					換気方式	
					熱交換型換気設備	
					温度（顕熱）交換効率65%以上	
	照明設備	LED照明	●	一	・LEDが光源であるもの。	
					蛍光灯	一
創エネルギーシステム		太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム	●	一	—	
②HEMS			●	一	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ・計測されたデータの表示ができること。 ・詳細はP109「HEMS（エネルギー計測装置）」の要件（選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業）」参照。	

●:本事業で導入を必須とすること
該:本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

- ※1 先進的再エネ熱等導入支援事業の補助金と併せて導入する場合は、空調設備の暖房機器、給湯設備のうち、当該事業で補助対象設備となるものについては、補助対象外とする。
- ※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。
但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
- ※3 いずれかの設備を導入すること。
- ※4 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。
構造物材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。
- ※5 <高効率個別エアコンの場合> 室内機、室外機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
<温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合> 専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※6 熱源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。

2-2 選択要件の要件及び補助対象設備等一覧

本事業では、公募要領P96で示した通り、下記の①から③のうち2つ以上を導入することが選択要件となります。

①: 外皮性能の更なる強化 (緑色で表示された項目)

②: 高度エネルギーマネジメント (水色で表示された項目)

③: 電気自動車(プラグインハイブリット車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備 (黄色で表示された項目)

各選択要件の要件は、公募要領P105「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」に示した要件を満たし、且つ選択した要件に応じて下表の追加要件を満たす必要があります。

選択要件	設備等の種類		必須要件	追加要件									
①	高断熱外皮		●	・各地域において下記のUA値を満たすこと。									
				地域区分	1	2	3	4※1	5※1	6	7	8	
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.30以下		0.40以下			0.50以下		－	
	※1 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であれば、選択要件を満たすものとします。												
②	空調設備	高効率個別エアコン(マルチエアコンも可)	○	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
		ヒートポンプ式セントラル空調システム		・「ECHONET Lite AIF認証を取得している」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
	給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)	○	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
		燃料電池(エネファーム等)		・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release C以降に準拠していること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している(別体のECHONET Liteプロトコル対応アダプターを併せての認証取得も可)」もしくは、「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
		ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)											
		潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)											
	蓄電システム		(○)	・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得し、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H以降に準拠していること。 ・ECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該のアダプターを設置すること。 ・「ECHONET Lite AIF認証を取得している」もしくは「ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティについて、HEMSコントローラから通信制御可能であることを機器メーカー等により自己確認がなされていること」									
	HEMS		●	【HEMSコントローラ】 ・導入する計測対象の機器に相対するECHONET Lite AIF認証をすべて取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備に対し上位のReleaseバージョンであること。 ・詳細はP110「HEMS(エネルギー計測装置)の要件(選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択の事業)」参照。									
	③	電気自動車(プラグインハイブリット車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備		●	・EV充電用設備は車庫スペース等において使用可能とし、以下の要件を満たすこと。 1) 分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を設置すること。 2) 設置する専用回路は単相200V 20A以上とし、且つ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置すること。 3) EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。								

● : 本事業で選択要件として選択した場合、必須となる追加要件。

○ : 本事業で選択要件として選択し、補助対象として導入する場合、必須となる追加要件。

(○) : 蓄電システムを導入する場合、必須となる追加要件。

2-3 取得する省エネ性能表示の要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

本事業では、申請する住宅は建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)を原則として中間報告前に取得し、中間報告時にその写しを提出できることを交付要件としています。

(1) 省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』※1であることを示すものであること。
- ② 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
- ③ 選択要件で「**①**外皮性能の更なる強化」を選択した事業については、外皮平均熱貫流率(U_A 値)がP107に示す基準を満たしていること。
- ④ 「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、中間報告時にその写しを提出できること。

※1 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

【参考】 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2019年4月1日)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

2-4 HEMS(エネルギー計測装置)の要件(選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)

補助対象住宅に設置するHEMS(エネルギー計測装置)は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMS(エネルギー計測装置)の機器要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
※APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	●
	売電量※1	●
電力量の計測・取得※2	系統からの買電量	●
	住宅全体の電力使用量	●
	暖冷房設備の電力使用量※3	○
	ヒートポンプ式給湯機の給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	○
	ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等)の発電量	○
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	○
	放電力量	○
電気自動車を活用した充電設備(プラグインハイブリット車を含む)	充電力量	○
使用電力計測・取得間隔※4	1時間以内	●
データ蓄積期間※5※6	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

凡例 ●:必須項目 ○:計測対象設備設置の場合は、必須

※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。
※2 積算消費電力量(Wh)。
※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。
※4 積算消費電力量(Wh)の計測又は取得間隔。
※5 HEMS(エネルギー計測装置)により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③ 運用時の要件

事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。(詳細はP118を参照)

2-5 HEMS(エネルギー計測装置)の要件（選択要件で「②高度エネルギーマネジメント」を選択の事業）

選択要件(P96参照)で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住宅に設置するHEMSの要件は以下の①～⑥の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

【エネルギー計測装置(HEMS)】

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

【HEMSコントローラ】

- 1) 導入する計測対象の機器に相対するECHONET Lite AIF認証を全て取得していること。
- 2) APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release D以降に準拠していること。
※実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントはP109で示す「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

③ HEMSコントローラの設定要件

- 1) エネルギー計測装置で計測する項目毎に、HEMSコントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称の設定をすること。
※項目名称の設定は、実績報告書添付書類の引渡証明書に記載の引渡日までに完了すること。
※名称の設定が出来ない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出しに反映しない場合は要件未達とみなします。
- 2) 「②計測ポイントの要件」を満たし、且つ、実績報告時に計測項目名の確認ができる分電盤回路図の提出ができること。
※P109で示す計測ポイントの計測が確認できるように記載すること。

④ 計測データ報告の要件

申請者が補助対象となる住宅に居住後、必要とされるエネルギー計測の実施をもって事業完了とします。事業期間中にHEMSによる実測期間を、休日を含む3日間以上設け、補助事業実績報告書提出の際に、エネルギー計測の結果を併せて提出してください。

【エネルギー計測データの要件】

- 1) 未入居状態での計測は無効です。
- 2) エネルギー計測データ(以下、計測データ)の提出において、HEMS等の表示画面のキャプチャー画像等は無効です。
- 3) 提出する計測データは、以下の要件を全て満たしていること。
 - ・ P109に示す「②計測ポイントの要件」において必須の計測ポイント毎に計測されていること。
 - ・ 1時間毎の計測値(単位:Wh)であること。
 - ・ 計測項目や年月、日時が記載されていること。
 - ・ SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。 URL: https://sii.or.jp/medi_zeh31/zeh_plus/public.html
- 4) SIIが報告対象者用として設ける「エネルギー計測データ報告サイト(以下、「報告サイト」という)」※1において、パソコンを使用して計測したデータのアップロード※2を実施し、報告を行うこと。
- 5) 報告サイトにおいて、計測区分ごとにデータ設定(マッピング)を行うこと。

※1 報告サイトのログイン情報(ID及びパスワード等)は、高度エネルギーマネジメントを選択し、交付決定を受けた事業者に対してのみ付与します。

※2 計測データのアップロード方法は、報告サイト掲載の「エネルギー計測データ報告サイト 利用手順書」をご参照ください。

【運用時の要件(使用状況の報告)】

申請者は、事業完了後2年間、HEMSコントローラ等に蓄積された計測データをもとにしたエネルギー使用量のデータ報告を、パソコンを使用して定期的に行えること。

【報告期間】

2020年 4月 1日～2022年 3月31日

事業完了後2年間／1ヶ月毎(各月毎)のデータ

※ 計測データをクラウド・サーバに蓄積するクラウド型HEMS等において、クラウド・サービス提供者経由で計測データの提出を行うことも可能とします。

但し、この場合においても定期報告アンケート(P118参照)の回答は、補助事業者が必ず実施してください。

(注1)「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業で交付決定を受けた補助事業者が、「使用状況の報告」によるエネルギー計測データ報告において、正当な理由なく計測データの報告を行わない場合には、補助金の返還を求める場合があります。ご注意ください。

(注2) 1時間毎の計測データの保存期間が報告期間よりも短い機器を導入する場合は、必ず定期的なデータ保存を行ってください。

なお、エネルギー計測データの報告は半期(6ヶ月)分のまとめ報告も可としておりますが、保存期間超過によるデータの消失・欠損等にご注意ください。

⑤ 相互接続性における制御の要件

- 1) 導入する通信制御対象の各設備とHEMSコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信用制御できること。
- 2) 設置するHEMSコントローラのAPPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、下表に示す通信制御対象の各設備に対し、上位のReleaseバージョンであること。

導入設備	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規程
空調設備	Release D 以降※
ヒートポンプ給湯設備(エコキュート等)	
燃料電池システム(エネファーム等)	Release C 以降※
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)	
ハイブリット給湯設備	Release H 以降
蓄電システム	

※実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。

- 3) 通信制御対象の各設備においてHEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とします。

⑥ AIF認証の要件と、これに代わる相互接続性自己確認の要件

ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ(スーパークラス規程に該当するものは除く)について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Liteの必須プロトコル(併せて各社の独自のプロトコルも使用可能)でHEMSコントローラから通信制御可能であることとします。

なお、相互接続性の確認については、機器種別の市場における普及動向を踏まえ、自己確認を可能とします。但し、その場合においても、住宅に一体化した空気調和システムで独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムを除く設備においては、ECHONET Lite認証の取得を必須とする。

<相互接続性の自己確認を示す書類>

- 1) 設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されている各プロパティ(別表1)の通信制御試験を実施し、自己確認したことを証する書面(自由書式)。
- 2) HEMSコントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト(メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの)。

<提出方法>

交付申請時に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す書類をSIIへ提出すること。

【別表1】ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ

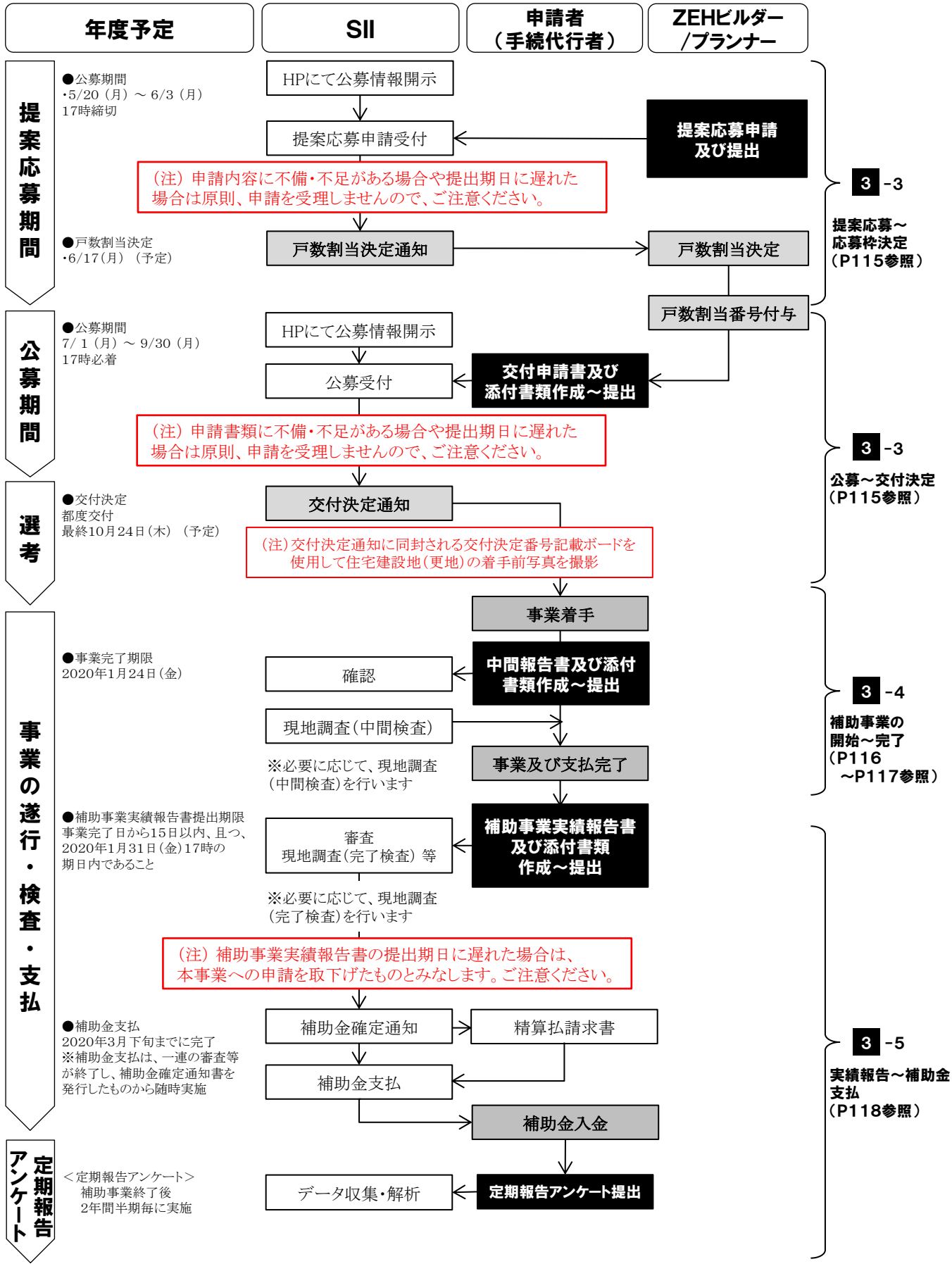
機器	プロパティ名		
家庭用エアコン	・動作状態 ・節電動作設定	・運転モード設定 ・温度設定値	・室内温度計測値 ・風量設定
ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)	・動作状態 ・沸き上げ自動設定	・昼間沸き増し許可設定 ・給湯中状態	-
瞬間式給湯器 (エコジョーズ等)	・動作状態 ・給湯器燃焼状態	・風呂給湯器燃焼状態 ・風呂自動モード設定	-
燃料電池 (エネファーム等)	・動作状態	・瞬時発電電力計測値	・積算発電電力量計測値
蓄電システム	・動作状況 ・識別番号 ・現在時刻設定 ・現在年月日設定 ・A C実効容量(充電・放電)	・A C充電・放電可能容量 ・A C充電・放電可能量 ・A C積算充電・放電電力量計測値 ・A C充電量・放電量設定値 ・最小最大充電量・放電電力値	・運転動作設定(充電・放電・待機は必須) ・運転モード設定(充電・放電・待機は必須) ・系統連系状態 ・蓄電残量(Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須) ・蓄電池タイプ

3 事業の実施

3-1 事業年間スケジュール

年間予定	ZEHビルダー/プランナー	申請者(手続代行者)	SII
【ZEHビルダー/プランナー登録】 ■公募説明会 4月11日(木)～4月25日(木) ■ZEHビルダー/プランナー登録申請受付 4月5日(金)～2020年 1月31日(金) ■ZEHビルダー/プランナーの公表 第1回公表 4月24日(水)[4月12日(金) 17時必着] 第2回公表 5月24日(金)[5月10日(金) 17時必着] 第3回以降については月に1回を目安に公表 期間中:10回程度を予定			ZEHビルダー/プランナー 公募情報開示(SIIホームページ) 公募説明会 ZEHビルダー/プランナー 登録申請 通知受領
【ZEHビルダー/プランナー実績報告】 ■平成30年度実績報告期間 4月5日(金)～ 5月7日(火) 17時必着 ■実績の公表 5月24日(金)	平成30年度 実績報告 通知受領		受付・確認 確認結果、1公募あたりの上限 採択数を通知 ZEHビルダー/プランナー 登録情報公開(SIIホームページ) 受付・確認 確認結果、1公募あたりの上限 採択数を通知 ZEHビルダー/プランナー 実績情報公開(SIIホームページ)
【補助事業の公募】 ■公募説明会 4月11日(木)～4月25日(木) ■提案応募 5月20日(月)～6月3日(月) 17時締切 ■戸数割当決定 6月17日(月)(予定) ■交付申請公募期間 7月1日(月)～9月30日(月) 17時必着 ■交付決定(先着順・都度交付決定) 最終 10月24日(木) (予定) ■事業完了期限 2020年 1月24日(金) ■補助事業実績報告書提出期限 2020年 1月31日(金) 17時必着 ■補助事業終了 2020年 3月31日 ■定期報告アンケート 補助事業終了後 2年間半期毎に実施	平成31年度 提案応募 戸数割当通知受領 戸数割当番号付与 「交付申請書」提出 「交付決定通知書」受領 事業着手 中間報告提出 「補助事業実績報告書」提出 「確定通知書」受領 精算払請求書 補助金入金 「定期報告アンケート」提出	一般公募説明会 「交付申請書」提出 「交付決定通知書」受領 事業着手 中間報告提出 「補助事業実績報告書」提出 「確定通知書」受領 精算払請求書 補助金入金 「定期報告アンケート」提出	補助事業公募情報開示 (SIIホームページ) 受付・確認 確認結果、戸数割当決定数を 通知 「交付申請書」 受付・審査 「交付決定通知書」 発行・送付 確認 現地調査(中間検査) 「補助事業実績報告書」 受付・審査・完了検査等 「確定通知書」発行・送付 補助金支払 データ収集・解析

3-2 事業詳細スケジュール



3-3 提案応募～交付決定

（1）事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行います。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/meti_zeh31/zeh_plus/)に公募記事を掲載します。

（2）提案応募

本事業に交付申請を行う予定があるZEHビルダー/プランナーは、交付申請の前に本事業の取り組みに関する提案応募を行い、予定される交付申請件数等をSIIに申告してください。

（3）交付申請

申請者は、ZEHビルダー/プランナーより付与された戸数割当決定番号を使用し、P123以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P122「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P130「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、交付申請書に記載された戸数割当決定番号が、戸数割当決定されたZEHビルダー/プランナーに交付された戸数割当決定番号と異なる場合は、交付申請書を受付けませんので、ご注意ください。

(1件の戸数割当決定番号で申請できる交付申請は1件のみです)

(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

（4）手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。

交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

※注意事項・・・事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

（5）審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、応募のあった申請書に対し審査を行います。

（6）採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助事業を採択します。

（7）交付決定

SIIは、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定します。

3-4 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。

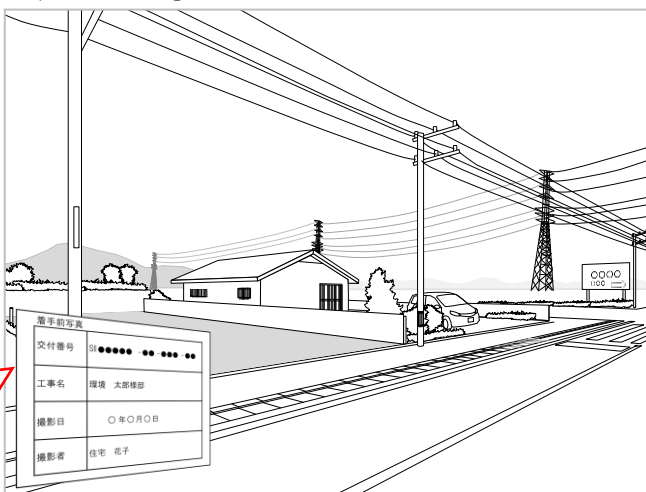
その際、「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地)にて着手前写真用ボードを写し込み、以下①、②のアングルで着手前写真を合計2枚撮影してください。

- ① 予定される完成写真のアングルで敷地と前面道路を写したもの
- ② ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真

< 着手前写真① >



< 着手前写真② >



※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 中間報告書の提出

補助事業着手後、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先(P130「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、中間報告書は補助事業の着手から1ヶ月以内の提出を目途にしてください。

- ① 着手前写真
 - (1) 補助事業の開始を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、**カラー**で出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し

確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ③ BELS評価書の写し

評価書には、『ZEH』※1であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)

国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)

交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 外皮仕様調書(U_A 値の記載がある建設住宅性能評価書を取得する場合は不要)
- ⑦ 平面図、立面図及び矩計図又は断面図

BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。

※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

（３）現地調査（中間検査）

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。
SIIは必要に応じて現地調査（中間検査）を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

（４）補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

（５）事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

但し、選択要件で「**②高度エネルギーマネジメント**」を選択した事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、休日を含む3日間のエネルギー計測データをSIIが指定する報告サイトにアップロードを行い、データ設定が完了した日が事業完了日となります。

3-5 実績報告～補助金支払

（1）実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、補助事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。
SIIは、補助事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者にもその旨を通知します。
補助事業実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、関連書類を作成してください。

※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。
※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

（2）現地調査（完了検査）

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査（完了検査）を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

（3）補助金支払

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者にも補助金を支払います。

（4）事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

（5）使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析も事業の目的としているため、補助事業者による下記の報告が要件となります。報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消または返還を求める場合があります。

※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国又はSIIから公表する場合があります。

【補助事業終了後（定期報告アンケート）】

補助事業者は、補助事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量（電力、ガス、灯油等）及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。

報告方法は、PC等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施すること。

また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。

※報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

第1回 定期報告アンケート提出期限：2020年10月末日（報告対象期間：2020年 4月～2020年9月分）

第2回 定期報告アンケート提出期限：2021年 4月末日（報告対象期間：2020年10月～2021年3月分）

第3回 定期報告アンケート提出期限：2021年10月末日（報告対象期間：2021年 4月～2021年9月分）

第4回 定期報告アンケート提出期限：2022年 4月末日（報告対象期間：2021年10月～2022年3月分）

【補助事業終了後（エネルギー計測データの報告）】

選択要件「②高度エネルギーマネジメント」を選択した補助事業者は、補助事業終了後2年間、エネルギー計測装置の計測項目（P109参照）に応じた1ヶ月分（1時間毎）のエネルギー計測データ（報告対象期間分）提出を、各月毎に実施してください。

報告対象期間：2020年4月～2022年3月

（６）取得財産の管理等

補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年以内に取得財産等を処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日（支払日）を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は、補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分）においても同様とする。

（７）交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-6 注意事項

申請者、手続代行者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① **1つの住宅に対して、1件の申請のみ**受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。
- ② 申請者は、申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。**（別荘、セカンドハウス等は補助対象外）**
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告**し、SIIの指示に従ってください。
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。（区分登記された表示登記書の提出が必要となります）
区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ⑥ 平日の日中（10:00～12:00、13:00～17:00）に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、充分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されておりますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討頂きますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」（社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂） URL：http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」（燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行） URL：http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー（設計者・施工者）、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

（注）表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。

3-7 よくあるご質問について

SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。

https://sii.or.jp/meti_zeh31/zeh_plus/faq.html

4 交付申請の方法

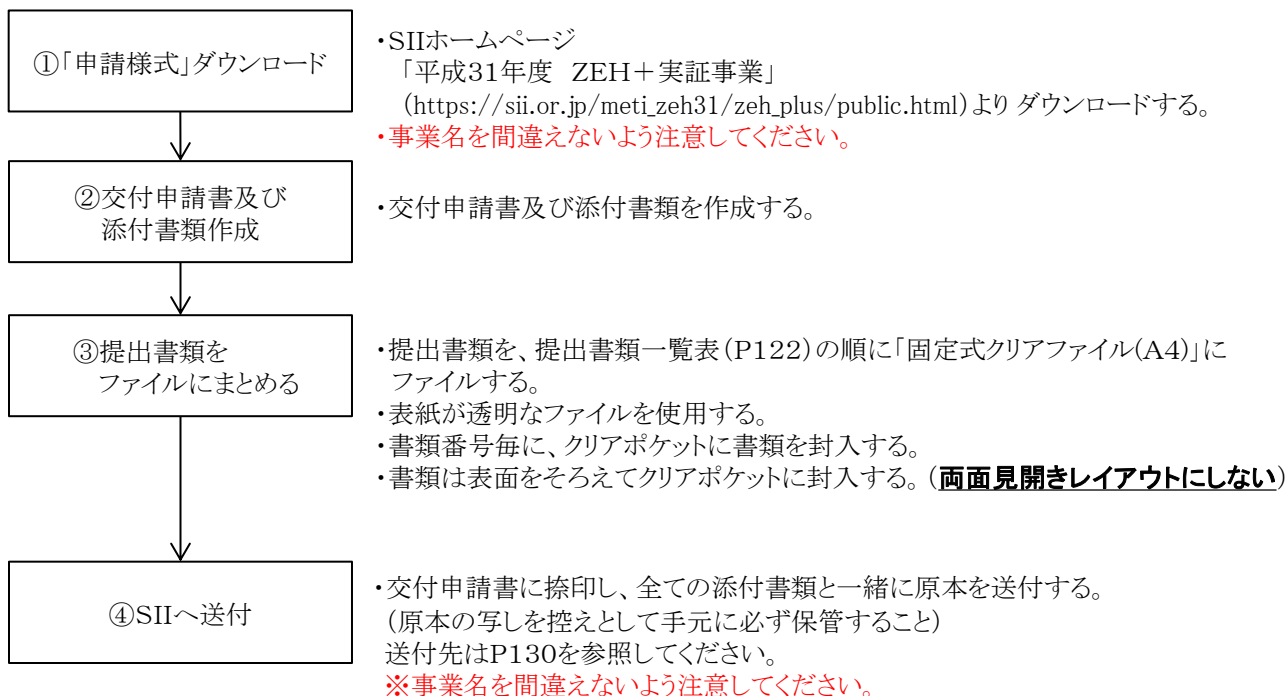
4-1 申請について

・SIIホームページから「平成31年度 ZEH+実証事業」(https://sii.or.jp/meti_zeh31/zeh_plus/public.html)を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。

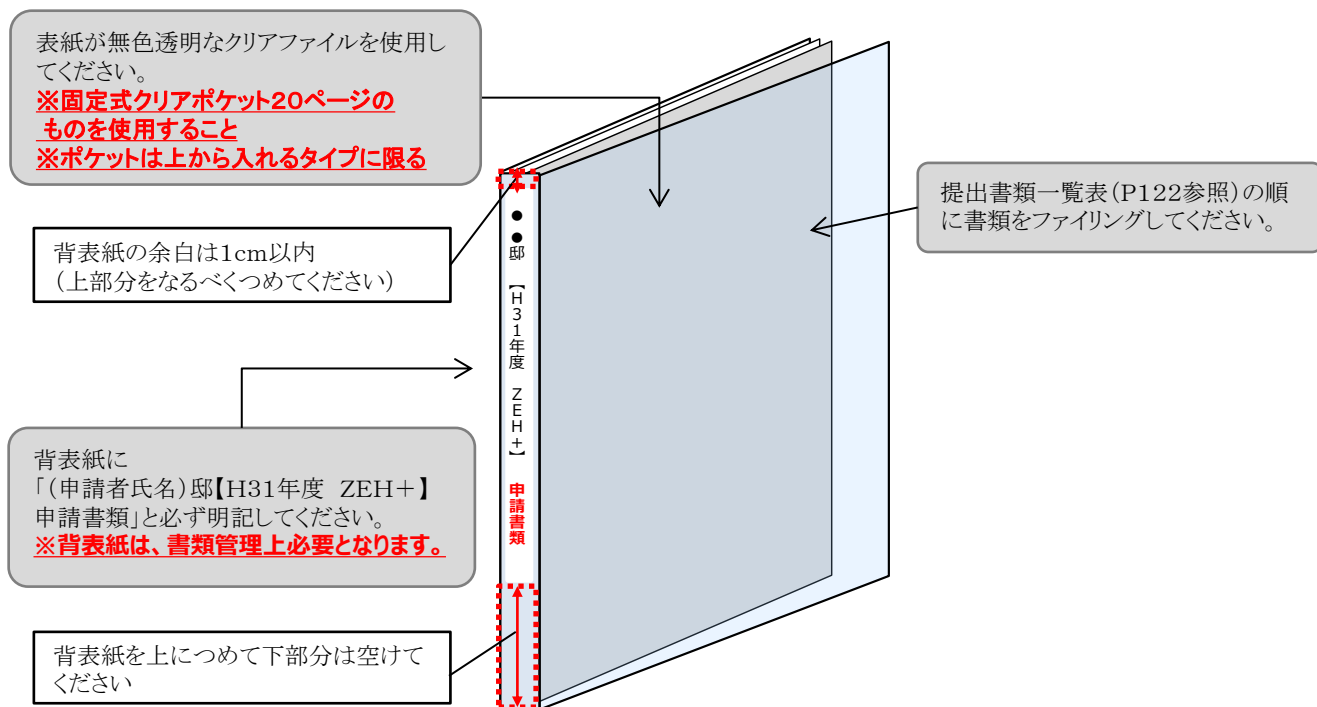
(注1) 事業名を間違えないよう注意してください。

(注2) P122「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。

・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



<ファイリング方法>



4-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
- ・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名		内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書		・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P124～127
②	実施計画書		・申請する住宅の概要及び導入する設備の情報を記入すること	●	定型様式3-1	P128～129
③	建築図面 (A3で作成)	配置図	・真北と建物との方位角が記載されていること	●	様式自由 (A3用紙)	—
④		平面図 (兼設備設置図)	・各階毎に部屋名・寸法が記載されていること ・補助対象となる全ての設備について設置場所を記入すること	●		
⑤		立面図 (四面)	・東西南北の四面が全て記載されていること ・断面図と同等に階高等が記載されていること (太陽光発電のパネルが記載されていること)	●		
⑥	【選択要件②】 高度エネルギー マネジメントを選 択した場合	申請時に AIF認証取得が 完了していない 場合	・AIF認証取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による ECHONET Lite AIF認証取得に係る意思決定を示す文書	○	様式自由	—
		自己確認での 対応の場合	・自己確認したことを証する書面(自己確認適合書等) ・住宅設備機器メーカー等が公表するホワイトリスト (詳細はP112参照)	○	様式自由	—
⑦	【選択要件③】 電気自動車 (プラグインハイ ブリット車を含む) を活用した自家消 費の拡大措置の ための充電設備 を選択した場合	設置図	・設置図には電気自動車の保管(充電)場所及びコンセントの 設置位置を記載※すること ※設置図は、上記③配置図又は④平面図(兼設備設置図) との兼用を可とする	○	様式自由	—
⑧	印鑑登録証明書(写し)		・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月 以内のもの ・共同申請者がいる場合は事前にSIIへ要相談とする	●	—	—
⑨	提出書類内容チェックリスト		・①～⑨の書類について、添付漏れや記入の不備が ないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式3-5	P123

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

5 交付申請書及び添付書類の入力例

定型様式3－5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 3－5

提出書類内容チェックリスト(平成31年度 ZEH＋実証事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P121参照)提出すること。
(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申 請 者 名			環 境 太 郎			
手続代行者名			□□□□ 株式会社 □□□□ 支店			
No	書 類 名		項 目		内 容	確認欄
①	交付申請書 (様式第1)		交付申請書		申請する様式は平成31年度 ZEH＋実証事業のものか。	☐
					必要事項が記入されているか。	☐
			別紙3 誓約書	申請者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
				共同申請者 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
				手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
②	実施計画書		実施計画書全般		申請する住宅の概要、選択要件、設備仕様等、交付申請時の必要事項が全て記入されているか。	☐
③	建築図面 (A3用紙で提出すること)		配置図		真北と建物との方位角が明記されているか。	☐
			平面図(兼設備設置図)		各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。 また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか。	☐
			立面図(四面)	東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか。	☐	
				太陽光パネルの枚数、容量が明記されているか。	☐	
④	【選択要件②】 高度エネルギー マネジメントを選択 した場合のみ	AIF認証 関連書類	AIF認証取得意思決定文書 (AIF認証の取得が完了していない場合)		責任を有する主体(機器メーカー等)の名称は記載されているか。	☐
			・自己適合宣言書等 ・住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト (AIF認証を取得せず自己確認の場合)		左記で表記された書類が、2点揃っているか。	☐
⑤	【選択要件③】 電気自動車を活用した 充電設備を選択した場合のみ		設置図		電気自動車の保管(充電)場所及び電気自動車用コンセントの設置位置がわかるか。 ※上記③配置図又は平面図(兼設備設置図)との兼用を可とする	☐
⑥	印鑑登録証明書(写し)		発行日		交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内のものであるか。	☐
			登録者		申請者本人のものであるか。	☐
⑦	提出書類内容チェックリスト		申請書ファイルの背表紙		申請書ファイルに背表紙を付けているか。	☐
			チェックの確認		提出書類内容チェックリストに確認漏れはないか。	☐

様式第1（交付申請書） 1／5

様式第1 交付申請書

2019 年 〇〇 月 〇〇 日
(1 / 5 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

1

・申請者印は実印で捺印すること
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

印

2

・住所
・氏名
・生年月日
以上が印鑑登録証明書と一致していること

申請者 住 所
法人名又は氏名
代表者名等
生年月日

〒 000 - 0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
環境 太郎
昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

共同申請者 住 所
法人名又は氏名
代表者名等

3

共同申請者がいる場合は
SIIに連絡すること

手続代行者 住 所
会社名等
代表者名等

〒 111 - 1111
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 支店
支店長 〇〇 〇〇

代
表
者
印

4

代表者等名は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

平成 3 1 年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

ZEH支援事業
先進的再エネ熱等導入支援事業
ZEH+実証事業
ZEH+R強化事業

様式第1（交付申請書） 2／5

記 (2 / 5 枚)

1. 申請する補助事業

平成31年度 ZEH+実証事業

2. 補助事業の名称

環境 太郎邸 ZEH+実証事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成31年度 ZEH+実証事業

補助金交付申請予定額	1,150,000 円
------------	-------------

5. 事業予定期間

1 西暦で入力すること

着手予定日	2019 年 〇 月 〇〇 日
完了予定日	2019 年 〇〇 月 〇〇 日

6. 役員名簿（別紙1）

7. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

8. 交付申請に関する誓約書（別紙3）

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1（交付申請書） 4／5

別紙 2

1

- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
- ・（１）～（４）に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

（ 4 / 5 枚 ）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第1（交付申請書） 5／5

別紙 3

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

1 (5 / 5 枚)
一枚目から自動表示

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

平成31年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）
（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることが同意している。
7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
10. 免責
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

2 入力必須

3 2019 年 〇〇 月 〇〇 日
実印を押印すること

申請者 法人名又は氏名
代表者名等

環境 太郎

印

共同申請者 法人名又は氏名

4 交付申請書（1/5枚）の
手続代行者記載情報と一致していること

手続代行者 法人名
代表者名等

〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 支店
支店長 〇〇 〇〇

5 代表者印を押印すること
（社印は不可）

代表者印

定型様式3-1(1/2)
環境 太郎000000

定型様式3-1 実施計画書 1/2

ZEH+実証事業 実施計画書

1 交付申請時は「ZEH+実施計画書」を選択すること

2 住所は原則地番を入力すること

3 種別選択

4 住宅の工法を選択すること

5 2つ以上選択すること

6 合計は自動計算で表示

7 応募(申請)しているまたは予定している補助金事業があれば「■」を選択すること

8 ZEHビルダー登録証に記載された登録番号及び登録名称(屋号)を入力

9 申請内容に関する問い合わせに確実に対応できる担当者の連絡先を記入すること

10 必ず電子メールアドレスを入力すること

1. 補助対象住宅の概要

戸数割当決定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	交付申請者氏名	環境 太郎
建設予定地	〒 000 - 0000 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇〇-〇		
建築区分	新築	地域区分	6
年間日射地域区分	A4	多雪地域	☐
ZEHの種類別	ZEH+		
工法 該当工法に■をつける	☐ 木造 (軸組構法) ☐ 木造 (枠組壁工法) ☒ S造 ☐ RC造		
選択要件 る要件に■をつける	☐ 外皮性能の更なる強化 ☒ 高度エネルギーマネジメント ☐ 電気自動車を活用した充電設備		

2. 床面積
(申請建物の建築基準法上の面積)

階数	1F	2F	3F	合計 (㎡)
床面積 (㎡)	78.66	60.15		138.81

3. 断熱性能

外皮平均熱貫流率 (UA) (小数点第二位まで、三位以下切上げ)	0.51	再生可能エネルギー等を除いた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 (小数点以下切捨て)	32	%削減
冷房期平均日射熱取得率 (η _{AC}) (小数点第一位まで、二位以下切上げ)	1.5	再生可能エネルギー等を加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率 (小数点以下切捨て)	128	%削減

4. 他の補助金の申請状況
他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

☒ 平成31年度 先進的再エネ熱等導入支援事業 (☒ 蓄電池 ☐ CLT ☐ 地中熱ヒートポンプ ☐ PVT ☐ 液体集熱式太陽熱利用)
☐ 平成31年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
☐ 平成31年度 災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金
☐ 平成30年度 補正予算 災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金
☐ 平成31年度 「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」
☐ すまい給付金
☐ その他 ()

7 応募(申請)しているまたは予定している補助金事業があれば「■」を選択すること

5. ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	ZEH31 ●-●●●●●●●●●●	グループ番号	●●●●
ビルダー/プランナー登録名称	●●●●● ハウス		

8 ZEHビルダー登録証に記載された登録番号及び登録名称(屋号)を入力

6. 手続代行者情報
手続代行者担当者は申請内容に関する問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。
本人申請の場合も、問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること

手続代行業社名	〇〇〇〇〇 株式会社	支店名	〇〇〇〇 支店
所 属	〇〇部	担当者氏名	〇〇〇 〇〇
住 所	〒 111 - 1111 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	10 必ず電子メールアドレスを入力すること	
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		

9 申請内容に関する問い合わせに確実に対応できる担当者の連絡先を記入すること

128

ZEH+実証事業
先進的再エネ熱等導入支援事業
ZEH+R強化事業

定型様式3-1 実施計画書 2/2

定型様式3-1 (2/2)
環境 太郎 00000000

交付申請時	実績報告時
7.住宅の設備仕様	交付番号 SII-ZH- -d-

設置する設備機器は全て記入すること

① 空調設備

I. 個別エアコン（事業完了時に住宅に設置するエネルギー消費効率の区分「い」の機器のみを記入すること）

設置場所	エネルギー消費効率の区分	台数	メーカー名	型番	SII チェック欄
1) 主たる居室	い	1			
AIF認証	認証取得済			アダプター型番	
2)					
AIF認証			AIF認証番号	アダプター型番	

※記入しないで下さい

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	暖房COP	冷房COP	メーカー名	型番	暖房COP	冷房COP	SII チェック欄
AIF認証				AIF認証番号			

III. 温水式暖房（床暖房、パネラジェーター等）暖

設置場所	放熱機の種別	熱源機の種類	専用兼用	暖房COP	熱効率(%)	メーカー名	型番	暖房COP	暖房部熱効率(%)	SII チェック欄

給湯設備と併用の場合は入力不要

熱源機の情報のみを入力

② 換気設備（24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること）

種類	温度（顕熱）交換効率(%)	比消費電力[W/(m ³ /h)]	台数	メーカー名	型番	温度（顕熱）交換効率(%)	消費電力(W)	換気質量(m ³ /h)	比消費電力[W/(m ³ /h)]	台数	SII チェック欄
ダクト式第一種換気	65%以上	0.4以下	1								
比消費電力合計W/(m ³ /h)											

③ 給湯設備（セット型番があるものは、セット型番を記入すること）

種類	効率			メーカー名	型番	効率			SII チェック欄
	電気	ガス	ハイブリッド			電気	ガス	ハイブリッド	
	年間給湯 (保溫) 効率	エネルギー 消費効率(%)	年間給湯効率(%)			年間給湯 (保溫) 効率	エネルギー 消費効率(%)	年間給湯 効率(%)	
電気ヒートポンプ給湯機（一缶）	3.3以上								
AIF認証	自己確認にて適合確認			AIF認証番号		アダプター型番			

④ 太陽光発電システム

公称最大出力の合計(kW)	メーカー名	型番	設置枚数	公称最大出力(W)	合計(kW)	SII チェック欄
7.60					0.000	
					0.000	
					0.000	
					0.000	
					0.000	
合計(kW)					0.000	

⑤ エネルギー計測装置（HEMS本体）

HEMS	メーカー名	型番	SII チェック欄
要件を満たす機種の設置有り			
メーカー名	〇〇〇	型番 〇〇〇〇〇〇	
AIF認証	認証取得済		AIF認証番号

⑥ 蓄電システム（先進的再エネ熱等導入支援事業に蓄電池を申請する場合は下記項目を記入すること）

蓄電システム	設置有り	AIF認証	事業完了時までに取得予定	AIF認証番号	SII チェック欄
	■				
APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H以降に準拠している		■			

6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。
複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。
なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内
『平成31年度 ZEH+実証事業』 申請係

会社名
担当者氏名
電話番号

※あてはまる内容物に
チェックをしてください
☐ 交付申請書
☐ その他の書類

複数申請書を同封の場合
申請書数 件

申請書提出先シート

使用例

上記は、平成31年度 ZEH+実証事業 の提出先を示したものです。
提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL：03-5565-4081（10時～17時 平日のみ）

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

4章 経済産業省による事業

4章-1. ZEH+R強化事業

ZEH
支援事業

先進的再エネ熱等導入支援事業

ZEH+実証事業

ZEH+R強化事業

1 事業概要

1-1 はじめに

本事業は、国土強靱化を目的とした「レジリエンス強化」のためにZEH+を活用して、停電時に、太陽光発電により住宅内の電力を確保し、太陽熱利用温水システムによる太陽光エネルギーの夜間有効活用や、蓄電システムによる夜間の電力利用等の措置を講じる住宅を支援するものです。

1-2 事業内容

(1) 補助金名

平成31年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金
略称:平成31年度 ZEH+R強化事業 (以下、4章-1において「本事業」という)

(2) 事業規模

事業規模 約17億円

(3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築戸建住宅の建築主、新築戸建建売住宅※1の購入予定者、又は既存戸建住宅の所有者に限りです。

但し、「暴力団排除に関する誓約事項」(P160参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

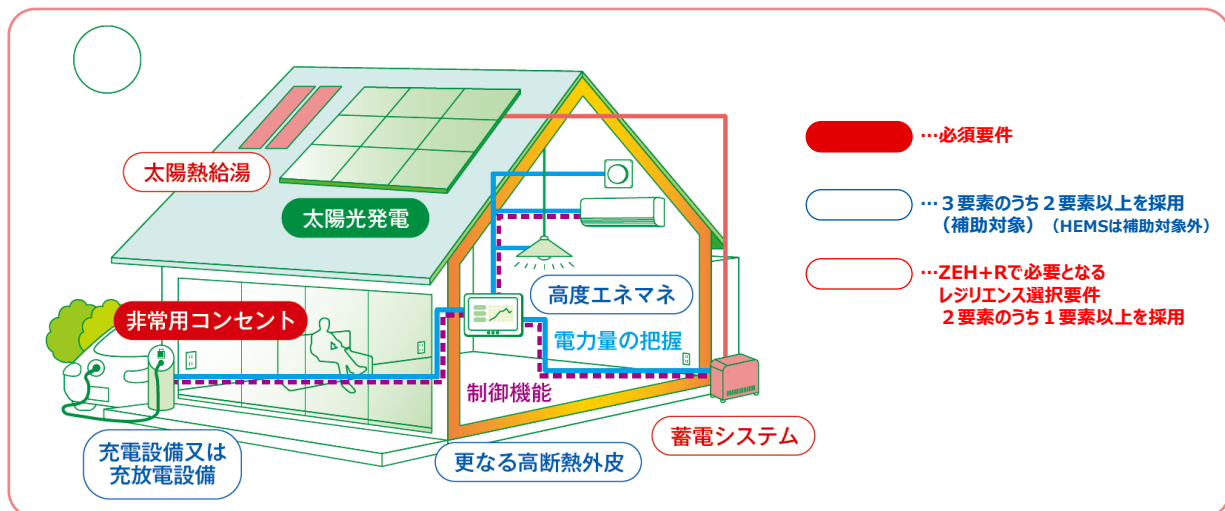
補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限りです。

- ① 申請者が常時居住する住宅。
(住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります)
(注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P105参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。
(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築戸建建売住宅※1の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
なお、交付決定日前に支払いや引渡しを終えている新築建売住宅には補助金を交付できません。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。 ※2

※1 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅。

※2 「平成31年度 超高層ZEH-M実証事業」、「平成31年度 高層ZEH-M支援事業」及び「平成31年度 低・中層ZEH-M促進事業」との併願は出来ません。

■ ZEH+Rの概念図



(4) 交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

<ZEH+に係る要件>

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(P105参照)
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。※1
 - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
 - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※2 ※3
- ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー(「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照)が設計、建築、改修又は販売を行う住宅であること。なお、平成28年度から平成30年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を行っていること。(ZEHビルダー/プランナー実績報告については「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P15参照)

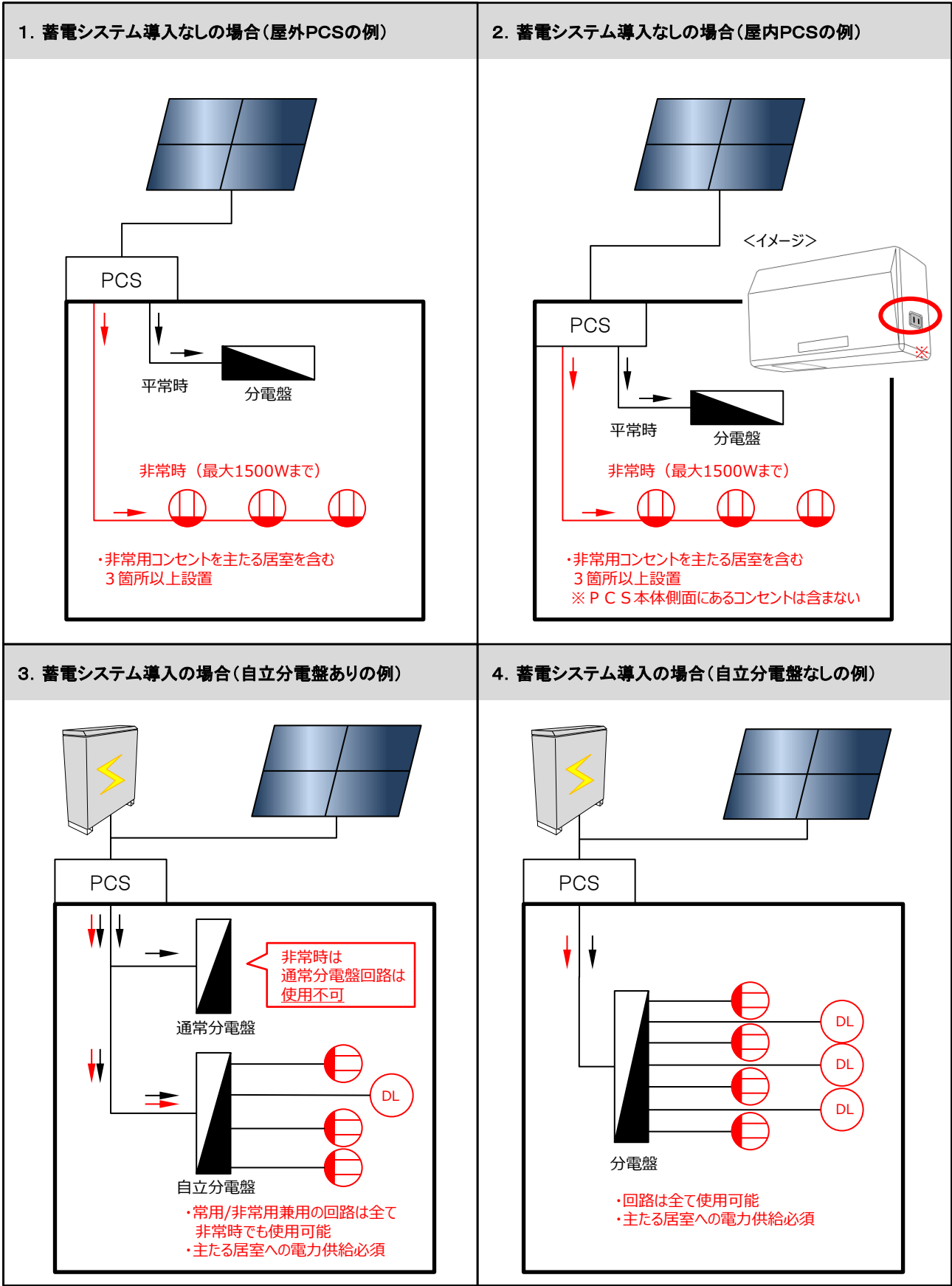
(注) 住宅の種類とZEHビルダー/プランナー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。
 例えば、建売住宅については、その住宅の地域において、建売住宅の区分でZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー/プランナー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、『ZEH』であることを示す証書を原則として中間報告前に取得し、その写しを中間報告時に提出できること。(P108参照) ※4
- ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。
 (「平成31年度 ZEH+実証事業」の「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」P105～P106参照)
- ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。
 (「平成31年度 ZEH+実証事業」の「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」P106参照)
- ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。
- ⑦ 以下のうち2つ以上を選択し導入すること。(選択要件)
 (「平成31年度 ZEH+実証事業」の「選択要件」P96参照) ※5
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。※6
 1・2地域：0.30、3～5地域：0.40、6・7地域：0.50
 - 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
 - 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。※7

＜レジリエンス強化に係る要件＞

- ⑧ 停電時に、以下のいずれかにより、主たる居室で電源を確保できること。
 - 1) 主たる居室に非常用コンセントを設置する計画
 停電時に、太陽光発電システムのPCS(パワーコンディショナー)等から取り出す非常用電力を主たる居室を含む3箇所以上の非常用コンセントに配線する計画。
 - 2) 停電時も住宅内の通常回路に電力供給することが可能な計画
 停電時に、太陽光発電システムまたは太陽光発電システムにより発電された電力を蓄電する蓄電システムから、住宅内又はその一部に電力供給することが可能な計画。但し、主たる居室への電力供給を必須とする。
 - ⑨ レジリエンスを強化するために「蓄電システム(蓄電容量4kWh以上)」または「自立制御電源を確保した太陽熱利用温水システム」のいずれか、または両方を導入すること。(P140～P141参照)
 - ⑩ 停電時にレジリエンス機能が確実に発揮できることを担保する観点から、請負会社等からの引渡し時にレジリエンス機能の説明や訓練等を受けること。
 - ⑪ 補助事業者は、補助事業完了後2年間、SIIが定める使用状況の報告(定期報告アンケート)を行うこと。
 - ⑫ 補助事業者は、補助事業完了後2年間の間に大規模停電が発生した際に、SIIからの求めに応じて停電時の状況報告を行うこと。
- ※1 エネルギー計算は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下、「建築物省エネ法」という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。
 また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。
- ※2 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※3 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEH+ も補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。
 なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量、及び多雪地域に該当するものとします。
- ※4 本事業では、「※3」に該当する場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。
- ※5 8地域については、選択要件「外皮性能の更なる強化」(P96参照)は選択できません。
- ※6 本事業における暫定措置として、地域区分4及び5については、 U_A 値が0.50以下であっても、要件を満たすものとみなします。
- ※7 電気自動車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要があります。

ZEH支援事業
先進的再エネ熱等導入支援事業
ZEH+実証事業
ZEH+R強化事業

■ 非常用コンセントの設置方法 ➡ ...平常時 ➡ ...非常時 (半円マーク) ...非常用コンセント



(5) 補助対象

① 補助対象

1) 住宅の設備等

補助対象住宅に導入する設備等のうち、「平成31年度 ZEH+実証事業」の「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P105～P106参照)に「該」と記載するもの。

※ 補助対象設備は、新品を導入すること。

2) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

- 1. 本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- 2. 本年度、SIIに製品登録された蓄電システムであり、且つ、蓄電容量4kWh以上のもの。
- 3. 導入する蓄電システムは新品であること。
- 4. 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。

＜導入目的＞

- ・平常時は、再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させること。
- ・停電時は、非常用電源として、自立運転機能を活用し、住宅へ電力供給可能であること。

＜接続及び運用の要件＞

- ・平常時は、再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。
- ・停電時は、住宅内又はその一部に電力供給することができるもの。但し、主たる居室への電力供給を必須とする。

- 5. 導入価格が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。

保証年数※1	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
目標価格※2 (蓄電容量1kWhあたり)	9.0万円	9.9万円	10.8万円	11.7万円	12.6万円	13.5万円

※1 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。
原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。
但し、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。

※2 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり1万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる)

＜別表＞ 平成30年度における保証年数に応じて定められた蓄電システムの目標価格

保証年数	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
目標価格 (蓄電容量1kWhあたり)	12.0万円	13.2万円	14.4万円	15.6万円	16.8万円	18.0万円

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査の上、補助対象機器一覧として登録、公表します。

(蓄電システム登録済製品一覧:<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)

蓄電システムの製品登録については「蓄電システム製品登録公募要領」をご確認ください。

3) 太陽熱利用温水システム

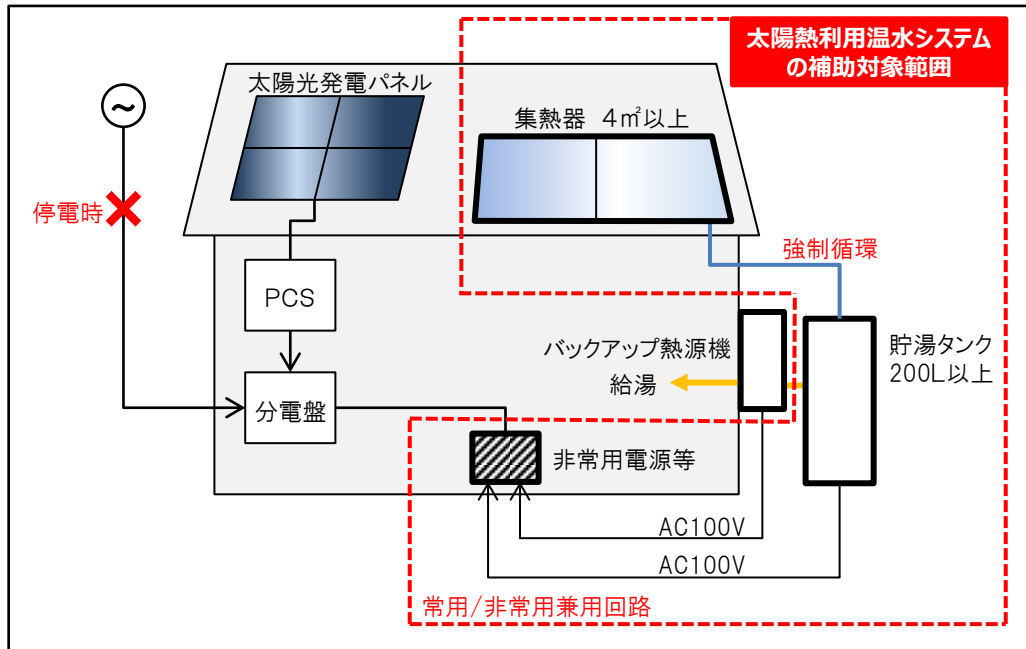
補助対象となる太陽熱利用温水システムは、以下の全てを満たすものとなります。

1. 循環方式は強制循環に限る。なお、停電時においても、強制循環システムが機能すること。
2. 夜間停電時に、1日あたり「60L×居住人数分」以上の湯量(40℃以上)を確保できること。
3. 導入する太陽熱利用温水システムは新品であること。
4. 液体集熱式の場合は、集熱器の面積4㎡以上、貯湯タンクの容量200L以上であること。
空気集熱式の場合は、集熱器の面積12㎡以上、貯湯タンクの容量240L以上であること。
5. 補助対象となる太陽熱利用温水システムは、交付申請時に販売※されているシステムであること。

※ 原則、市場流通されていること。

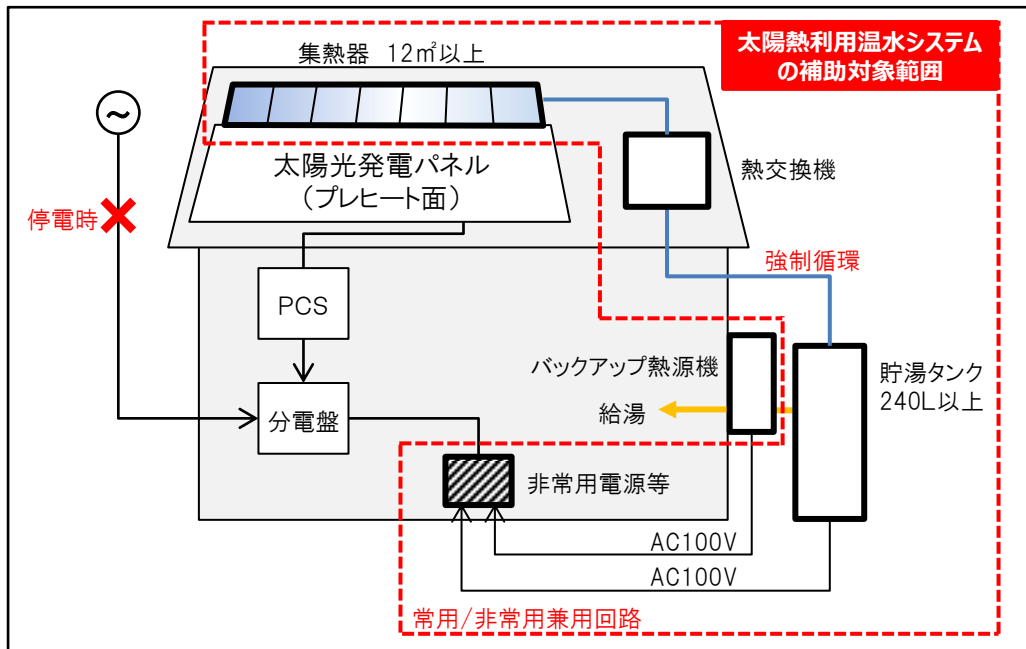
■ 液体式 太陽熱利用温水システムのシステム概要図

< 集熱器の面積4㎡以上、貯湯タンクの容量200L以上であること >



■ 空気式 太陽熱利用温水システムのシステム概要図

< 集熱器の面積12㎡以上、貯湯タンクの容量240L以上であること >



② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度や、経済産業省が実施するキャッシュレス・消費者還元事業のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくことになります。

③ 補助事業に係る工事の支払い

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。

手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払方法や、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

(6) 補助金額および上限額

① 補助対象住宅

- ・交付要件を満たした住宅
- 一戸あたり 定額 125万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)
- ※ 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。

② 蓄電システム

補助対象住宅に蓄電システム※1を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

＜導入価格が、本事業における保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システム＞

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量※21kWhあたり2万円

＜導入価格が、平成30年度における保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システム＞

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量※21kWhあたり1万円

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費※3の1／3又は30万円のいずれか低い金額

- ※1 蓄電システムの要件は「P140 (5)補助対象」をご確認ください。
- ※2 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。
- ※3 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

③ 太陽熱利用温水システム

補助対象住宅に太陽熱利用温水システムを導入する場合は、補助金額※1を以下のとおり加算します。

	液体式	空気式
パネル面積	4㎡以上	12㎡以上
補助額	17万円	60万円

- ※1 太陽熱利用温水システムの工事費は、補助対象外とします。

1-3 公募方法

SIIは、公募期間を定め、申請書を受付けます。

但し、申請金額の合計が予算を超えた場合は、公募期間終了後、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。

SIIは、審査の結果、補助事業として交付決定したものを申請者に対して通知します。(P149参照)

申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行います。(土日祝日は申請書の受付は行いません)

(注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。

申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんので注意してください。

特に、登録印の押印、印鑑登録証明書、建築図面、実施計画書が不足する申請については一切受理しません。

なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者

(手続代行者がいる事業は手続代行者)に返送します。

不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

(注) 申請書の発送における注意事項(P167参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。

(注) 公募規模を超えた申請があった場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を行い、申請受付者を決定の上、審査を実施します。

抽選結果は、抽選実施後、1週間を目途に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。

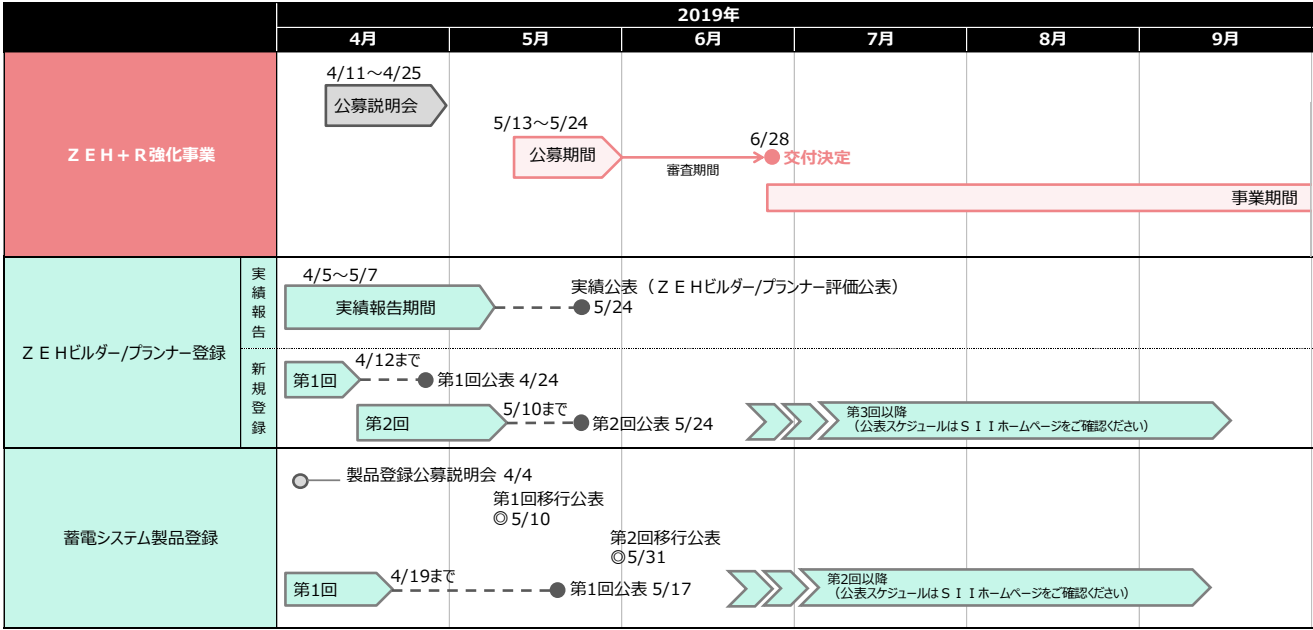
(注) 抽選の結果、審査対象とならない申請書は、申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に着払いで申請書を返却します。

1-4 事業スケジュール

(1) スケジュールの詳細

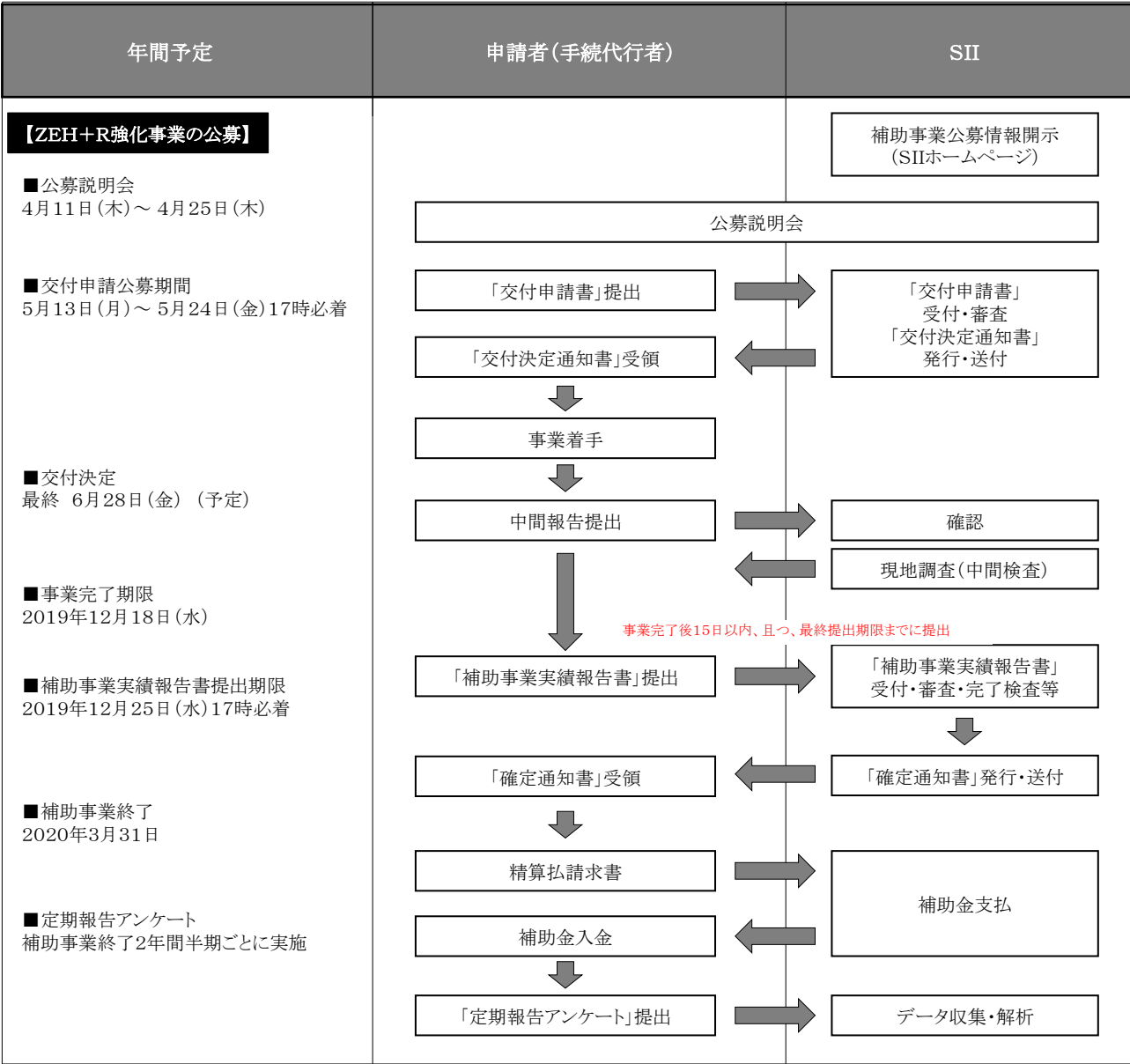
- ① 交付申請公募期間
- 2019年 5月13日(月) ～ 2019年 5月24日(金) 17時必着
- ※締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。
- ② 交付決定
- 2019年 6月28日(金) (予定)
- ※交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください。(P149参照) なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。
- (本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)
- ③ 事業期間
- 事業期間は原則以下のとおりとします。
- 交付決定通知を受領後 ～ 2019年12月18日(水)
- ④ 補助事業実績報告
- 事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とする。
- 2019年12月25日(水) 17時必着
- ※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。
- 新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

■ 本事業のスケジュール

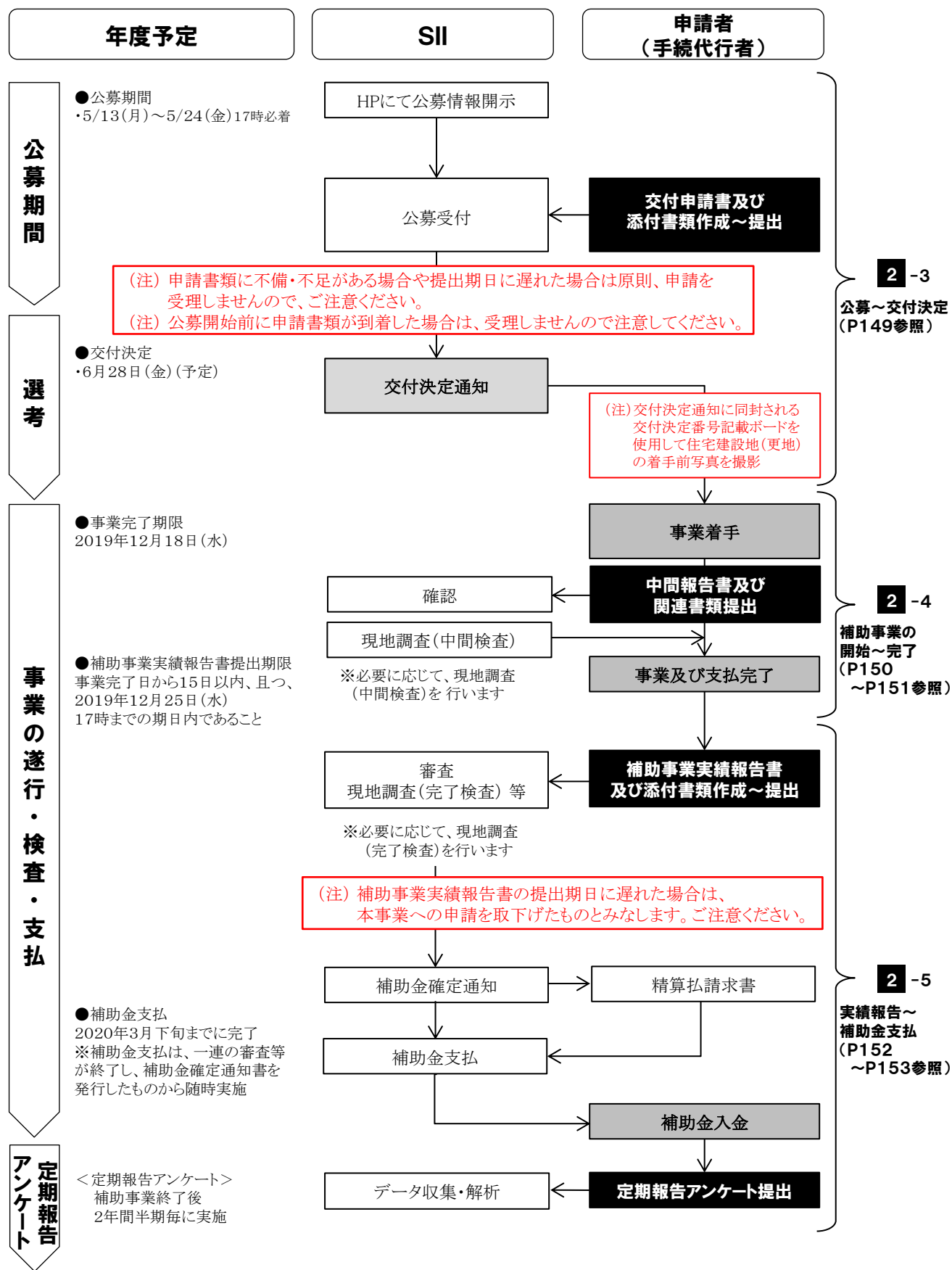


2 事業の実施

2-1 事業年間スケジュール



2-2 事業詳細スケジュール



2-3 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行います。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/)に公募記事を掲載します。

(2) 交付申請

申請者は、P157以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P156「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P167「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。
(原本の写しは手元に必ず保管ください)

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、注意してください。

(3) 手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。

交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

※注意事項…事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

(4) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

(5) 採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助事業として採択します。

(6) 交付決定

SIIは、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げることが条件に交付決定します。

2-4 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手してください。

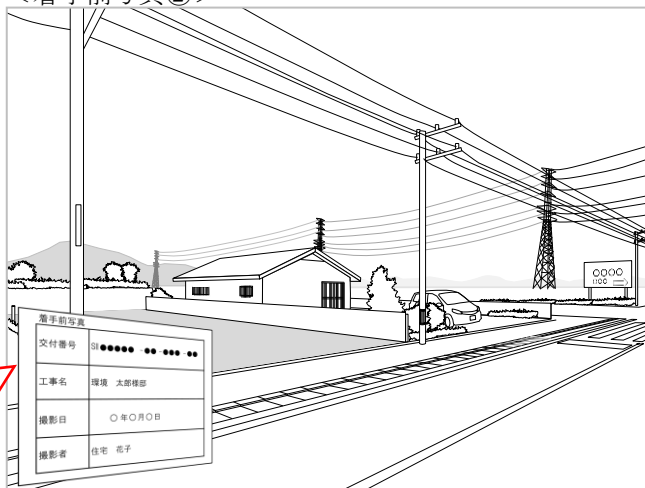
その際、「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地)にて着手前写真用ボードを写し込み、以下①、②のアングルで着手前写真を合計2枚撮影してください。

- ① 予定される完成写真のアングルで敷地と前面道路を写したもの
- ② ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真

< 着手前写真① >



< 着手前写真② >



※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 中間報告書の提出

補助事業着手後、遅滞なく中間報告書の添付書類として下記の書類をSIIの指定の提出先(P167「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

なお、中間報告書は補助事業の着手から1ヶ月以内の提出を目途にしてください。

- ① 着手前写真
 - (1) 補助事業の開始を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、**カラー**で出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し

確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。
- ③ BELS評価書の写し

評価書には、『ZEH』※1であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)

国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)

交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 外皮仕様調書(U_A 値の記載がある建設住宅性能評価書を取得する場合は不要)
- ⑦ 平面図、立面図及び矩計図又は断面図

BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。

※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

(3) 現地調査(中間検査)

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。
SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(4) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(5) 事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。新築戸建建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。
但し、補助対象住宅の選択要件で「**②**高度エネルギーマネジメント」を選択した事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、休日を含む3日間のエネルギー計測データをSIIが指定する報告サイトにアップロードを行い、データ設定が完了した日が事業完了日となります。

2-5 実績報告～補助金支払

(1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、補助事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。
SIIは、補助事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者はその旨を通知します。
補助事業実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、関連書類を作成してください。

※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。注意してください。
※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2) 現地調査(完了検査)

- ① 現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(3) 補助金支払

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5) 使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析も事業の目的としているため、補助事業者による下記の報告が要件となります。報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消または返還を求める場合があります。
※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国又はSIIから公表する場合があります。

【補助事業終了後(定期報告アンケート)】

補助事業者は、補助事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。

報告方法は、PC等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施すること。

また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。

※報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

第1回 定期報告アンケート提出期限：2020年10月末日（報告対象期間：2020年 4月～2020年9月分）

第2回 定期報告アンケート提出期限：2021年 4月末日（報告対象期間：2020年10月～2021年3月分）

第3回 定期報告アンケート提出期限：2021年10月末日（報告対象期間：2021年 4月～2021年9月分）

第4回 定期報告アンケート提出期限：2022年 4月末日（報告対象期間：2021年10月～2022年3月分）

【補助事業終了後(エネルギー計測データの報告)】

選択要件「②高度エネルギーマネジメント」を選択した補助事業者は、補助事業終了後2年間、エネルギー計測装置の計測項目(P109参照)に応じた1ヶ月分(1時間毎)のエネルギー計測データ(報告対象期間分)提出を、各月毎に実施してください。

報告対象期間：2020年4月～2022年3月

(6) 停電時の報告

補助事業者は、補助事業完了から2年以内に大規模停電が発生し、SIIから状況報告を求められた場合はこれに従うこと。

※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

(7) 取得財産の管理等

補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。

SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

(8) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

2-6 注意事項

申請者、手続代行者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① **1つの住宅に対して、1件の申請のみ**受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。
- ② 申請者は、申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。**(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)**
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告し**、SIIの指示に従ってください。
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)
区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ⑥ 平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されておりますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討頂きますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工業会 平成23年4月発行、平成24年2月改訂) URL:http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行) URL:http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー(設計者・施工者)、手続代行者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面 “補助金を申請及び受給される皆様へ” をご確認ください。

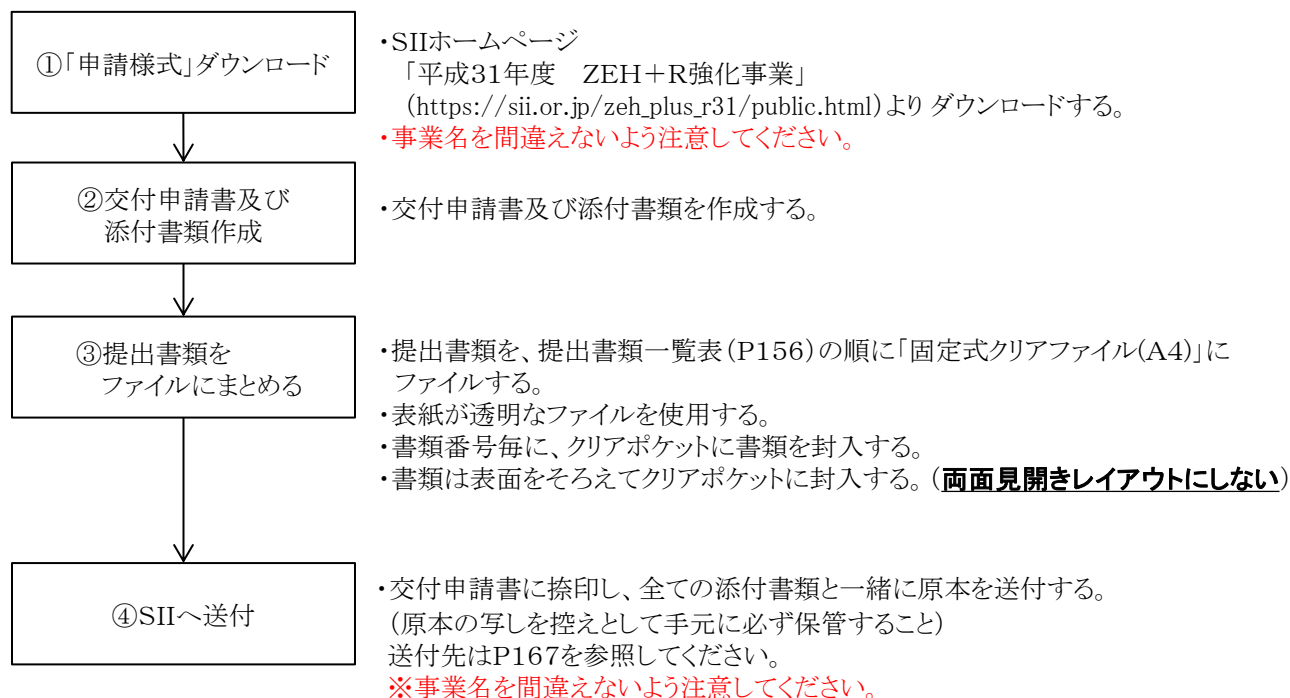
2-7 よくあるご質問について

SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。
https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/faq.html

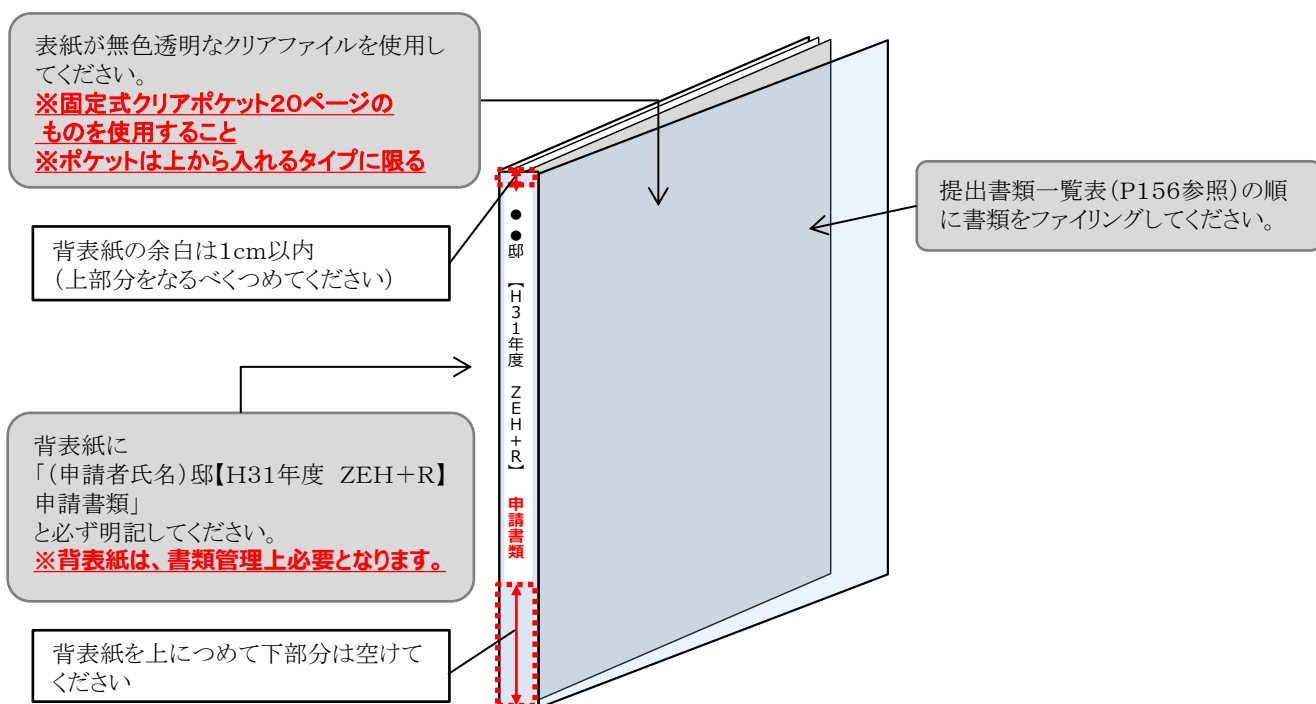
3 交付申請の方法

3-1 申請について

- ・SIIホームページから「平成31年度 ZEH+R強化事業」
(https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/public.html)を選択して、「公募情報」から申請様式をダウンロードして、
交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。
(注1) 事業名を間違えないよう注意してください。
(注2) P156「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- ・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



<ファイリング方法>



3-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。

・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名		内容	区分	様式	作成例
①	交付申請書		・SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P158 ～161
②	実施計画書		・申請する住宅の概要及び導入する設備の情報を記入すること	●	定型様式4-1	P162 ～163
③	交付申請額算出表		・補助金交付申請予定額を算出すること	●	定型様式4-2	P164 ～166
④	建築図面 (A3で作成)	配置図	・真北と建物との方位角が記載されていること	●	様式自由 (A3用紙)	—
⑤		平面図 (兼設備設置図)	・各階毎に部屋名・寸法が記載されていること ・補助対象となる全ての設備について設置場所を記入すること ＜蓄電システムを導入なしの場合＞ ・非常用コンセント設置予定位置を記載すること ＜蓄電システムを導入の場合＞ ・自立分電盤を設置する場合は設置予定位置を記載すること	●		
⑥		立面図 (四面)	・東西南北の四面が全て記載されていること ・断面図と同等に階高等が記載されていること (太陽光発電のパネルが記載されていること)	●		
⑦	【選択要件②】 高度エネルギー マネジメントを選択した場合	申請時に AIF認証取得が 完了していない 場合	・AIF認証取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による ECHONET Lite AIF認証取得に係る意思決定を示す文書	○	様式自由	—
		自己確認での 対応の場合	・自己確認したことを証する書面(自己確認適合書等) ・住宅設備機器メーカー等が公表するホワイトリスト (詳細はP112参照)	○	様式自由	—
⑧	【選択要件③】 電気自動車 (プラグインハイ ブリット車を含む) を活用した自家 消費の拡大措置 のための充電設備 を選択した場合	設置図	・設置図には電気自動車の保管(充電)場所及びコンセントの 設置位置を記載※すること ※設置図は、上記④配置図又は⑤平面図(兼設備設置図) との兼用を可とする	○	様式自由	—
⑨	蓄電システム 以外の設備を 申請する場合	補助対象となる 建材・設備の カタログ又は Webカタログの 表紙と該当 建材・設備が 記載されている ページ	・カタログには、該当建材・設備が記載された ページに付箋を貼り、内容を蛍光ペン等で マークを入れること	○	—	—
⑩	印鑑登録証明書(写し)		・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月 以内のもの ・共同申請者がいる場合は事前にSIIへ要相談とする	●	—	—
⑪	提出書類内容チェックリスト		・①～⑪の書類について、添付漏れや記入の不備が ないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式4-5	P157

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

4 交付申請書及び添付書類の入力例

定型様式4-5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 4-5

提出書類内容チェックリスト(平成31年度 ZEH+R強化事業)

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P153参照)提出すること。
(注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申請者名		環境 太郎			
手続代行者名		□□□□ 株式会社 □□□□ 支店			
No	書類名	項目		内容	確認欄
①	交付申請書 (様式第1)	交付申請書		申請する様式は平成31年度 ZEH+R強化事業のものか。	☐
				必要事項が記入されているか。	☐
		別紙2 誓約書	申請者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
			共同申請者 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
			手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。	☐
②	実施計画書	実施計画書全般		申請する住宅の概要、選択要件、設備仕様等、交付申請時の必要事項が全て記入されているか。	☐
③	交付申請額算出表	交付申請額算出表		合計金額は正しく表示されているか。	☐
		蓄電システム明細 蓄電システムを補助対象にする場合のみ		申請する蓄電システムの設備情報、補助対象費用の算出、算出業者名の記入及び捺印等、必要事項が全て記入されているか。	☐
		太陽熱温水利用システム明細 太陽熱温水利用システムを補助対象にする場合のみ		申請する太陽熱温水利用システムの設備情報等、必要事項が全て記入されているか。	☐
④	建築図面 (A3用紙で提出すること)	配置図		真北と建物との方位角が明記されているか。	☐
		平面図(兼設備設置図)		各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。 また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか。 ・蓄電システムを導入なしの場合> ・非常用コンセント設置予定位置記載しているか。 ・蓄電システムを導入の場合> ・自立分電盤を設置する場合は設置予定位置を記載しているか。	☐
				東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか。	☐
		立面図(四面)		太陽光パネルの枚数、容量が明記されているか。	☐
⑤	【選択要件②】 高度エネルギー マネジメントを選択 した場合のみ	AIF認証 関連書類	AIF認証取得意思決定文書 (AIF認証の取得が完了していない場合)	責任を有する主体(機器メーカー等)の名称は記載されているか。	☐
			・自己適合宣言書等 ・住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト (AIF認証を取得せず自己確認の場合)	左記で表記された書類が、2点揃っているか。	☐
⑥	【選択要件③】 電気自動車を活用した 充電設備を選択した場合のみ	設置図		電気自動車の保管(充電)場所及び電気自動車用コンセントの設置位置がわかるか。 ※上記④配置図又は平面図(兼設備設置図)との兼用を可とする	☐
⑦	蓄電システム以外 の設備を申請する 場合	補助対象設備 となる建材・設備 のカタログ (Webカタログの 印刷でも可)	付箋	該当の建材・設備が記載されたページに付箋が貼ってあるか。	☐
			記載箇所の明記	該当の建材・設備が記載された箇所に蛍光ペン等でマークは入れているか。	☐
⑧	印鑑登録証明書(写し)	発行日		交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内のものであるか。	☐
		登録者		申請者本人のものであるか。	☐
⑨	提出書類内容チェックリスト	申請書ファイルの背表紙		申請書ファイルに背表紙を付けているか。	☐
		チェックの確認		提出書類内容チェックリストに確認漏れはないか。	☐

様式第1(交付申請書) 1/4

様式第1 交付申請書

2019 年 〇〇 月 〇〇 日
(1 / 4 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

1
・申請者印は実印で捺印すること
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

2
申請者 住 所
法人名又は氏名
代表者名等
生年月日
・住所
・氏名
・生年月日
以上が印鑑登録証明書と一致していること

〒 000 - 0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
環境 太郎



共同申請者 住 所
法人名又は氏名
代表者名等

3
共同申請者がいる場合は
SIIに連絡すること

印

手続代行者 住 所
会社名等
代表者名等

〒 111 - 1111
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 支店
支店長 〇〇 〇〇



4
代表者等名は必ず役職名、
氏名をフルネームで入力すること

平成 3 1 年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金

交付申請書

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からのネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

ZEH支援事業
先進的再エネ熱等導入支援事業
ZEH+実証事業
ZEH+R強化事業

様式第1(交付申請書) 2/4

記 (2 / 4 枚)

1. 申請する補助事業

平成 3 1 年度 Z E H + R 強化事業

2. 補助事業の名称

環境 太郎邸 Z E H + R 強化事業

3. 補助事業の実施計画

別添による

4. 補助金交付申請予定額

平成 3 1 年度 Z E H + R 強化事業

補助対象住宅	1, 250, 000 円
蓄電システム	144, 000 円
太陽熱利用温水システム	170, 000 円
合計	1, 564, 000 円

1
交付申請額算出表と一致しているか
確認すること

5. 事業予定期間

着手予定日	2019 年 〇 月 〇〇 日
完了予定日	2019 年 〇〇 月 〇〇 日

2
西暦で入力すること

6. 暴力団排除に関する誓約事項 (別紙 1)

7. 交付申請に関する誓約書 (別紙 2)

(備考) 用紙は日本工業規格A 4 とし、縦位置とする。

様式第1(交付申請書) 3/4

別紙 1

1

- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
- ・（１）～（４）に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

(3 / 4 枚)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第1(交付申請書) 4/4

別紙 2

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

1

一枚目から自動表示

(4 / 4 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

平成 3 1 年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金
誓約書

- 私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。
1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
 2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
 3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
 4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
 5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
 6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
 7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
 8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適合して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
 9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
 10. 免責
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
 11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。
- 上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

2

入力必須

2019 年 〇〇 月 〇〇 日

3

実印を押印すること

印

申請者 法人名又は氏名
代表者名等

環境 太郎

共同申請者 法人名又は氏名

4

交付申請書（1/4枚）の
手続代行者記載情報と一致していること

手続代行者 法人名
代表者名等

〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇 支店
支店長 〇〇 〇〇

5

代表者印を押印すること
（社印は不可）

印

代表者印

定型様式4-1(1/2)
環境 太郎邸0000000

定型様式4-1 実施計画書 1/2

ZEH+R強化事業 実施計画書

1. 補助対象住宅の概要

交付申請者氏名	環境 太郎									
建設予定地	〒 000 - 0000 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇〇〇-〇									
建築区分	新築	地域区分	6	年間日射地域区分	A4	多雪地域	☐	ZEHの種別	ZEH+	
工法 該当工法に■をつける	☒ 木造 (軸組構法) ☐ 木造 (枠組壁工法) ☐ S造 ☐ RC造									
選択要件 導入する要件に■をつける	☒ 外皮性能の更なる強化 ☐ 高度エネルギーマネジメント ☒ 電気自動車を活用した充電設備									
停電時に、主たる居室で電源を確保する方法	☐ 非常用コンセント 3か所以上 ☒ 住宅内の通常回路に電力供給が可能な計画 ☐ レジリエンス強化のために導入する設備 ☒ 蓄電システム ☒ 自立制御電源を確保した太陽熱利用温水システム									

2. 床面積

(申請建物の建築基準法上の面積)

階数	1F	2F	3F	合計 (㎡)
床面積 (㎡)	78.66	60.15		138.81

3. 断熱性能

外皮平均熱貫流率(UA) (小数点第二位まで、三位以下切上げ)	0.48	再生可能エネルギー等を除いた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点以下切捨て)	35	%削減
冷房期平均日射熱取得率(η _{AC}) (小数点第一位まで、二位以下切上げ)	1.5	再生可能エネルギー等を加えた、基準一次エネルギー消費量からの一次エネルギー消費量削減率(小数点以下切捨て)	132	%削減

4. 他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

☐ 平成31年度 需要側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

☐ 平成31年度 災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金

☐ 平成30年度 補正予算 災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金

☐ 平成31年度 「燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」

☐ すまい給付金

☐ その他 ()

5. ZEHビルダー/プランナー情報

ビルダー/プランナー登録番号	ZEH28●●●●●●●●●●	グループ番号	●●●●
ビルダー/プランナー登録名称	●●●●● ハウス		

6. 手続代行者情報

手続代行担当者は申請内容に関する問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること。
本人申請の場合も、問合せ等に確実に応じることができるよう申請者本人の連絡先を必ず記入すること

手続代行会社名	〇〇〇〇 株式会社	支店名	〇〇〇〇 支店
所 属	〇〇部	担当者氏名	〇〇〇 〇〇
住 所	〒 111 - 1111 〇〇 県 〇〇 市 〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		

定型様式4-1 実施計画書 2/2

定型様式4-1(2/2)
環境 太郎邸0000000

交付申請時

実績報告時

7.住宅の設備仕様(設置する設備機器は全て記入すること)

交付番号

SII-ZR-

-d-

① 空調設備

I. 個別エアコン(事業完了時に住宅に設置するエネルギー消費効率の区分「い」の機器のみを記入すること)

設置場所	エネルギー消費効率の区分	台数	1	設置する区分(い)のエアコンを記入する	型番	SIIチェック欄
1) 主たる居室	い	1				
AIF認証	-			AIF認証番号	アダプター型番	
2) AIF認証	-		2	選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること	アダプター型番	

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	暖房COP	冷房COP	メーカー名	型番	暖房COP	冷房COP	SIIチェック欄
AIF認証	-			AIF認証番号			

III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用兼用	暖房COP	暖房部熱効率(%)	メーカー名	型番	暖房COP	暖房部熱効率(%)	SIIチェック欄
3	主たる居室", "その他の居室", "全ての居室" からプルダウンで選択	4 給湯設備と併用の場合は入力不要	5 熱源機の情報のみを入力							

② 換気設備(24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	温度(顕熱)交換効率(%)	比消費電力[W/(m³/h)]	台数	メーカー名	型番	温度(顕熱)交換効率(%)	消費電力(W)	換気風量(m³/h)	比消費電力[W/(m³/h)]	台数	SIIチェック欄
ダクト式第一種換気	65%以上	0.4以下	1								
6	1台あたりの値に基づき、選択										

比消費電力合計W/(m³/h)

③ 給湯設備(セット型番があるものは、セット型番を記入すること)

種類	効率			メーカー名	型番	効率			SIIチェック欄	
	電気年間給湯(保溫)効率	ガスエネルギー消費効率(%)	ハイブリッド年間給湯効率(%)			電気年間給湯(保溫)効率	ガスエネルギー消費効率(%)	ハイブリッド年間給湯効率(%)		
潜熱回収型ガス給湯機		94%以上		7	選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること					
AIF認証	-				AIF認証番号	アダプター型番				

④ 太陽光発電システム

公称最大出力の合計(kW)	メーカー名	型番	設置枚数	公称最大出力(W)	合計(kW)	SIIチェック欄
7.60						
合計(kW)						

⑤ エネルギー計測装置(HEMS本体)

HEMS		メーカー名	型番	SIIチェック欄
要件を満たす機種の設置有り		9	選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること	
メーカー名	型番			
AIF認証	-		AIF認証番号	

⑥ 蓄電システム

蓄電システム		SIIチェック欄
設置有り	10	選択要件にて"高度エネルギーマネジメント"を選んだ場合は入力すること
AIF認証	-	
APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定Release H以降に準拠している		

⑦ 太陽熱利用温水システム

太陽熱利用温水システム		SIIチェック欄
設置有り((算出表別紙2)参照)		

定型様式4-2 交付申請額算出表

定型様式4-2
環境 太郎邸0000000

交付申請額算出表

[1]補助金交付申請予定額内訳

1. 戸建住宅の補助金申請額（一戸あたりの定額 ZEH+R: 125万円）

戸建住宅の補助金申請額	1,250,000	円
-------------	-----------	---

2. 蓄電システム導入補助金申請額

（算出表別紙1）蓄電システム明細

蓄電システム導入補助金申請額	144,000	円
----------------	---------	---

3. 太陽熱利用温水システム導入補助金申請額

（算出表別紙2）太陽熱利用温水システム明細

太陽熱利用温水システム 導入補助金申請額	170,000	円
-------------------------	---------	---

明細と一致しているか
確認すること

[2]補助金交付申請予定額

補助金交付申請予定合計金額（1+2+3）

補助金交付申請予定額	1,564,000	円
------------	-----------	---

ZEH支援事業
先進的再エネ等導入支援事業
ZEH+実証事業
ZEH+R強化事業

定型様式4-2 交付申請額算出表 別紙1 蓄電システム明細

算出表別紙1

環境 太郎邸0000000

(算出表別紙1)蓄電システム明細

[1]補助対象蓄電システム

1. 設備情報

メーカー名	〇〇〇
パッケージ型番	〇〇〇〇〇〇
初期実効容量	7.2 kWh (Ⅰ)
蓄電容量	8.0 kWh
保証年数	12 年
PCSのタイプ	ハイブリッド
PCSの定格出力	7.2 kW
申請可能な導入価格の上限額	936,000 円
蓄電システム導入価格※1 (補助対象費用)	880,000 円 (Ⅱ)

※1 蓄電システム1台あたりの導入価格(見積金額)を記入してください。

導入台数	1 台 (Ⅲ)
補助金の算出額(1kWhあたり)	20,000 円 (Ⅳ)

2. 補助金の算出

初期実効容量(合計)	7.2 kWh	144,000 円	①=(Ⅰ)×(Ⅲ)×(Ⅳ)
------------	---------	-----------	---------------

3. 蓄電システムの導入価格

蓄電システムの合計金額 (補助対象費用)	880,000 円	②=(Ⅱ)×(Ⅲ)
-------------------------	-----------	-----------

補助対象費用の1/3	293,333 円	③=②の1/3
------------	-----------	---------

4. ①、③のいずれか低い金額

蓄電システム導入補助金申請額	144,000 円	④=①、③のいずれか低い金額
----------------	-----------	----------------

5. 補助対象費用 算出業者名

(②の金額を算出した業者の名前を記入し、社印を捺印すること)

〇〇県〇〇市〇〇-〇〇
〇〇〇〇株式会社

会社名・住所を
入力すること

社印を押印すること

印

6. (複数種設置した場合のみ)別機種の蓄電システム補助金申請額

蓄電システム導入補助金申請額※2	円 ⑤
------------------	-----

※2 蓄電システムを複数種設置した際は、このシートをコピー、[1]1. ~5. まで入力し、自動表示された④蓄電システム導入補助金申請額を当欄に記入してください。

別機種の2台目がある場合は、
金額を直接入力する

7. 蓄電システム導入補助金合計申請予定額

補助金合計申請予定額	144,000 円	⑥=④+⑤
------------	-----------	-------

[2]補助額上限

補助額上限	300,000 円	⑦
-------	-----------	---

[3]合計

蓄電システム導入補助金申請額	144,000 円	⑧=⑥、⑦のいずれか低い金額
----------------	-----------	----------------

定型様式4-2 交付申請額算出表 別紙2 太陽熱利用温水システム明細

算出表別紙2

環境 太郎邸0000000

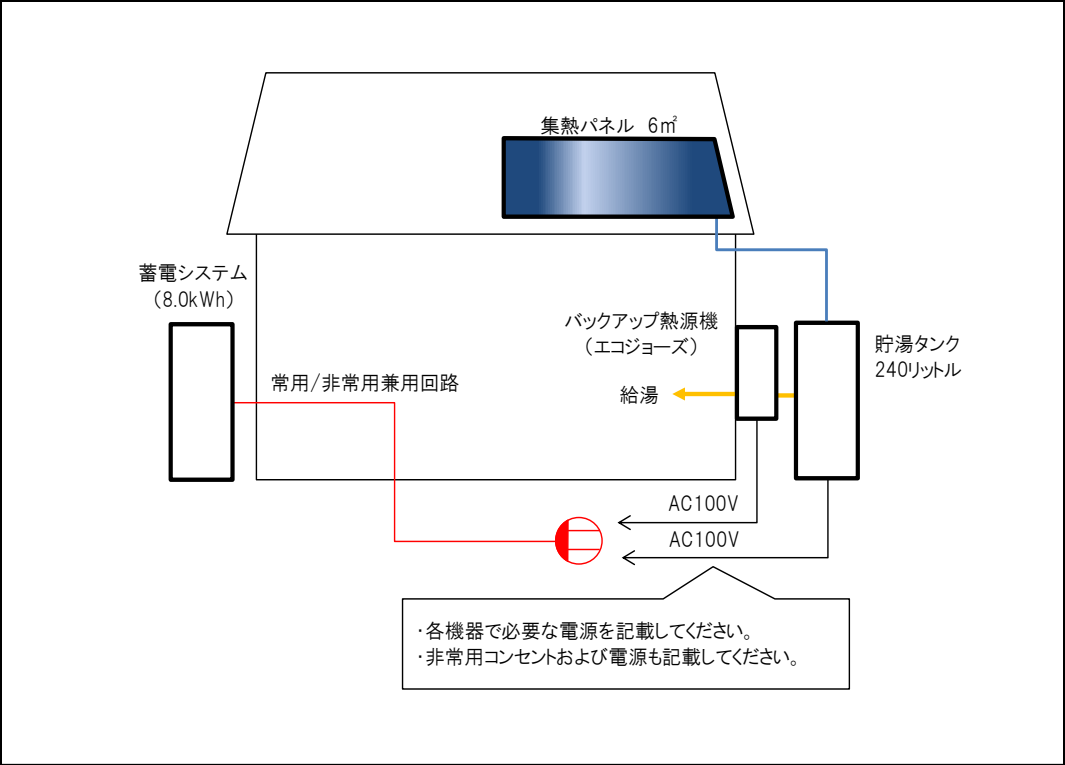
(算出表別紙2)太陽熱利用温水システム明細

設備情報

メーカー名	○×エネルギー株式会社		優良ソーラーシステム認証番号 ※番号取得していれば記載		9999999		
集熱方式	■ 液体集熱式	集熱パネル①品番	XX-20A	集熱パネル①枚数	3 枚	集熱パネル 総面積	6 m ²
		集熱パネル②品番		集熱パネル②枚数	枚		
		集熱パネル③品番		集熱パネル③枚数	枚		
	□ 空気集熱式	貯湯タンク品番	XT-240B	タンク容量	240 ℓ		
バックアップ 熱源機の種類 ・電源電圧	□ タンク一体 ■ タンク別置						
	タンク別置の場合の熱源機	■ エコジョーズ □ エコキュート □ その他()					
	■ AC100V □ AC200V						
システムの 非常時電源	■ 蓄電システム(蓄電容量: 8.0 kWh) □ その他()						
	□ 小型非常用電源	メーカー名		型番		出力	W

太陽熱利用温水システム 導入補助金申請額	170,000	円
-------------------------	---------	---

・システム構成図(別紙でも可)
イラストや構成図を用いて、システム全体を表現する。
集熱パネル、貯湯タンク、バックアップ熱源機を記載し、貯湯タンク・熱源機等関連機器で停電時に必要とする電源(コンセント)も記入する。



5 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号**を明記し、**内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。
複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。
なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内
『平成31年度 ZEH+R強化事業』 申請係

会社名
担当者氏名
電話番号

※あてはまる内容物に
チェックをしてください
☐ 交付申請書
☐ その他の書類

複数申請書を同封の場合
申請書数 件

申請書提出先シート

使用例

上記は、平成31年度 ZEH+R強化事業 の提出先を示したものです。
提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

(3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

各補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧ください

「ZEH支援事業」 「先進的再エネ熱等導入支援事業」	「ZEH+実証事業」	「ZEH+R強化事業」
https://sii.or.jp/moe_zeh31/	https://sii.or.jp/meti_zeh31/	https://sii.or.jp/zeh_plus_r31/
TEL 03-5565-4030 【受付時間】 平日 10:00～17:00	TEL 03-5565-4081 【受付時間】 平日 10:00～17:00	

